

第 4 編

災害応急対策計画

第 1 章 防災組織計画

第 1 節 組織計画（県危機管理部）

1 計画方針

大規模な地震が起こり県内に災害が発生した場合において、被害の拡大を防御し、又は応急的救助等を行うため、災害応急対策実施責任機関は、必要に応じこの計画を基本としながら、それぞれの計画に基づき、また、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」における支援等を考慮し、応急対策を実施する。

2 和歌山県の組織

(1) 職員の警戒体制及び配備体制等

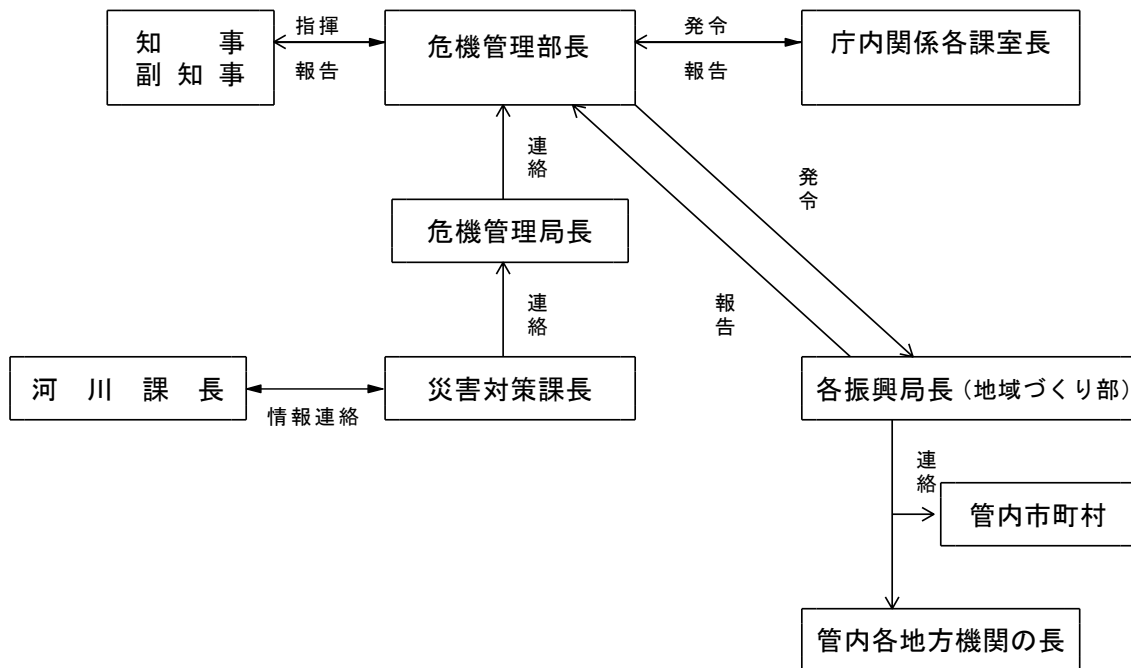
危機管理部長、地震に関する情報や津波警報等により、災害の発生が予想される場合、「職員の防災体制等措置要領」に基づき、県災害対策本部設置以前の体制として、次の基準による警戒体制及び配備体制を発令し、地震・津波情報等の収集及びその通報並びに被害状況等のとりまとめ、その他災害対策に関する連絡調整の万全を期するものとする。

なお、各振興局長は、警戒体制及び配備体制の発令の通報を受けたときは、直ちに管内各地方機関に連絡するとともに、当該体制に対応する警戒、配備その他必要な態勢をとり、災害対策の万全を期するものとする。

ア 発令の基準

区 分	基 準	動員配備人員
危機管理部による 情報収集体制	① 地震が発生し、県外で震度 6 弱以上を記録したとき。	危機管理部の 必要人員
警戒体制	① 地震が発生し、県内で震度 4 を記録したとき。 ② 和歌山県に津波注意報が発表されたとき。 ③ 危機管理部長が必要と認めたとき。	関係各課室の 必要人員
配備体制	① 危機管理部長が必要と認めたとき。 (地震による重大な二次災害が発生するおそれがあると認められるとき。)	

イ 指令系統



- a 各課（室）長、各振興局長及び各地方機関の長は、常に職員の非常招集に関する連絡体制を整えておかなければならない。
- b 危機管理部長は、必要な担当課室の範囲を増減することができる。
- c 警戒体制及び配備体制に必要な人員は、関係各課（室）長の裁量によるものとする。
- d 電話交換員の配置について、災害対策課長は管財課長と協議する。
- e 関係各課（室）長は、警戒体制及び配備体制の人員について、危機管理部長に速やかに報告しなければならない。
- f 各振興局及び各地方機関は、警戒体制及び配備体制の発令の通報を受けたときは、本庁に準じて警戒、配備その他必要な態勢をとらなければならない。
- g 各振興局長は、警戒体制及び配備体制の人員について、管内地方機関の分を取りまとめるうえ、危機管理部長に速やかに報告しなければならない。
- h 警戒体制及び配備体制を解除した場合も、上記指令系統により伝達する。
- i 警戒体制及び配備体制以前の体制として、下記の場合は、危機管理部において対応し、被害情報等の収集に当たるものとする。

(7) 地震が発生し、県外で震度6弱以上を記録したとき。

(2) 和歌山県災害対策本部

県内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、知事の指揮を受けて「和歌山県災害対策本部」を設置する。

ただし、知事の指揮を受けることができない場合は、副知事、危機管理部長の順位により指揮を受けるものとする。

なお、この際、法令等に基づき他に設置されている「和歌山県水防本部」、「和歌山県教育委員会事務局職員（本庁各課）防災体制」、「和歌山県警察災害警備本部」を、それぞれ県災害対策本部の中の県土整備部、教育部、警察部として、組織の一元化を図る。

また、県災害対策本部を設置したとき及び廃止したときは、その旨を直ちに告示する。

ア 県災害対策本部の設置及び廃止基準

① 設置基準

	基 準	動員配備人員
災害対策本部 非常体制 1 号	① 和歌山県に津波警報が発表されたとき。 ② 地震が発生し、県内で震度 5 弱又は 5 強を記録したとき。 ③ リアルタイム地震・津波関連情報表示システムにより、津波からの避難を呼びかける緊急速報メールが配信されたとき。 ④ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 ⑤ 知事が必要と認めたとき。（災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用をしなければならないような災害が予想されるとき。）	職員の防災体制等措置要領に定める関係班・必要人員
災害対策本部 非常体制 2 号	① 和歌山県に大津波警報が発表されたとき。 ② 地震が発生し、県内で震度 6 弱以上を記録したとき。 ③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 ④ 知事が必要と認めたとき。	全 班 全 職 員

② 廃止基準

- a 災害発生のおそれが解消したとき。
- b 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- c その他本部長が必要なしと認めたとき。

イ 組織編成

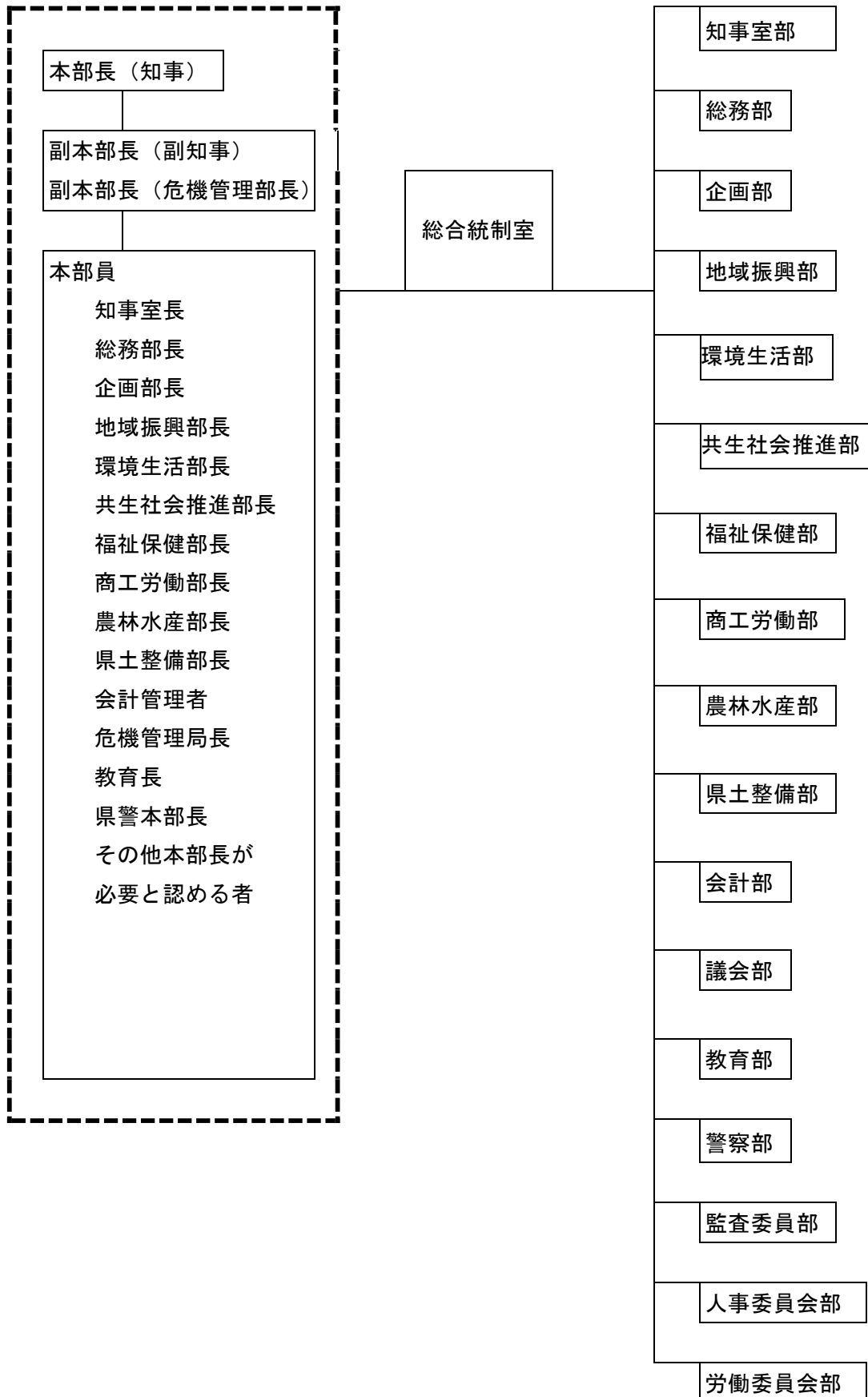
県災害対策本部の組織編成は、「和歌山県災害対策本部条例」及び「和歌山県災害対策本部規則」並びに本計画の定めるところによるものとする。

① 系 統			支	名 称	位 置	所 管 区 域
和歌山県災害対策本部 県 庁 内				海草支部	海草振興局内	和歌山市、海南市、海草郡
				那賀支部	那賀振興局内	紀の川市、岩出市
				伊都支部	伊都振興局内	橋本市、伊都郡
地 方 連 絡 部				有田支部	有田振興局内	有田市、有田郡
名 称	位 置	連絡先		日高支部	日高振興局内	御坊市、日高郡
東京地 方連絡 部	東京事 務所内	各省庁		西牟婁支部	西牟婁振興局内	田辺市、西牟婁郡
				東牟婁支部	東牟婁振興局内	新宮市、東牟婁郡

② 組 織

a 本部組織

本 部 会 議



b 指揮命令系統の確立

本部長に事故があるときは、副知事、危機管理部長の順位により、和歌山県災害対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）が指揮をとる。

ただし、副知事及び危機管理部長に事故があるときは、危機管理局長を副本部長に充てる。

c 国の非常（緊急）災害現地対策本部との連携

本部は、国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合は、国の非常（緊急）災害現地対策本部と密接な連携を図るものとする。

d 防災関係機関の職員の派遣

本部は、必要と認める場合は、防災関係機関に本部への職員の派遣を要請することができる。

この場合、防災関係機関は、迅速に職員を派遣するよう努めるものとする。

e 本部会議の開催

災害応急対策の基本方針の決定、その他必要な事項を協議するため、本部会議を県庁南別館災害対策本部室等において開催するが、本部会議の会議内容はおおむね次のとおりとする。

(7) 報告事項

○ 気象情報及び災害情報

○ 配備体制について

災害対策本部各部の配備体制

県内市町村の配備体制

自衛隊及び公共機関等の配備体制

○ 各部措置事項について

○ 被害状況について

○ そ の 他

(イ) 協議事項

○ 国の非常（緊急）災害現地対策本部との調整事項

○ 応急対策への指示

○ 各部間調整事項

○ 自衛隊災害派遣要請の要否

○ 他府県応援要請の要否

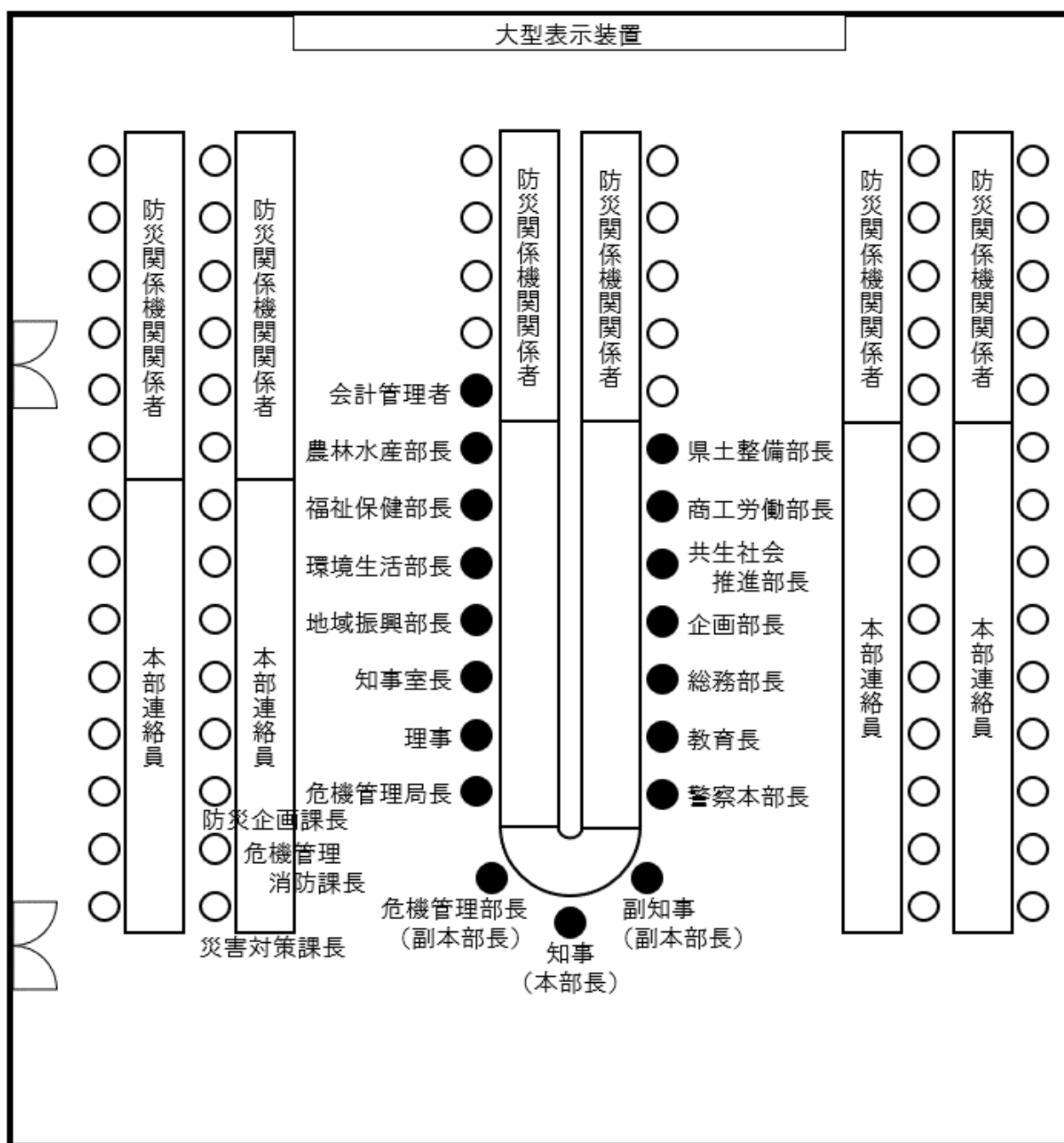
○ 現地調査班編成の決定

○ 被災者に対する見舞金品給付の決定

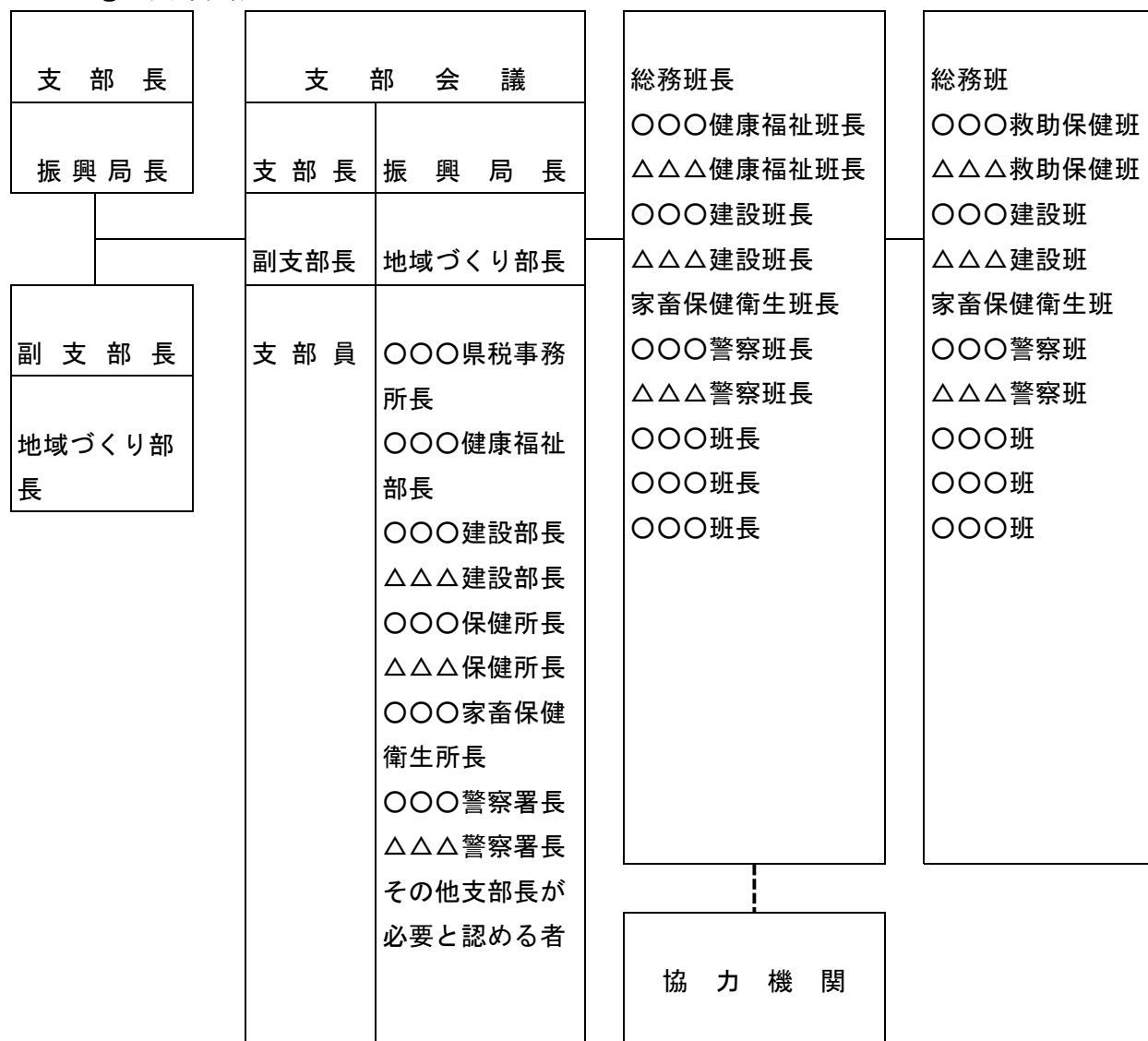
○ 次回本部会議開催予定日時の決定

○ そ の 他

f 災害対策本部会議配席計画表



g 支部組織



h 支部における指揮命令系統の確立

支部長に事故があるときは、副支部長が、その職務を代理する。

支部長及び副支部長に事故があるときは、あらかじめ支部長が指名した支部員が、その職務を代理する。

i 副本部長の支部への派遣

本部長は、支部との通信途絶、的確かつ迅速な災害応急対策の決定等、災害応急対策等の実施について必要があると認めるときは、副本部長を支部に派遣することができる。

副本部長は、支部に派遣されたときは、支部に必要な指示を与えることができる。

j 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害地における人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。現地本部は、災害地の災害応急対策の実施に適した場所に設置するものとし、その際当該災害地を所管する支部の組織は現地本部に包含されるものとする。

③ 編成及び事務分掌

a 本 部

本部に、総合統制室及び部を設け、総合統制室に室長、副室長及び室員を、各部に部長、副部長、班長及び班員を置き、必要に応じて部長付及び副班長を置く。なお、各部の班のうち、指定する班（主管課等を含む班）を幹事班とする。

(7) 総合統制室

- 室長は、上司の命を受け、当該室に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 副室長は、上司の命を受け、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 室員は、上司の命を受け、当該室の事務に従事する。

(イ) 部

- 部長は、上司の命を受け、当該部に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 副部長は、上司の命を受け、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副部長が2人以上あるときは、あらかじめ部長が定める順序により、その職務を代理する。
- 部長付は、上司の命を受け、特に指示された事務を処理する。
- 班長は、上司の命を受け、当該班に属する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 副班長は、上司の命を受け、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副班長が2人以上あるときは、あらかじめ班長が定める順序により、その職務を代理する。
- 班員は、上司の命を受け、当該班の事務に従事する。

(ウ) 本部連絡員

- 総合統制室に本部連絡員を置く。
- 本部連絡員は、本部会議の決定事項等について、各部及び各班の連絡事務を処理する。
- 本部連絡員は、次に掲げる部の職員で当該部長の指名する者をもつて充てる。この場合において、部長は、幹事班（警察部にあっては派遣班）の職員を1名以上指名するものとする。

知事室部

総務部

企画部

地域振興部

環境生活部

共生社会推進部

福祉保健部

商工労働部

農林水産部

県土整備部

会計部

議会部

教育部

警察部

(エ) 緊急防災要員

- 本部の初動体制確立及び初動・応急対応業務のため、緊急防災要員を置く。
- 緊急防災要員は、県庁の近隣に居住する職員のうちから、知事が任命する。
- 緊急防災要員を総合統制室の事務を分掌させる際は、過去の所属部署や災害対応の経験等を踏まえることとし、より有効に即応体制を整備するものとする。

(オ) 災害時緊急支援要員

- 市町村の災害応急対策支援及び被災地における情報収集等のため、本部に災害時緊急支援要員を置く。
- 災害時緊急支援要員は、知事が任命する。

(カ) 災害廃棄物処理支援要員

- 市町村における迅速な災害廃棄物の処理を支援するため、本部に災害廃棄物処理支援要員を置く。

(キ) 住家被害認定士リーダー

- 市町村における迅速な住家被害認定業務を支援するため、本部に住家被害認定士リーダーを置く。
- 住家被害認定士リーダーは、知事が任命する。

(ク) 編成及び事務分掌

各班の編成及び事務分掌の概略については別表に示すとおりであって、この表で分掌されていない災害応急対策の分担は、本部会議あるいは本部総合統制室においてその都度定めるものとする。

なお、警察部の編成及び事務分掌は、和歌山県警察本部で定めるところによる。

和歌山県災害対策本部総合統制室の編成及び事務分掌

室 名	室 長 副室長	事務分担者 (室員)	事 務 分 掌
総合統制室	(室長) 危機管理部長 (副室長) 危機管理局長	危機管理消防課員 防災企画課員 災害対策課員 広報課員 人事課員 市町村課員 総合交通政策課員 デジタル社会推進課員 県民生活課員 生活衛生課員	1 災害対策本部の設置及び本部会議の運営に関すること。 2 現地災害対策本部の設置に関すること。 3 県防災会議の運営に関すること。 4 国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること。 5 総合統制室職員の動員、要員の確保及び安否の取りまとめに関すること。 6 被害状況及び災害応急対策実施状況等に関する情報の収集、記録及び伝達に関すること。 7 地震・津波情報及び気象情報等の受領及び伝達に関すること。 8 県防災行政無線等の管理及び運用に関すること。 9 防災関連システム等の管理及び運用に関すること。

	社会福祉課員 医務課員 商工振興課員 成長産業推進課員 道路保全課員 議会事務局員 監査委員事務局員 人事委員会事務局員 労働委員会事務局員 室長が必要に応じ指名した部の職員	10 自衛隊の派遣要請、受入及び活動調整に関する事 11 緊急消防援助隊の派遣要請、受入及び活動調整に関する事 12 海上保安庁の派遣要請、受入及び活動調整に関する事 13 応援協定に基づく要請に関する事 14 防災ボランティアの要請に関する事 15 総合輸送ルート（陸・海・空路）の設定に関する事 16 応援ヘリコプターの要請、受入及び活動調整に関する事 17 県防災ヘリコプターの運航管理に関する事 18 火薬類、高圧ガス及び危険物等の災害応急対策に関する事 19 燃料供給施設に係る被害状況の収集並びに燃料需要の取りまとめ及び燃料供給に係る災害応急対策に関する事 20 電気、通信、上水道、都市ガス等に係る被害状況の収集及び災害応急対策に関する事 21 停電及び通信障害の情報に係る問い合わせの対応に関する事 22 石油コンビナート等事業所の災害応急対策に関する事 23 報道機関との連絡調整に関する事 24 安否不明者の氏名等の公表に関する事 25 各種報道媒体を活用した災害広報に関する事 26 災害、救援等の情報に係る問い合わせの対応に関する事 27 災害及び復興の記録に関する事 28 被災地の調査に関する事 29 孤立集落の支援に関する事 30 職員の配置に係る調整に関する事 31 災害救助物資の調達及び供給に関する事 32 救援物資の輸送に関する事 33 初動時の緊急医療体制の確立に関する事 34 医療救護活動の実施に関する事 35 交通の規制、運行等に関する情報の収集、記録及び伝達に関する事 36 緊急輸送道路の確保に係る情報の収集、記録及び伝
--	--	---

			達に関する事。 37 災害時緊急支援要員の派遣及び活動調整に関するこ と。 38 その他必要な事。
--	--	--	--

和歌山県災害対策本部各部の編成及び事務分掌

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
知事室部	(部長) 知事室長 (副部長) 広報課長	(幹事班) 広報班	(班長) 広報課副課長	広報課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関する こと。 3 各種媒体を活用した災害 広報に関する こと。 4 報道局等の被災状況に 関する こと。 5 災害及び復興の記録誌に 関する こと。 6 その他必要なこと。
		秘書班	(班長) 秘書課長 (副班長) 万博推進課長	秘書課員 万博推進課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 本部長及び副本部長の 秘書に 関する こと。 3 各種陳情の応援及び被災 地の視 察に 関する こと。 4 その他必要なこと。
総務部	(部長) 総務部長 (副部長) 総務管理 局長 行政企画 局長	(幹事班) 総務班	(班長) 総務課長 (副班長) 総務課副課長	総務課員	1 各部幹事班共通業務に 関する こと。 2 各班共通業務に 関する こと。 3 その他必要なこと。
		人事職員 班	(班長) 人事課長 (副班長) 職員厚生室長 考査課長 行政管理課長	人事課員 職員厚生室員 考査課員 行政管理課員	1 各班共通業務に 関する こと。 2 職員の動員に 関する こと。 3 職員の派遣要請に 関する こと (災害対策基本法に基 づくものを 除く。) 4 職員の配置等、人 的措置に 関する こと。 5 職員の安否状況調 査に 関する こと。 6 職員の救援に 関する こと 7 職員の公務災害補 償に 関する こと。 8 長期従事職員に係 る対応に 関する こと。 9 その他必要なこと。

		財政班	(班長) 財政課長 (副班長) 財政課副課長	財政課員	1 各班共通業務に関すること。 2 災害対策に係る予算措置に関すること。 3 その他必要なこと。
		税務班	(班長) 税務課長 (副班長) 税務課副課長	税務課員	1 各班共通業務に関すること。 2 災害時の県税の徴収猶予、減免等に関すること。 3 県税関係システムの応急復旧対策に関すること。 4 その他必要なこと。
		市町村班	(班長) 市町村課長 (副班長) 市町村課副課長	市町村課員	1 各班共通業務に関すること。 2 市町村行政の応援に関すること。 3 市町村応急復旧資金のあっせんに関すること。 4 その他必要なこと。
		管財公共 建築班	(班長) 管財課長 (副班長) 管財課副課長	管財課員 公共建築課員	1 各班共通業務に関すること。 2 本庁舎管理に係る災害応急対策に関すること。 3 本庁舎設備に係る災害応急対策に関すること。 4 庁舎内への出入り者への対応及び調整に関すること。 5 自衛消防隊の活動状況の把握に関すること。 6 各総合庁舎の被害及び災害応急対策の情報収集に関すること。 7 県有未利用地の災害応急対策への活用に関すること。 8 その他必要なこと。
		情報基盤 班	(班長) 情報基盤課長 (副班長) 行政企画課長	情報基盤課員 行政企画課員	1 各班共通業務に関すること。 2 行政情報システム等の応急復旧に関すること。 3 県行政情報通信ネットワークシステムの応急復旧に関すること。 4 その他必要なこと。

企画部	(部長) 企画部長 (副部長) 企画政策 局長 (部長 付) 国際担当 参事	(幹事班) 企画班	(班長) 企画課長 (副班長) 地域プロジェ クト対策室長 調査統計課長	企画課員 地域プロジェ クト対策室員 調査統計課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関すること。 3 和歌山県土地開発公社管理施 設の被災及び周辺被害に関する こと。 4 その他必要なこと。
		文化学術 班	(班長) 文化学術課長 (副班長) 文化学術課副 課長	文化学術課員	1 各班共通業務に関すること。 2 私立学校等の被害状況等の調 査、情報収集及び災害応急対策 に関すること。 3 その他必要なこと。
		国際班	(班長) 国際課長 (副班長) 国際課副課長	国際課員	1 各班共通業務に関すること。 2 海外からの災害支援等に係る 問い合わせ対応に関すること。 3 外国人の被災者に関する災害 情報対応に関すること。 4 その他必要なこと。
		スポーツ 班	(班長) スポーツ課長 (副班長) スポーツ課副 課長	スポーツ課員	1 各班共通業務に関すること。 2 社会体育施設の被害状況等の 調査、災害応急対策及び避難所 等の提供に関すること。 3 その他必要なこと。

地域振興部	(部長) 地域振興部長 (副部長) 地域政策局長 観光局長	(幹事班) 地域振興班	(班長) 地域振興課長 (副班長) 地域振興課副課長	地域振興課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。
		総合交通政策班	(班長) 総合交通政策課長 (副班長) 総合交通政策課副課長	総合交通政策課員 社会福祉課員 資源管理課員	1 各班共通業務に関すること。 2 公共交通機関(鉄道、バス、フェリー等)の運行等に関する情報の収集、記録及び伝達に関すること。 3 公共交通機関(鉄道、バス、フェリー等)及び関西国際空港の被害情報の収集、その他災害応急対策に関すること。 4 人員及び物資の輸送に係る総合的な調整に関すること。 5 その他必要なこと。
		デジタル社会推進班	(班長) デジタル社会推進課長 (副班長) デジタル社会推進課副課長	デジタル社会推進課員	1 各班共通業務に関すること。 2 通信の被害状況及び復旧状況に関する情報の収集、記録及び伝達に関すること。 3 通信関係事業者への情報提供に関すること。 4 臨時公衆電話の設置要請及び衛星携帯電話等の手配に関すること。 5 その他必要なこと。
		観光班	(班長) 観光振興課長 (副班長) 観光交流課長 ジオパーク室長	観光振興課員 観光交流課員 ジオパーク室員	1 各班共通業務に関すること。 2 観光施設の被害調査に関すること。 3 宿泊施設への避難者の受入れに関すること。 4 南紀熊野ジオパークセンターの被害状況の把握及び応急対策に関すること。 5 その他必要なこと。

環境生活 部	(部長) 環境生活 部長 (副部長) 環境政策 局長 生活局長	(幹事班) 脱炭素政 策班	(班長) 脱炭素政策課 長 (副班長) 自然環境課長	脱炭素政策課 員 自然環境課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関すること。 3 環境衛生研究センターの被害 状況の把握及び応急対策に関す ること。 4 自然公園等施設の被害状況の 把握に関すること。 5 その他必要なこと。
		環境班	(班長) 循環型社会推 進課長 (副班長) 環境管理課長 廃棄物指導室 長	循環型社会推 進課員 環境管理課員 廃棄物指導室 員	1 各班共通業務に関すること。 2 廃棄物処理に係る市町村被害 状況の情報収集に関すること。 3 廃棄物処理に係る応援に関す ること。 4 「大規模災害時における災害 廃棄物の処理等に関する協定 書」に基づく市町村からの応援 要請に対する連絡体制に関する こと。 5 災害時における大気・水質等 環境対策に関すること。 6 その他必要なこと。
		県民生活 班	(班長) 県民生活課長 (副班長) 県民生活課副 課長	県民生活課員	1 各班共通業務に関すること。 2 生活関連物資の価格需給動向 の調査に関すること。 3 県民相談に関すること。 4 ボランティア活動の総合調整 窓口の設置に関すること。 5 NPOサポートセンターの被 害状況の把握に関すること。 6 その他必要なこと。

		生活衛生班	(班長) 生活衛生課長 (副班長) 生活衛生課副課長	生活衛生課員	1 各班共通業務に関すること。 2 水道用水の供給に関すること。 3 食品衛生の確保に関すること。 4 火葬施設の被害状況の把握及び広域火葬の支援に関すること。 5 動物愛護センターの被害状況の把握及び応急対策に関すること。 6 動物の保護及び管理に関すること。 7 その他必要なこと。
共生社会推進部	(部長) 共生社会推進部長 (副部長) 人権局長 こども家庭局長	(幹事班) 人権政策班	(班長) 人権政策課長 (副班長) 人権施策推進課長	人権政策課員 人権施策推進課員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。
		こども支援班	(班長) こども未来課長 (副班長) こども支援課長 多様な生き方支援課長	こども未来課員 こども支援課員 多様な生き方支援課員	1 各班共通業務に関すること。 2 児童福祉施設入所児童等の保護に関すること。 3 被災母子家庭相談・支援に関すること。 4 保育所被害状況等の調査に関すること。 5 各青少年の家の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。 6 ジェンダー平等推進センターの被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。 7 その他必要なこと。

福祉保健部	(部長) 福祉保健部長 (副部長) 技監(行政組織規則第6条の表に掲げる福祉保健部に属する技監をいう。) 福祉保健政策局長 健康局長	(幹事班) 社会福祉班	(班長) 社会福祉課長 (副班長) 社会福祉課副課長	社会福祉課員 長寿社会課員 介護サービス指導課員 障害福祉課員 こころの健康推進課員 健康推進課員 国民健康保険課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関する こと。 3 災害救助法(昭和22年法律 第118号)に関する こと。 4 被災者生活再建支援法(平成 10年法律第66号)に関する こと。 5 食糧・生活必需品の確保に 関すること。 6 その他必要な こと。
		高齢者支援班	(班長) 介護サービス指導課長 (副班長) 長寿社会課長	長寿社会課員 介護サービス指導課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 高齢者に係る被災状況の 情報収集に関する こと。 3 老人福祉施設等に係る被害 情報の収集に関する こと。 4 高齢者の支援要請及び救 援依頼に関する こと。 5 その他必要な こと。
		障害児者支援班	(班長) 障害福祉課長 (副班長) こころの健康推進課長	障害福祉課員 こころの健康推進課員 医務課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 障害児者施設の被災状況 の情報収集に関する こと。 3 在宅障害児者の被災状況 の情報収集に関する こと。 4 こころのケア・サポ ートに関する こと。 5 その他必要な こと。
		医務班	(班長) 医務課長	医務課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 医療救護及び助産に 関すること。 3 医療機関等との連絡に 関すること。 4 保健師活動に 関すること。 5 その他必要な こと。

		健康推進班	(班長) 健康推進課長 (副班長) 国民健康保険課長	健康推進課員 国民健康保険課員	1 各班共通業務に関すること。 2 在宅重症難病患者の被災状況調査及び支援に関すること。 3 感染症予防に関すること。 4 防疫用薬品の確保に関すること。 5 母子保健関連情報の提供に関すること。 6 医療保険制度に関すること。 7 その他必要なこと。
		薬務班	(班長) 薬務課長 (副班長) 薬務課副課長	薬務課員	1 各班共通業務に関すること。 2 医薬品等の確保及び供給に関すること。 3 毒物劇物による災害応急対策に関すること。 4 その他必要なこと。
		公営企業班	(班長) 公営企業課長 (副班長) 公営企業課副課長	公営企業課員	1 各班共通業務に関すること。 2 公営企業関係施設（工業用水道）の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 公営企業関係施設（土地）の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4 災害緊急支出に関すること。 5 その他必要なこと。
商工労働部	(部長) 商工労働部長 (副部長) 商工労働政策局長 企業政策局長	(幹事班) 商工企画班	(班長) 商工企画課長 (副班長) 商工振興課長 償還指導室長	商工企画課員 商工振興課員 償還指導室員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 経済関係被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること。 4 中小企業者災害復旧関連融資対策に関すること。 5 中小企業者災害復旧高度化融資対策に関すること。 6 店舗等の被害調査に関すること。 7 その他必要なこと。

		労働班	(班長) 労働政策課長 (副班長) 労働政策課副課長	労働政策課員	1 各班共通業務に関すること。 2 被災者への雇用対策に関すること。 3 産業技術専門学院に係る被害対策に関すること。 4 その他必要なこと。
		企業政策班	(班長) 企業振興課長 (副班長) 成長産業推進課長 企業立地課長	企業振興課員 成長産業推進課員 企業立地課員	1 各班共通業務に関すること。 2 工場等の被害調査に関すること。 3 その他必要なこと。
農林水産部	(部長) 農林水産部長 (副部長) 農林水産政策局長 農業生産局長 森林・林業局長 水産局長	(幹事班) 農林水産振興班	(班長) 農林水産振興課長 (副班長) 研究推進課長 食品流通課長 里地里山振興室長	農林水産振興課員 研究推進課員 食品流通課員 里地里山振興室員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 農林水産関係被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること。 4 国有農地等の災害状況調査及び災害応急対策に関すること。 5 その他必要なこと。
		農業農村整備班	(班長) 農業農村整備課長 (副班長) 農業農村整備課副課長	農業農村整備課員	1 各班共通業務に関すること。 2 農地及び農業用施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 小匠防災ため池の災害応急対策に関すること。 4 海岸保全区域の被害調査及び災害応急対策に関すること。 5 地すべり等防止区域の被害調査及び災害応急対策に関すること。 6 その他必要なこと。

果樹園芸班	(班長) 果樹園芸課長 (副班長) 鳥獣害対策課長	果樹園芸課員 鳥獣害対策課員	1 各班共通業務に関する事。 2 災害救助に必要な米穀(市町村において不足した場合)の調達に関する事。 3 水稲、野菜、果樹等の被害調査及び災害応急対策に関する事。 4 災害応急対策用種苗の確保に関する事。 5 その他必要な事。
畜産班	(班長) 畜産課長 (副班長) 畜産課副課長	畜産課員	1 各班共通業務に関する事。 2 家畜等被害調査・応急対策に関する事。 3 家畜及び家きんの防疫に関する事。 4 家畜飼料の確保対策に関する事。 5 その他必要な事。
経営支援班	(班長) 経営支援課長 (副班長) 経営支援課副課長	経営支援課員	1 各班共通業務に関する事。 2 農業協同組合施設等の被害調査及び災害応急対策に関する事。 3 被災農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。 4 災害に伴う農業共済に関する事。 5 その他必要な事。
林業班	(班長) 林業振興課長 (副班長) 森林整備課長 全国育樹祭推進室長	林業振興課員 森林整備課員 全国育樹祭推進室員	1 各班共通業務に関する事。 2 林道の被害状況調査に関する事。 3 原木市場、製材工場等の被害状況調査に関する事。 4 被害林業者等への貸付手続の審査及び指導に関する事。 5 林業団体に対する災害応急対策の応援協力要請に関する事。 6 山地災害地及び治山施設の被害状況調査及び災害応急対策に

					関すること。 7 県立植物公園及び県立森林公園の被害状況調査及び災害応急対策に関すること。 8 林産物（民有林の森林）の被害状況調査に関すること。 9 林産物搬出施設等の被害状況調査に関すること。 10 特用林産物の被害状況調査に関すること。 11 その他必要なこと。
		水産振興班	（班長） 水産振興課長 （副班長） 資源管理課長	水産振興課員 資源管理課員	1 各班共通業務に関すること。 2 養殖魚介類及び水産業施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 漁業取締船による緊急輸送活動に関すること。 4 被災漁業者等に対する融資に関すること。 5 その他必要なこと。
県土整備部	（部長） 県土整備部長 （副部長） 技監（行政組織規則第6条の表に掲げる県土整備部に属する技監をいう。） 県土整備政策局長 道路局長 河川・下	（幹事班） 県土整備政策班	（班長） 県土整備政策課長 （副班長） 技術調査課長 検査・技術支援課長 用地対策課長	県土整備政策課員 技術調査課員 検査・技術支援課員 用地対策課員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 災害応急復旧工事等に必要な建設機械及び資材の調達及び建設業者の確保に関すること。 4 その他必要なこと。
		道路班	（班長） 道路保全課長 （副班長） 道路政策課長 道路建設課長 高速道路推進室長	道路政策課員 道路保全課員 道路建設課員 高速道路推進室員	1 各班共通業務に関すること。 2 県管理の道路の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 国（直轄）、西日本高速道路株式会社等が管理する道路の情報収集に関すること。 4 緊急輸送道路の確保に関すること。 5 その他必要なこと。

水道局長 都市住宅 局長 港湾空港 局長	河川班	(班長) 河川課長 (副班長) 河川課副課長	河川課員	1 各班共通業務に関すること。 2 土木関係被害状況の調査、情報収集及び災害応急対策の取りまとめに関すること。 3 河川施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4 七川ダム、二川ダム、樺山ダム、広川ダム及び切目川ダム関係の被害調査及び災害応急対策に関すること。 5 水防業務に関すること。 6 その他必要なこと。
	砂防班	(班長) 砂防課長 (副班長) 砂防課副課長	砂防課員	1 各班共通業務に関すること。 2 斜面崩壊状況調査、砂防関係施設被害状況調査及び災害応急対策に関すること。 3 情報基盤整備機器の点検に関すること。 4 その他必要なこと。
	下水道班	(班長) 下水道課長 (副班長) 下水道課副課長	下水道課員	1 各班共通業務に関すること。 2 下水道等施設災害応急対策に関すること。 3 その他必要なこと。

建築住宅 班	(班長) 建築住宅課長 (副班長) 都市政策課長 公共建築課長 盛土対策室長	建築住宅課員 都市政策課員 公共建築課員 盛土対策室員	1 各班共通業務に関すること。 2 滅失・損壊した建築物の統計及び報告に関すること。 3 応急仮設住宅建設等に関すること。 4 県営住宅の復旧に関すること。 5 被災者入居用の公営住宅の空き家状況調査及び提供に関すること。 6 市町村営住宅の被害状況調査・報告に関すること。 7 都市公園の被害調査及び被害応急対策に関すること。 8 被災者の住宅支援に関すること。 9 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 10 被災宅地の危険度判定に関すること。 11 工事中の県有建築物等の被災状況調査・応急処置に関すること。 12 その他必要なこと。
港湾空港 班	(班長) 港湾漁港整備課長 (副班長) 港湾空港振興課長 津波堤防整備室長	港湾漁港整備課員 港湾空港振興課員 津波堤防整備室員	1 各班共通業務に関すること。 2 港湾、漁港及び海岸施設の被害調査及び応急対策検討に関すること。 3 港湾及び漁港における緊急輸送拠点機能の確保に関すること。 4 南紀白浜空港の被害調査及び応急対策検討に関すること。 5 南紀白浜空港における緊急輸送拠点機能の確保に関すること。 6 その他必要なこと。

会計部	(部長) 会計管理者 (副部長) 会計局長	(幹事班) 会計班	(班長) 会計課長 (副班長) 会計課副課長	会計課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関すること。 3 災害時の出納事務に関するこ と。 4 財務会計システムの被災状況 の情報収集及び応急復旧対策に 関すること。 5 指定金融機関等の営業状況の 情報収集に関すること。 6 その他必要なこと。
		総務事務 集中班	(班長) 総務事務集中 課長 (副班長) 総務事務集中 課副課長	総務事務集中 課員	1 各班共通業務に関すること。 2 災害応急対策用物品の購入及 び燃料の緊急調達に関するこ と。 3 その他必要なこと。
議会部	(部長) 議会事務局 局長 (副部長) 議会事務 局次長	(幹事班) 議会総務 班	(班長) 総務課長 (副班長) 総務課副課長 秘書広報室長	総務課員 秘書広報室員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関すること。 3 議員との連絡に関すること。 4 その他必要なこと。
		議事班	(班長) 議事課長 (副班長) 議事課副課長	議事課員	1 各班共通業務に関すること。 2 議会の会議に関すること。 3 その他必要なこと。
		政策調査 班	(班長) 政策調査課長 (副班長) 政策調査課副 課長	政策調査課員	1 各班共通業務に関すること。 2 議員の調査活動に関するこ と。 3 その他必要なこと。

教育部	(部長) 教育長 (副部長) 教育総務 局長 生涯学習 局長 学校教育 局長	(幹事班) 教育総務 班	(班長) 教育支援課長 (副班長) 総務課長 教育 DX 推進 室長 教職員課長 人権教育推進 課長	教育支援課員 総務課員 教育 DX 推進 室員 教職員課員 人権教育推進 課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関すること。 3 教育関係の被害状況等の調査 及び情報収集の総括に関するこ と。 4 学校給食物資の管理及び配分 に関すること。 5 児童生徒の保健管理に関する こと。 6 市町村教育委員会との連絡及 び指導に関すること。 7 職員(学校職員を除く。)の 動員及び派遣に関すること。 8 学校職員の動員及び派遣に関 すること。 9 カウンセラーの派遣に関する こと。 10 国・他府県応援職員の受入れ 及び割当並びに移動手段及び宿 舎確保に関すること。 11 広報に関すること。 12 学校施設等の災害応急対策に 関すること。 13 職員(学校職員を除く。)の被 災状況調査及び救援に関するこ と。 14 救援物資の受入れ及び配布に 関すること。 15 教職員住宅の調査に関するこ と。 16 関係宿泊施設等の被害状況等 の調査に関すること。 17 被災教職員の住宅確保に関す ること。 18 その他必要なこと。
-----	--	--------------------	--	---	--

		学校教育 班	(班長) 県立学校教育 課長 (副班長) 義務教育課長 紀北教育事務 所長 特別支援教育 室長	県立学校教育 課員 義務教育課員 紀北教育事務 所員 特別支援教育 室員	1 各班共通業務に関すること。 2 臨時の授業その他学校運営に関すること。 3 教科書、学用品及び救援物資の配布に関すること。 4 ボランティアの派遣、編成及び活動計画に関すること。 5 児童生徒及び学校職員の被災状況調査及び救援に関すること。 6 児童生徒の転入学及び区域外就学に関すること。 7 県立学校及び公立小中高等学校への避難所設置に伴う運営協力等に関すること。 8 その他必要なこと。
		生涯学習 班	(班長) 生涯学習課長 (副班長) 生涯学習課副 課長	生涯学習課員	1 各班共通業務に関すること。 2 PTA、女性団体等へのボランティア協力要請に関すること。 3 県立図書館の被害状況等の調査及び災害応急対策に関すること。 4 その他必要なこと。
		文化遺産 班	(班長) 文化遺産課長 (副班長) 文化遺産課副 課長	文化遺産課員	1 各班共通業務に関すること。 2 文化財の被害状況等の調査及び災害応急対策に関すること。 3 博物館等施設の被害状況等の調査及び災害応急対策に関すること。 4 その他必要なこと。

警察部	(部長) 警察本部長 (副部長) 警備部長 (部長付) 総務課長 外 1 名	(幹事班) 総括班	(班長) 警備課長	会計課員 警務課員 生活安全企画課員 刑事企画課員 警備企画課員 公安課員 警備課員 運転免許課員 近畿管区警察局和歌山県情報通信部機動通信課員	1 災害警備本部の総括に関する こと。 2 会議の招集・運営に関する こと。 3 各班及び派遣要員の連絡調整 に関すること。 4 警察庁・管区局への報告連絡 に関すること。 5 援助要求及び連絡調整に関す ること。 6 防災関係機関との連絡調整に 関すること。 7 記録の整備、保管及び報告に 関すること 8 各班に属さない任務に関する こと。
			(班長) 交通企画課次 席	運転免許課員	1 交通部指揮所との連絡調整に 関すること。
		派遣班	(班長) 警備企画課捜 査管理官	生活安全企画 課員 刑事企画課員 交通企画課員 警備企画課員 警備課員	1 県災害対策本部における連絡 調整に関すること。 2 その他必要なこと。
監査委員 部	(部長) 監査委員 事務局長 (副部長) 監査委員 事務局第 一課長	監査委員 班	(班長) 第一課長 (副班長) 第二課長	第一課員 第二課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。

人事委員会部	(部長) 人事委員会事務局 長 (副部長) 人事委員会事務局 総務課長	人事委員 班	(班長) 総務課長 (副班長) 職員課長	総務課員 職員課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。
労働委員会部	(部長) 労働委員会事務局 長 (副部長) 労働委員会事務局 審査調整 課長	労働委員 班	(班長) 審査調整課長 (副班長) 審査調整課副 課長	審査調整課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。

備考

- 1 各部幹事班共通業務とは、次の各号に掲げる業務をいう。
 - (1) 部内職員の安否の取りまとめに関すること。
 - (2) 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。
 - (3) 部内各班、総合統制室及び各部との連絡調整に関すること。
 - (4) 部内の被害状況の取りまとめに関すること。
 - (5) 部内の災害応急対策の推進及び取りまとめに関すること。
- 2 各班共通業務とは、次の各号に掲げる業務をいう。
 - (1) 所属職員の安否の取りまとめに関すること。
 - (2) 所属職員の動員及び要員の確保に関すること。
 - (3) 所管県有施設の被害状況の把握に関すること。
 - (4) 所管事業に係る被害調査及び応急対策に関すること。
 - (5) 所管業務に係る対応記録、整理に関すること。

注 事務分掌の詳細及び具体的な要領については、別途各班において定めておくものとする。

ｂ 支 部

支部は、所管区域における災害応急対策等の円滑な処理に当たる。

支部長は、副支部長及び支部員と協議して支部における災害応急対策等に関する事務の円滑な処理と、本部との連絡に当たる。

なお、本部との通信途絶等により本部と連絡がとれない場合には、支部長の判断において、県知事として自衛隊への災害派遣要請、国への被害状況の報告を行うことができる。

(7) 各 班

- 支部には班を設け、班長、副班長及び班員を置き、必要に応じて班長付を置く。
- 班長は、上司の命を受け、当該班に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 副班長は、上司の命を受け、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副班長が2人以上あるときは、あらかじめ班長が定める順序により、その職務を代理する。
- 班長付は、上司の命を受け、班長が特に命ずる事項を処理する。
- 班員は、上司の命を受け、当該班の事務に従事する。

(イ) 支部連絡員

- 総務班に支部連絡員を置く。
- 支部連絡員は、支部会議の決定事項等について、各班の連絡事務を処理する。
- 支部連絡員は、支部を構成する機関の課、室の職員で当該機関の長の指名する者をもって充てる。

(ウ) 緊急防災要員

- 支部の初動体制確立のため、支部に緊急防災要員を置く。
- 緊急防災要員は振興局の近隣に居住する職員のうちから、知事が任命する。

(エ) 班員の市町村への派遣

支部長は、必要があると認めるときは、班員を市町村に派遣することができる。
市町村に派遣された班員は、情報の収集及び連絡調整等に当たるものとする。

(オ) 編成及び事務分掌

支部の各班別の事務分掌は概ね次のとおりである。

なお、支部の組織及び運営については、知事の承認を得て、支部長が別に定めるものとする。

和歌山県災害対策本部〇〇〇支部の編成及び事務分掌

班 名	事務分担者		事 務 分 掌
	班長、副班長	班 員	
総務班	(班長) 〇〇〇振興局 地域づくり部長 (副班長) 〇〇〇振興局 農林水産振興 部長 〇〇〇県税事 務所長 〇〇〇振興局 地域づくり部副 部長 〇〇〇振興局 農林水産振興 部副部長 (班長付) 〇〇〇振興局 地域づくり課長	〇〇振興局 地域づくり部 員 〇〇振興局 林水産振興 員 〇〇県税事 所員	1 本部及び各班との連絡調整に関すること。 2 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） 第60条第5項の規定による避難の指示等の代 行及び同法第73条第1項の規定による応急措 置の代行に関すること。 3 災害関係職員の動員及び派遣に関すること。 4 気象予警報等の受信及び伝達に関すること。 5 庁舎、その他財産等の災害応急対策に関する こと。 6 消防に関すること。 7 被害情報の収集及び整理に関すること。 8 被害状況等の本部及び国への報告に関する こと。 9 自衛隊の派遣要請に関すること。 10 市町村における災害応急対策の指導及び連絡 調整に関すること。 11 協力機関との連絡調整に関すること。 12 電力、ガス等の災害応急対策に関すること。 13 災害応急対策要員の確保に関すること。 14 災害時における出納事務全般に関すること。 15 支部及び支部会議の運営に関すること。 16 職員の安否確認及び対応に関すること。 17 農林水産関係被害情報の収集及び整理に関す ること。 18 農林水産関係被害の災害応急対策に関するこ と。 19 災害応急対策用船艇の確保に関すること。 20 商工業関係の災害応急対策に関すること。 21 その他必要なこと。

班 名	事務分担者		事 務 分 掌
	班長、副班長	班 員	
〇〇〇健康福祉班	(班長) 〇〇〇振興局健康福祉部長 (副班長) 〇〇〇保健所長	〇〇〇振興局健康福祉部員 〇〇〇保健所員	1 災害救助の全般に関すること。 2 災害救助用物資の確保に関すること。 3 庁舎、その他財産等の災害応急対策に関すること。 4 その他社会福祉関係の災害応急対策に関すること。 5 災害時における医療及び助産に関すること。 6 災害時における飲料水の応援対策に関すること。 7 災害時における防疫及び消毒に関すること。 8 その他保健衛生関係の災害応急対策に関すること。 9 その他必要なこと。
△△△健康福祉班	(略)	(略)	(略)
〇〇〇建設班	(班長) 〇〇〇振興局〇〇建設部長 (副班長) 〇〇〇振興局〇〇建設部副部長	〇〇〇振興局〇〇建設部員	1 水防全般の対策に関すること。 2 土木施設関係の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 庁舎、その他財産等の災害応急対策に関すること。 4 その他必要なこと。
△△建設班	(略)	(略)	(略)
家畜保健衛生班	(班長) 〇〇〇家畜保健衛生所長 (副班長) 〇〇〇家畜保健衛生所次長	〇〇〇家畜保健衛生所員	1 災害時における家畜の防疫及び診断に関すること。 2 庁舎、その他財産等の災害応急対策に関すること。 3 その他家畜保健衛生関係の災害応急対策に関すること。 4 その他必要なこと。

班 名	事務分担者		事 務 分 掌
	班長、副班長	班 員	
〇〇〇警察班	(班長) 〇〇〇警察署長 (副班長) 〇〇〇警察署〇〇長	〇〇〇警察署員	1 警察関係の災害応急対策に関すること。 2 警察通信による災害救助、水防等の協力に関すること。 3 交通の確保及び指導に関すること。 4 庁舎、その他財産等の災害応急対策に関すること。 5 その他必要なこと。
△△△警察班	(略)	(略)	(略)
〇〇〇班	(略)	(略)	(略)

注 1 県支部の構成は、上記表のとおり、支部の所管区域の全部又は一部をその所管区域とする他の県地方機関及び支部の所管区域内に所在する他の県地方機関等を構成に含め、次の要領で組織しておく。

ただし、県防災航空センターを除くものとする。

(1) 班名は、本表の班名の例により機関の名称に「班」を付する。

(2) 班長は、それぞれ振興局各部長並びに地方機関等の長とする。

(3) 副班長は、それぞれ振興局各副部長並びに地方機関等の次長の職に相当する職にある職員とする。

(4) 班員は、班長の属する地方機関等の職員とする。

(5) 事務分掌は、次の例による。

ア その地方機関の業務の災害応急対策に関すること。

イ 庁舎、その他財産等の災害応急対策に関すること。

2 各班は、本事務分掌によるほか余裕のあるときは、必要に応じ他班の行う事項について応援を分掌する。なお、本表で分掌されていない災害応急対策及び本表で重複する関係事項等については支部長が支部員と協議してあらかじめ又はその都度定める。

3 事務分掌の詳細及び具体的な要領については、別途各班において定めておくものとする。

c 広域防災拠点要員

(7) 救援物資の集積拠点及び防災関係機関の活動拠点である広域防災拠点の初動体制確立及び運営のため、広域防災拠点要員を置く。

(イ) 広域防災拠点要員は、広域防災拠点の近隣に居住する職員のうちから、知事が任命する。

d 地方連絡部

(7) 地方連絡部は、国会、中央官庁その他関係方面との連絡等事務の円滑な処理に当たる。

(イ) 地方連絡部長は、東京事務所長をもって充て、当該連絡部の所掌事務の処理に当たる。

(ウ) 地方連絡部長の属する機関の職員は、部員となり上司の命を受けて関係事項の処理に

当たる。

(イ) 地方連絡部の分担任務は次のとおりである。

名 称	部 長	事 務 分 掌
東京地方連絡部	東京事務所長	1 災害関係事項の国会、中央官庁その他関係方面との連絡に関する事。 2 災害関係の情報、資料の収集、調査及びこれらの速報に関する事。 3 関東方面における災害応急対策用物資の購入あっせん等に関する事。 4 その他特命事項に関する事。

ウ 設置の伝達

- ① 本部の設置を決定したときは、本部総合統制室長は、本部連絡員をして関係各部長、副部長に連絡するとともに、各本部連絡員は関係各部、班に伝達する。なお、勤務時間中においては庁内各機関に対して放送等により伝達するものとする。
- ② 本部総合統制室は、直ちに関係の各支部にその旨伝達するとともに、防災会議の委員及び消防庁に対して電話、無線等適宜の方法によって連絡する。
- ③ 各支部における設置は、本部の設置に準ずるものとし、設置の決定は本部の指示に基づき支部長が決定する。ただし、緊急の事態が生じその必要を認めたときは、本部の指示がなくても支部長がその設置を決定するものとする。
- ④ 支部長は、設置を決定したときは、支部員に対して伝達するとともに、関係の市町村本部に対して通知をする。

エ 廃止の伝達

本部及び支部の廃止を決定したときは、上記ウに準じて伝達するものとする。

オ 職員の証票等

- ① 災害緊急対策において、県の職員が災害対策基本法に基づき施設・家屋又は物資の所在する場所若しくは物資を保管する場所に立ち入り、検査等を行う場合における証票は、和歌山県職員証とする。
- ② 本部職員のうち、災害応急対策の実施に当たるものは、腕章を着用する。また、災害時において非常活動に使用する本部の自動車（乗用車及び救助物資運送中の貨物車等）には、原則として標旗並びに横幕を付ける。

※ 県災害対策本部職員腕章・自動車標旗・横幕は資料編 34-02-00 を参照

3 指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関等の組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における災害応急対策のための組織、事務分掌等については、それぞれ防災業務計画等に基づき各機関の定めるところによる。

第2節 動員計画（県総務部）

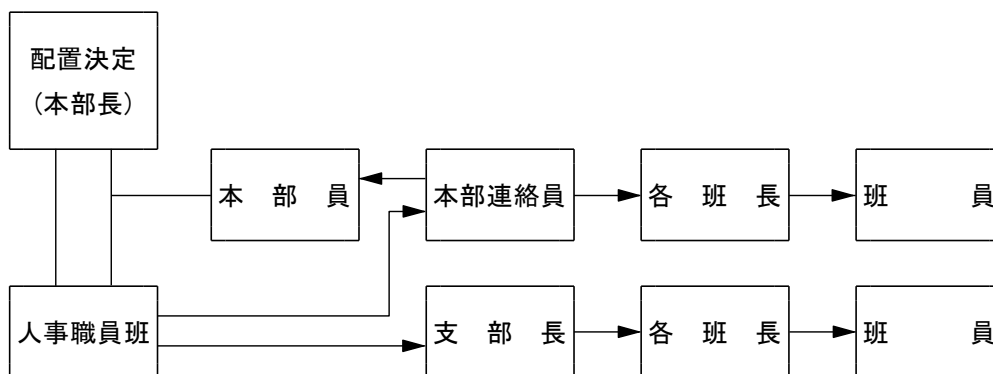
1 計画方針

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部要員及びその他職員の項目について定める。

2 計画内容

(1) 出動員の系統

本部及び支部における職員の動員は、本部長の配置決定に基づき、次の系統で伝達し動員する。



(2) 動員の伝達

各機関の動員の伝達は、次の方法による。

ア 人事職員班

本部長が本部の配置を決定したときは、本部連絡員を通じて本部各部・各班に伝達するとともに、庁内放送を通じて庁内各班に伝達する。また、支部に対して、配置及び動員について速やかに指達する。

イ 本部連絡員

本部の配置及び動員についての伝達事項を、速やかに関係の本部員及び各班長に伝達する。

ウ 本部各班

本部配置及び動員の伝達を受けたときは、速やかに所属班員の動員をするとともに所管の支部各班に対して必要な事項を伝達する。

エ 支 部

支部長が配置の決定をしたとき、総務班は速やかに当該支部の各班に伝達するとともに、関係のある市町村本部に対して連絡する。支部における配置の伝達を受けた各班は、速やかに関係職員の動員をする。

(3) 動員の方法

ア 本 部

本部各班は、動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法については具体的に計画しておく。

イ 支 部

支部における動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法等については、各支部の組織及び運営に関する要綱に基づき、具体的に計画しておく。

(4) 職員の応援

ア 本部における応援

各班における災害応急対策等の実施に当たって職員が不足するときは、班の所属部内で余裕のある班から応援を受けるものとし、なお不足する場合は、本部総統制室長に職員の応援を要請するものとする。

応援要請を受けた本部人事職員班は、次の順位により職員の応援を行う。

- ① 応援要請した班の所属部以外の部から応援
- ② 支部あるいはその他の県地方機関から応援

イ 支部における応援

各班における災害応急対策等の実施に当たって職員が不足するときは、支部長に職員の応援を要請するものとする。

応援要請を受けた支部総務班は、支部内で余裕のある班及び支部区域内に事務所を置き、かつ本部及び支部の組織として含まれていない地方機関から職員を動員するものとし、なお不足する場合は、本部総統制室長へ応援要請をするものとする。

ただし、通信途絶又は緊急を要する場合においては、支部長は、直接、隣接支部に応援を要請することができる。この場合、事後本部人事職員班に速やかにその旨を報告するものとする。

なお、応援要請を受けた本部人事職員班は隣接する支部あるいは本部から職員の応援を行う。

(5) 国もしくは都道府県の職員の派遣要請及び派遣のあつせん要請

知事又は県の委員会若しくは委員は、前記(4)に基づく職員の応援によってもなお職員が不足する場合は、次により国もしくは他の都道府県の職員の派遣を要請し、または派遣のあつせんを求めるものとする。

ア 国の職員の派遣要請及び派遣あつせん要請

- ① 基本法第 29 条の規定に基づく国の職員の派遣要請
- ② 基本法第 30 条の規定に基づく国の職員の派遣あつせん要請

イ 他都道府県の職員の派遣要請

- ① 関西広域連合による広域防災体制の枠組及び「近畿圏危機管理発生時の相互応援に関する基本協定」による職員の派遣要請
- ② 「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」による職員の派遣要請
- ③ 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」による職員の派遣要請
- ④ その他応援協定による職員の派遣要請
- ⑤ 地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づくその他の都道府県職員の派遣要請

※ 災害応急対策又は災害復旧に必要な技術・知識又は経験を有する県の技術職員数は、

資料編 35-00-00 を参照

(6) 近畿地方整備局の職員の派遣要請

「災害時の応援に関する申し合わせ（平成 17 年 6 月 14 日）」に基づく派遣要請。

第2章 情報計画

第1節 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報等の伝達計画

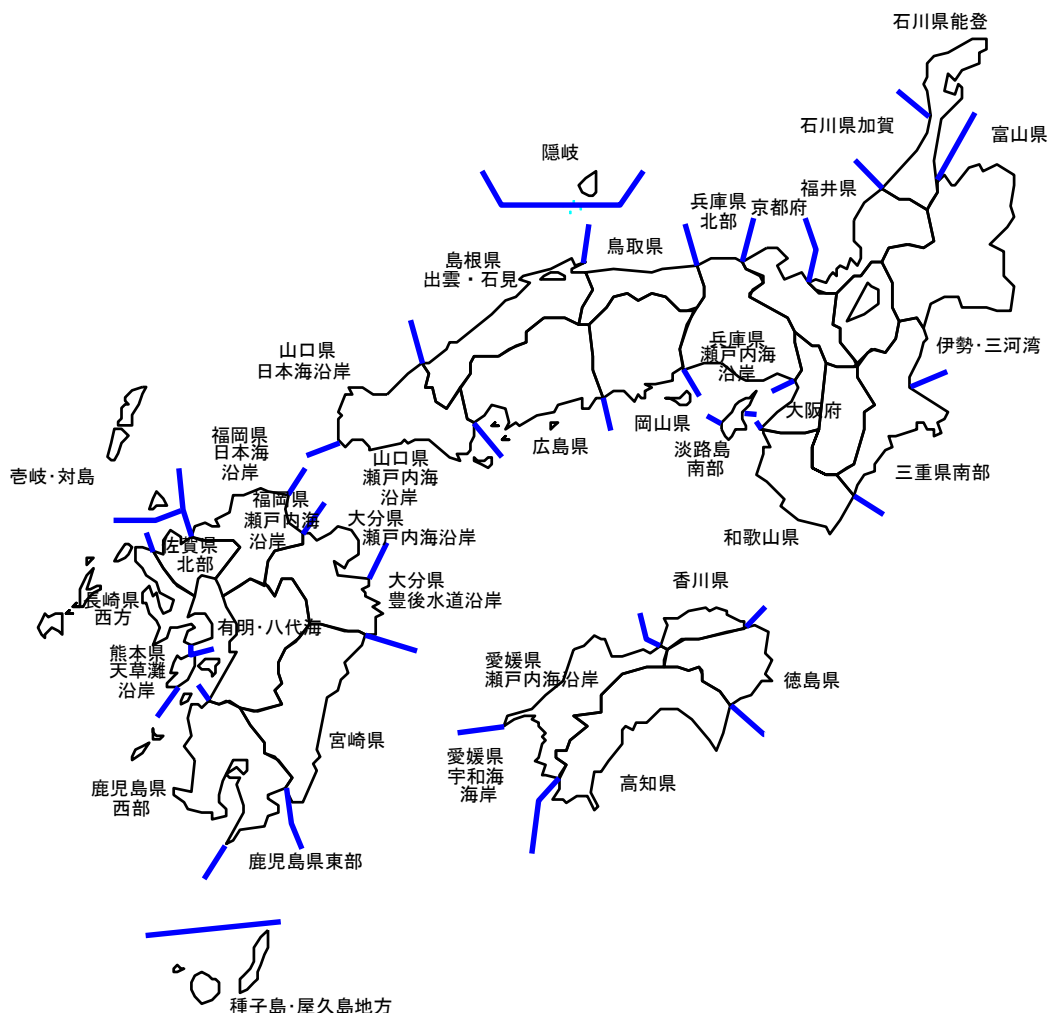
(大阪管区気象台、和歌山地方気象台、県危機管理部)

1 計画方針

県の地域に大規模な地震が発生し、または地震による津波等の発生するおそれがある場合、防災関係機関は迅速かつ確かな災害応急対策を実施するため、大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報、地震及び津波に関する情報、その他災害に関する情報の伝達を行うものとする。

県及び防災関係機関は、情報の最新機器の導入を図り、より迅速かつ確かな情報の伝達に努めるものとする。

「津波予報区図」



2 基本計画

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報、津波に関する情報の種類と内容

ア 津波予報区

日本の沿岸は、66の津波予報区（原則として、都道府県程度に区分）に分けられている。
和歌山県は全域が1つの予報区であり、予報区名称は「和歌山県」である。

イ 大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波予報（気象庁発表）

気象庁は、地震が発生したときは地震の位置や規模を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

〈津波警報・注意報の種類〉及び発表基準・解説・発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予測の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m 超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

（注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

津波警報等と避難のポイント

- ・震源が陸地に近いと津波警報等が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始しましょう。
- ・津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難をしましょう。
- ・津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
- ・津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報等が解除されるまでは、避難を続けましょう。

〈津波予報の発表基準と発表内容〉

発表基準	内 容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対策の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

ウ 地震情報・津波情報の種類及び発表基準と内容（気象庁発表）

〈緊急地震速報（警報）及び地震情報の種類〉

種類	発表基準	内 容
緊急地震速報 （警報）注 1	最大震度が 5 弱以上または長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名、 震度 4 以上または長周期地震動階級 3 以上が予測される地域名〔和歌山県内は和歌山県北部、和歌山県南部の 2 地域（※ 1）〕
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名〔和歌山県内は和歌山県北部、和歌山県南部の 2 地域（※ 2）〕と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度 3 以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・ 震度 1 以上 ・ 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・ 緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合	南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。 気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

地震情報の種類	発表基準	内 容
		南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。 (呼びかける今後の備えの例) 家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認
南海トラフ地震 関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります	

※ 1、2 緊急地震速報及び地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報及び 地震速報で用いる 区域の名称	市郡〔町村〕名
和歌山県	和歌山県北部	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、紀の川市、岩出市、海草郡〔紀美野町〕、伊都郡〔かつらぎ町、九度山町、高野町〕、有田郡〔湯浅町、広川町、有田川町〕、日高郡〔美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町〕
	和歌山県南部	田辺市、新宮市、西牟婁郡〔白浜町、上富田町、すさみ町〕、東牟婁郡〔那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町〕

注 1：震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置づけている。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
 情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 監視領域内^{◆1}でマグニチュード 6.8 以上^{◆2}の地震^{◆3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{◆4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内^{◆1}において、モーメントマグニチュード^{◆4}7.0以上の地震^{◆3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ◆1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲
- ◆2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する
- ◆3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く
- ◆4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

地震情報の種類	発表基準	内 容
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ＊国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ＊国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は 1 時間半～2 時間程度で発表

〈津波情報の種類〉

津波情報の種類	発 表 内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※ 3 や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表。 ※ 3 この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも 1 時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報 ＊ 1	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。
沖合の津波観測に関する情報＊ 2	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。

＊ 1 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0. 2 m以上	数値で発表
	0. 2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

* 2 沖合で観測された津波の最大波の観測値及び沿岸での推定値の発表内容* 3

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

* 3 沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波観測点（平成 27 年 4 月 1 日現在）

津 波 観 測 点 名 称	所 在 地
ナチカツウラチョウウラガミ 那智勝浦町浦神	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町浦神港
クシモトチョウフクロコウ 串本町袋港	和歌山県東牟婁郡串本町袋港
シラハマチョウカタタ 白浜町堅田	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田漁港
ゴボウシハライド 御坊市祓井戸	和歌山県御坊市名田町野島祓井戸漁港
ワカヤマ 和歌山	和歌山県和歌山市和歌山港

エ 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報、津波情報及び地震情報（気象庁発表）

和歌山地方気象台は、以下の情報を和歌山県へ通知する。

- ① 大津波警報・津波警報・津波注意報（和歌山県）
- ② 津波予報（全国）
- ③ 津波情報等（全国）
- ④ 地震情報（全国）
- ⑤ 南海トラフ地震臨時情報（全国）

⑥ 南海トラフ地震関連解説情報（全国）

オ 震度情報で用いる和歌山県内設置震度計の震度発表名称等（気象庁発表）

※ 資料編 28-04-01～03 を参照

カ 地震解説資料（気象庁提供）

地震解説資料には、速報版と詳細版があり、速報版は和歌山県で震度 4 以上を観測した場合か、日本及びその周辺で発生した地震で和歌山県に大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した場合に作成され、地震発生から 30 分程度で提供される。

詳細版は、和歌山県で震度 5 弱以上を観測した場合や、和歌山県に大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した場合（海外で発生した地震により津波警報等が発表された場合を含む）、社会的に関心の高い地震が発生した場合等に作成され、地震発生から 1～2 時間程度で提供される。

キ 津波の予報業務に関する情報の種類と内容（県提供）

県は以下内容について、沿岸市町及び沿岸消防本部に対して津波予報の提供を行う。

① 対象とする区域

対象とする区域は、6 市 12 町の 98 区域とする。

津波予報の対象とする地域等（許可第 194 号、変更認可第 194-2 号、変更認可第 194-3 号）

市 町	予報対象区域
和歌山市	西庄、湊、築港、西浜、布引
海南市	船尾、下津町方北、下津町西
有田市	初島町浜、港町
湯浅町	湯浅
広川町	唐尾
由良町	衣奈、戸津井、小引、大引、神谷、吹井、網代
日高町	志賀、方杭、小浦、比井、産湯、阿尾 1、阿尾 2
美浜町	三尾、和田、浜ノ瀬
御坊市	塩屋、名田町野島 1、名田町野島 2、名田町上野、名田町楠井
印南町	津井、印南 1、印南 2、西ノ地、島田
みなべ町	山内、芝
田辺市	芳養、目良、天神崎、末広町、文里、新庄 1、新庄 2
白浜町	東白浜、瀬戸、白良浜、才野、中、富田、富田袋、椿 1、椿 2、市江、笠浦、志原、日置
すさみ町	周参見、口和深、見老津、江須之川、江住、里野
串本町	和深、安指、田子、江田、田並、有田、高富、串本 1、串本 2、串本 3、大島、姫、古座、津荷、田原
那智勝浦町	浦神、下里、二河、築地、勝浦、天満、浜ノ宮、宇久井 1、宇久井 2
太地町	太地 1、太地 2、常渡、森浦
新宮市	三輪崎 1、三輪崎 2、新宮

② 予報の種類

津波予報の項目は、第一波到達予想時刻、最大予想津波高、津波浸水域予測及び津波浸水深予測とする。

ク D O N E Tによって得られる津波観測情報による避難の呼びかけ（県配信）

県は、リアルタイム地震・津波関連表示システムによりD O N E T観測点2ヶ所以上で予め定めた閾値を超過したとき、緊急速報メールを配信する。

① 配信する地域

配信する地域は、県内全域とする。

② 配信する内容

津波の観測により、至急高台などへ迅速な避難の呼びかけを行う等の内容を配信する。

(2) 県から県民への防災情報伝達手段

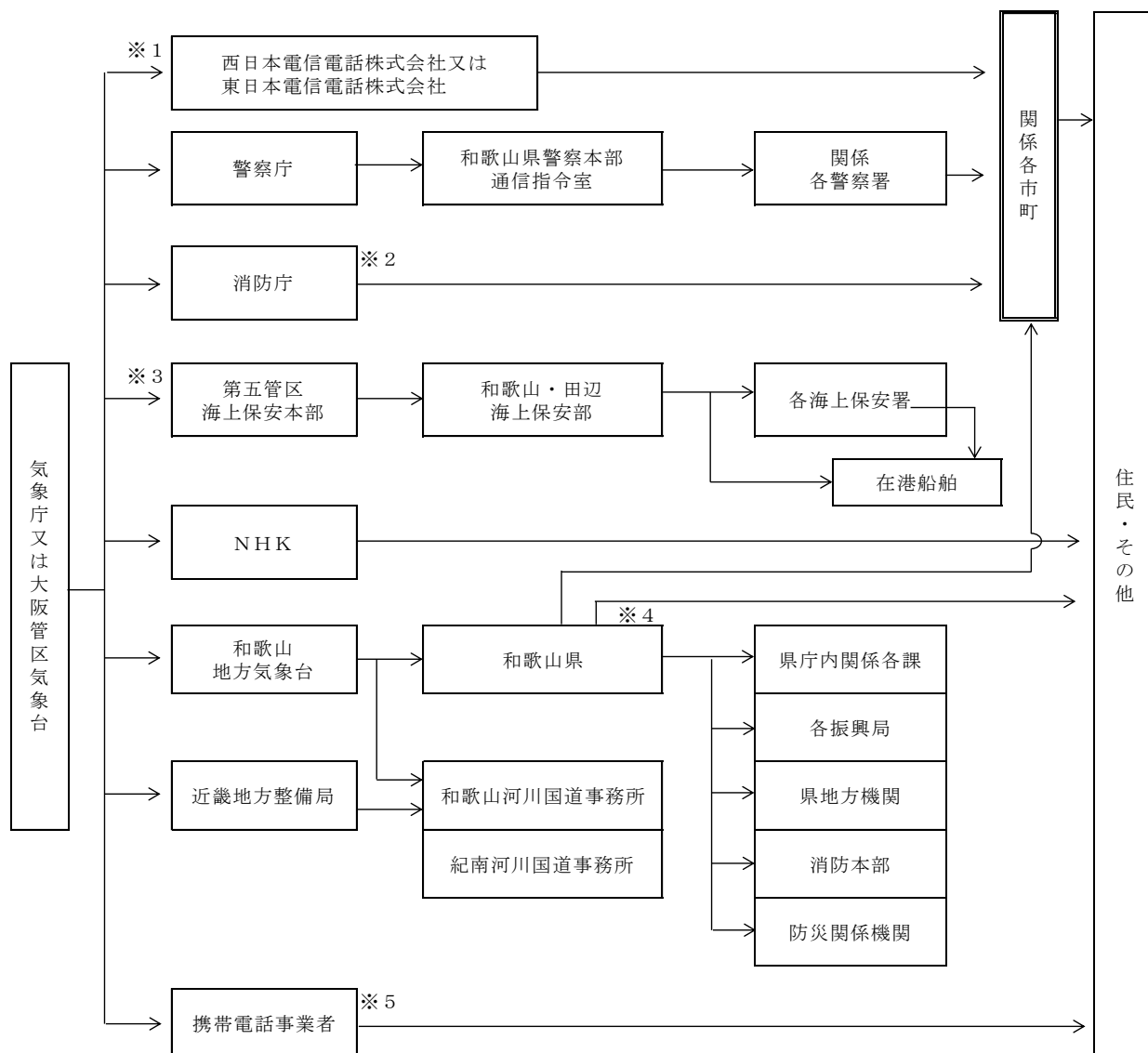
県では、県民に直接災害防災情報を伝達する手段として、ポータルサイト「防災わかやま」、登録制メール「防災わかやまメール配信サービス」、X(旧 Twitter)「防災わかやま X」、スマートフォンアプリ「和歌山県防災ナビ」及び携帯電話各社の「緊急速報メール」を運用しており、一人でも多く災害防災情報が行き渡るように努めている。

(3) 大津波警報・津波警報・津波注意報の通知と伝達

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達経路（気象庁提供）

令和6年4月1日現在

津波警報等の配信経路



※1は、大津波警報、津波警報及び同警報解除のみ伝達する。

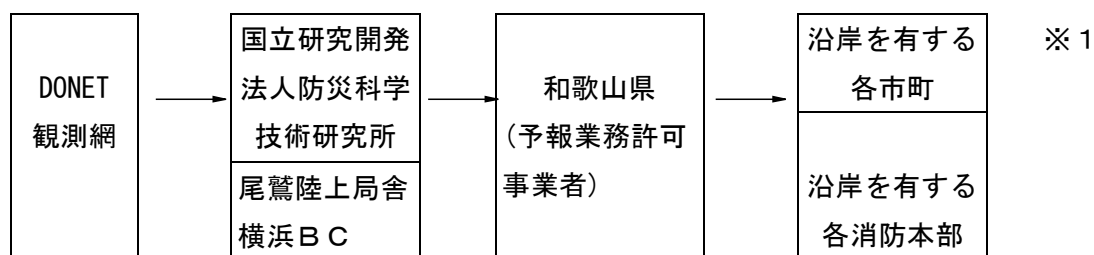
※2は、全国瞬時警報システム（J－ALERT）による。

※3は、神戸地方気象台から伝達する。

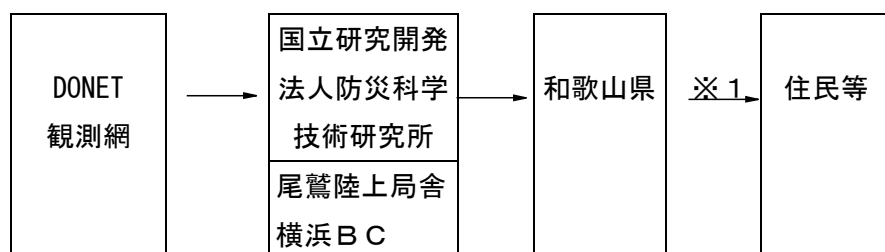
※4は、防災わかやま、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール・緊急速報メール、和歌山県防災ナビアプリ、防災わかやまX（旧Twitter）による。

※5は、エリアメール、緊急速報メールによる。

イ 津波予報の伝達経路（県提供）



- (注) 1 県から沿岸を有する各市町及び沿岸を有する各消防本部への情報については、「津波予測システム」による。
- 2 沿岸を有する各市町とは、和歌山市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、湯浅町、広川町、日高町、由良町、美浜町、印南町、みなべ町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町である。
- 3 沿岸を有する各消防本部とは、和歌山市消防局、海南市消防本部、有田市消防本部、湯浅広川消防組合消防本部、日高広域消防事務組合消防本部、御坊市消防本部、田辺市消防本部、白浜町消防本部、串本町消防本部、那智勝浦町消防本部、新宮市消防本部である。
- 4 ※1は、県が行う津波予報や津波警報等の情報を活用し、市町村等が必要な対策を行う。
- ウ DONETによって得られる津波観測情報による避難の呼びかけの伝達経路（県提供）



- (注) 1 ※1は、緊急速報メール等により伝達する。

(4) 本庁における措置

ア 和歌山地方気象台から県に通知される津波警報等は、下記により受領・伝達する。

- ① 本庁の防災関係各課長は、前項の通報を受けたときは、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずる。
- ② 災害対策課長は警報等の受領、伝達その他の処理に関する取扱い責任を明らかにし、かつ事後の参考に資するため、書類を作成し、保存する。
- ③ 災害対策課以外の本庁関係課における記録については、当該課長がそれぞれ別に定めるものとする。

イ 県が行う津波の予報は、下記により伝達する。

- ① 防災企画課長は、津波予測システムで予報を伝達した時は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずる。

ウ 津波の観測情報による緊急速報メールの配信は、「DONET観測情報を活用した緊急速報メール配信システム対応手順に関する整理統合マニュアル」に基づき、下記により伝達する。

- ① 防災企画課長は、D O N E Tによって得られる津波観測情報を活用し緊急速報メールを配信した時は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずる。

(5) 県地方機関の措置

- ア 振興局長その他県地方機関の長は、警報等を受領した場合は、ラジオ、テレビの放送等により、気象その他の状況を聴取するよう努める。
- イ 振興局長は、災害の発生のおそれがあるような場合において関係市町村から現地の情報を受領したときは、災害対策課長へ速やかに通報する。
- ウ 振興局長、その他県の地方機関の長は、警報等の受領伝達担当者の決定及び記録の整備に関して、本庁に準じた措置を講じておく。

(6) 市町村長の措置

- ア 市町村長は、県の機関又は警察の機関から警報等を受領した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、住民、市町村内の官公署、学校、団体等に対しても必要な事項を周知させてその徹底を図る。

周知方法は、おおむね次のとおりとする。

- ① 広報車、宣伝車による。
- ② 防災行政無線（個別受信機を含む。）、有線放送による。
- ③ 伝達組織を通じる。
- ④ サイレン、警鐘、津波フラッグ等による。
- イ 市町村長は、前項の周知徹底のため、あらかじめ関係者の間において警報等の受領、伝達、その他の取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう措置しておく。
- ウ 市町村長は、気象台から、津波警報等が発表された旨の連絡を受けた場合には、直ちに放送局等の放送により、当該警報の要旨を聴取するよう努めるとともに、県の機関から伝達される警報等の内容を確実に受領するよう体制を整える。
- エ 市町村長は、県の機関から警報等を受領した場合には、解除になるまでは放送局の放送により、状況を聴取するよう努めるものとする。
- オ 市町村長は災害の発生のおそれがあるような場合において異常な現象を認めたときは、警報等の逆経路その他により、速やかに県の機関に対し必要な情報を通報するものとする。
- カ 市町村長は、警報等の受領、伝達担当者の決定及び記録の整備に関して、県に準じた措置を講じておく。
- キ 沿岸部市町は、市町村防災行政無線（個別受信機を含む。）から放送される津波警報等のサイレン音について、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）の標準サイレン音に統一するものとする。

(7) 異常現象を発見した者の措置

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は次の方法により関係機関に通報する。

ア 発見者の通報

異常現象を発見したものは、市町村長、警察官又は海上保安官に通報する。

イ 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は直ちに市町村長及び所轄警察署長に通報する。

ウ 市町村長の通報

上記のア・イによって異常現象を承知した市町村長は、速やかに和歌山地方気象台に、また、災害の予想される他の市町村長、並びに関係のある県の地方機関に対して通報する。

エ 和歌山地方気象台に通報する異常現象は次に示すものとする。

- ① 水象に関する事項、津波による異常潮位、異常波浪
- ② 地震に関する事項、群発地震（数日間以上にわたり、頻繁に感ずるような地震）と災害を伴う大地震

オ 周知徹底

異常現象を発見し、また通報を受けたときは、関係の各機関はその現象によって、予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

第2節 被害情報等の収集計画（県総務部・県危機管理部）

1 計画方針

災害時における被害情報等の収集は、災害応急対策を迅速かつ確実に実施する基礎となるものであり、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、速やかに管内の状況を把握して総合防災情報システムに入力し県知事に報告する。

県においても、災害発生直後に概括的な被害情報の収集にあたりとともに、夜間・休日等については危機管理局の宿直者がまず対応する体制となっている。

2 計画内容

(1) 県による被害情報の早期収集

ア ヘリコプターによる情報収集

早期に被害の概要を把握するため、県は必要に応じヘリコプター（県防災航空センター、県警察本部、自衛隊、海上保安本部等）により、被害情報を収集する。

イ 職員による参集途上の情報収集

職員は、参集途上において把握できた被災状況を参集途上もしくは参集後、速やかに班長に報告する。

各班長は、職員の報告内容を、本部にあっては本部連絡員、支部にあっては支部連絡員を通じ、それぞれ総合統制室情報班及び支部総務班へ報告する。

ウ 画像による被害情報の収集

県は、必要に応じ人工衛星（宇宙航空研究開発機構）、無人航空機等を活用して得られた画像による被害状況の把握を行う。

エ 支部による被害情報の収集

① 職員の市町村への派遣

支部長は、必要があると認めるときは、すみやかに職員を市町村に派遣し、市町村の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

② 公共土木施設等の被害情報の収集

公共土木施設等の管理者は、現地に職員を派遣し、道路、河川、港湾及び漁港等の被害情報を収集する。なお、被害情報の収集にあたっては、無人航空機等を活用し安全かつ速やかに実施する。

オ 本部（本庁：災害時緊急支援要員）による被害情報の収集

職員の市町村への派遣

本部長は、必要があると認めるときは、すみやかに職員（災害時緊急支援要員）を市町村に派遣し、移動県庁設備等を用い、市町村の被害状況及び災害応急対策実施状況の情報を収集する。

(2) 市町村による被害情報の早期収集

ア 被害の規模を推定するための関連情報の収集

市町村は、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集するものとする。

イ 119番通報殺到状況の収集

市町村は、被害規模を早期に把握するため、１１９番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集するものとする。

(3) 災害報告責任者

災害時の被害状況の把握は、災害対策業務執行上極めて重要なものであるから、市町村、県の関係各課・地方機関及び防災関係機関にあっては、あらかじめ報告責任者を定めておく。

(4) 災害報告の取扱要領

ア 報告すべき災害

- ① 発生原因 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な現象、大規模な火事・事故・爆発、放射性物質の大量放出等災害対策基本法第２条第１号に規定する原因により生ずる被害

② 報告の基準

この計画に基づく報告は、次の基準に該当するものについて行うものとする。

- a 災害救助法の適用基準に合致するもの
- b 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- c 災害が２都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- d 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- e 災害による被害が当初は軽微であっても、今後 a～d の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- f 地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度４以上の記録をしたもの
- g 災害の発生が県内で広域に及び、県地域に相当の被害が発生したと認められるもの
- h その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

イ 災害報告の種類

- ① 災害即報 ※ 消防庁指定第４号様式は、資料編 37-01-01～03 を参照
- ② 被害状況報告 ※ 被害状況報告及び附表・明細表は、資料編 37-02-01～22 を参照

(5) 災害即報及び被害状況報告要領

ア 災害即報

- ① 災害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人及び家屋被害を優先して報告するものとする。

- ② 災害即報は、次の系統によって迅速に行うものとする。

ただし、市町村が、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告すること。（災害対策基本法第５３条第１項）

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行うものである。

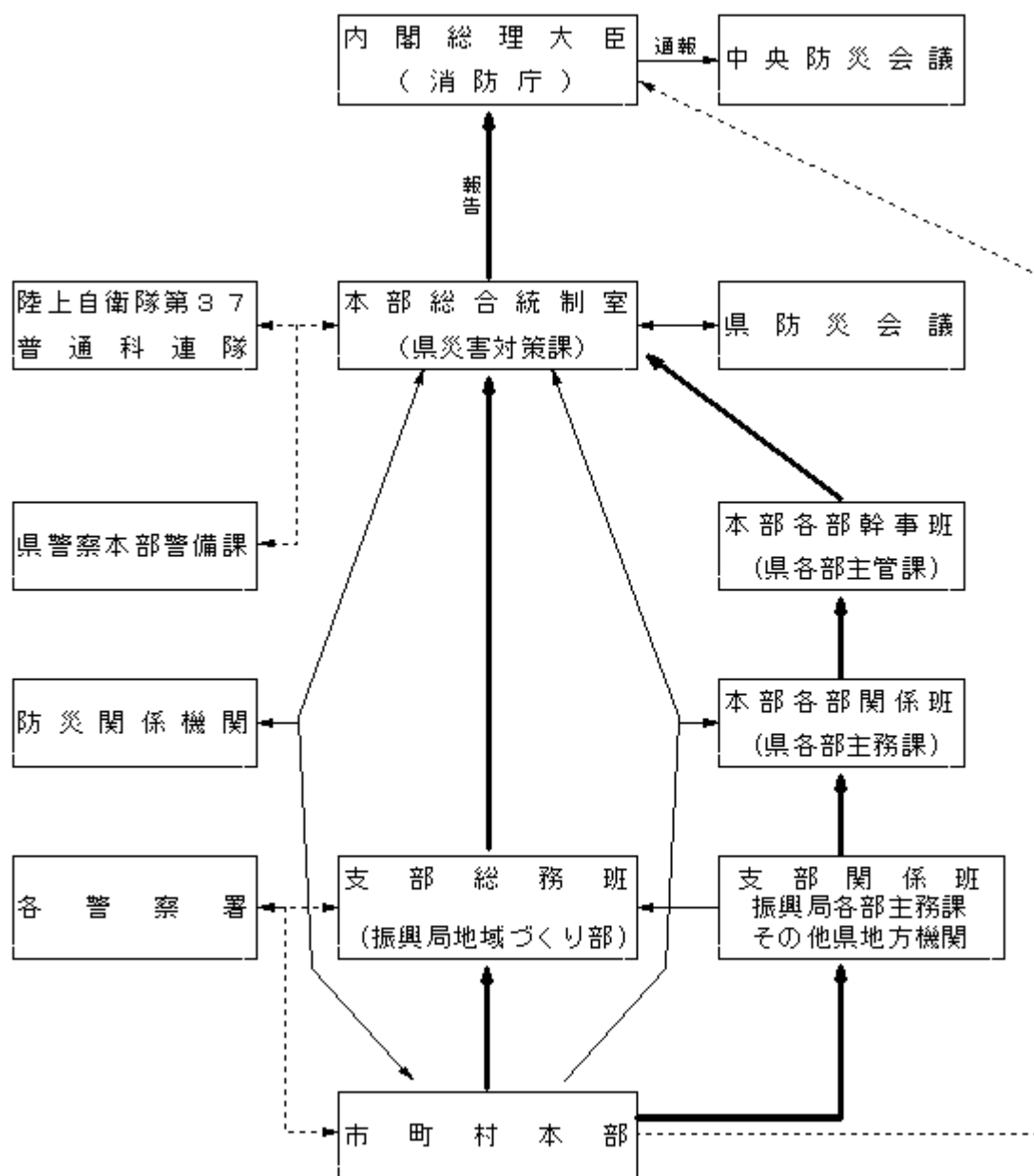
- ③ １１９番殺到状況については、市町村から県の他、直接国へも報告すること。

- ④ 市町村及び県機関並びに防災関係機関は、報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後３０分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。

- ⑤ 報告に当たっては、総合防災情報システム、地域衛星通信ネットワークシステム、消防防災無線、加入電話等によって即報するもので、即報が２報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告現時を明らかにするものとする。
- ⑥ 災害即報事項は、管内の警察署（駐在所、派出所を含む）をはじめ関係機関と十分連絡を保った上で行うものとする。

特に、市町村本部においては、防災担当課と被害区分に応じた関係課の連絡を、支部においては、支部総務班と支部関係班の連絡を密にすること。

災害即報系統図



（注）① 市町村が、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告すること。（基本法第53条第1項）

通常時（消防庁応急対策室）

消防防災無線 防災電話番号：8-90-49013 防災 FAX 番号：78-90-49033（県庁からのみ使用可）

地域衛星通信ネットワーク 防災電話番号：7-048-500-90-49013 防災 FAX 番号：7-048-500-49036

NTT 回線 電話番号：03-5253-7527 FAX 番号：03-5253-7537

夜間・休日時（消防庁宿直室）

消防防災無線 防災電話番号：78-90-49102 防災 FAX 番号：78-90-49036（県庁からのみ使用可）

地域衛星通信ネットワーク 防災電話番号：7-048-500-90-49102 防災 FAX 番号：7-048-500-49036

NTT 回線 電話番号：03-5253-7777 FAX 番号：03-5253-7553

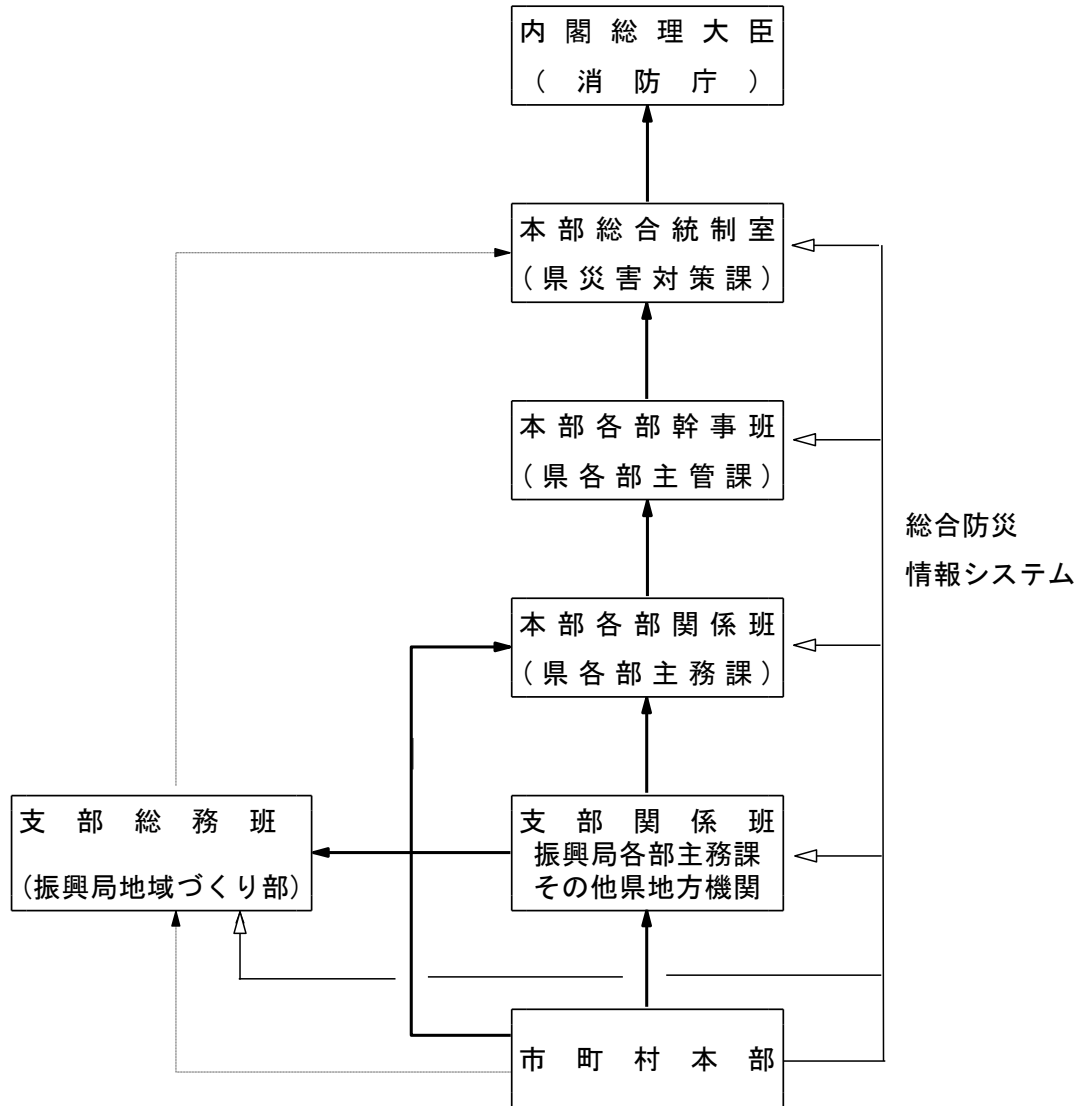
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行うものである。

- ② 市町村は、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに消防庁及び県に対し報告すること。
- ③ 市町村は、被害の有無に関わらず、地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合、直ちに消防庁及び県に対し報告すること。
- ④ 市町村は、支部総務班を通じて本部総合統制室に被害状況等を報告するほか、状況によって本部総合統制室に直接報告すること。
- ⑤ 本部が設置されない場合も上図に準じる。
- ⑥ 点線は、連絡調整をする関係機関である。

イ 被害状況報告

- ① 被害状況報告は、災害応急対策及び災害復旧の基礎となり、正確な調査により報告を要するものであるが、状況に応じて概況、中間、確定報告と段階的に行うものとする。
- ② 被害状況報告事項は、次の系統によって行うものとする。
- ③ 被害確定報告は、災害応急対策を終了した後20日以内に行うものとし、消防組織法第40条に基づく消防庁長官あて文書を一部消防庁あて送付するものとする。

被害状況報告系統図



(注) ① 本部が設置されない場合も上図に準じる。

② 点線は、連絡調整をする関係機関である。

ウ 被害種別系統

被 害 区 分	市町村からの報告先	本庁主務課
人的被害及び住宅等一般	振興局健康福祉部	社会福祉課
土 木 関 係	振興局建設部等	県土整備部各課
農 業 関 係	振興局農業振興課	農林水産部各課
耕 地 関 係	振興局農地課	農業農村整備課
林 業 関 係	振興局林務課	林業振興課 森林整備課
水 産 関 係	振興局地域づくり課	水産振興課
漁 港 関 係	振興局建設部等	港湾漁港整備課
公 共 施 設 関 係	振興局地域づくり部・健康 福祉部各課	各部関係各課
商 工 業 関 係	振興局地域づくり課	商工労働部各課
観 光 関 係	振興局地域づくり課	観光振興課
自 然 公 園 関 係	振興局健康福祉部	自然環境課
衛 生 関 係	保健所	環境生活部 福祉保健部 関係各課
そ の 他	振興局地域づくり部	関係各課（室） 災害対策課
災害に対してとられた措置の概要	同 上	同 上

（注）和歌山市の業務のうち、直接本庁の各課が管轄する業務についての被害状況等については、本庁主務課へ報告するものとする。

（6）被害の収集及び調査要領

ア 市 町 村

- ① 被害状況等の収集と調査は、関係機関、諸団体及び住民組織等の応援を求めて実施す

る。特に、初期の状況は住民組織を通じて直ちに市町村本部に通報されるよう市町村計画において体制を整えておくものとする。

- ② 災害が発生したときは、直ちに災害調査班を編成して被害状況等を調査する。
- ③ 被害調査に当たっては、「被害状況認定及び報告書記入の基準」に基づき判定する。

※ 「被害状況認定及び報告書記入の基準」は、資料編 37-02-01～22 を参照

- ④ 被害が甚大なため市町村において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施するものとする。
- ⑤ 状況の収集、調査については警察、県機関及びその他の関係機関と十分連絡をとる。
- ⑥ 最終的には、おおむね被害状況報告に準じた総括表にまとめておく。

イ 支 部

- ① 支部長は、被害即報等により災害の発生を覚知したときは、各班長をして積極的に状況把握に当たらせる。また、状況に応じ調査隊を編成する等により、総合的な被害調査に努める。
- ② 支部長は、市町村から被害調査について応援を求められたときは、速やかに職員を派遣して応援協力する。
- ③ 支部総務班長は、各班長が把握した被害報告により被害状況報告に準じて管内状況の総合的な取りまとめを行う。

ウ 本 部

- ① 各部幹事班は、部内の所掌事務に関する被害状況及び執られつつある措置を取りまとめ、本部総合統制室（統括調整班）に通知する。
- ② 各部長は、災害の状況により現地の実態を把握し、応急対策活動の円滑化を図るため必要と認めたときは、調査班を適宜編成して被災現地の調査指導を行う。
調査班を派遣するときは、直ちに本部総合統制室にその旨連絡する。
- ③ 本部総合統制室は、自ら収集した状況及び各幹事班から連絡を受けた事項は、被害状況報告に準じて取りまとめる。

(7) 安否不明者等の情報収集

災害時において、安否不明者等の氏名情報等を公表することにより、対象者が名乗り出ることや安否情報が得られる効果が期待でき、対象を明確にした迅速な救出・救助活動を行えることから、各市町村及び警察本部等の協力を得て、安否不明者等の氏名情報等を収集する。

(8) 防災関係機関との情報交換、報告

ア 防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより、被害情報等を収集し、随時県及びその他の関係機関に状況を通報する。

イ 県本部と防災関係各機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

ウ 県本部は必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を官邸及び非常本部等を含む防災関係機関と共有を図るものとする。

第3節 災害通信計画（近畿総合通信局（総務省）、県総務部・県危機管理部・県地域振興部）

1 計画方針

防災気象情報の伝達や災害時における市町村の被害情報の収集をはじめ、県、市町村、防災関係機関相互間の通知、要請、指示、通報、伝達などの通信連絡を迅速かつ円滑に行うためにその要領を定めるとともに、非常の場合における通信連絡を確保するため、公衆電気通信設備の優先利用及び他機関との連携による非常通信の利用を図る。

なお、災害時のあらゆる状況に対応し、また孤立する危険のある地域の被災者や帰宅困難者等にも対応できるよう、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等のあらゆる通信手段を検討し、通信手段の多様化・複数化に努めることとする。

2 計画内容

(1) 通信連絡システムの整備

各機関は、災害時に通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡システムを整備しておくとともに、平常時より活用することで準備しておく必要がある。災害時の一般公衆通信は輻輳し、また土砂災害や洪水等で電話線が切断したり交換設備が故障して通信でなくなることもあるので、こういった影響を受けにくい多重化・耐震化した無線通信の整備活用を考慮しておく必要がある。

ア 和歌山県総合防災情報システムの利用

（有線回線及び地域衛星通信ネットワークによる衛星系回線）

県庁、各振興局と出先機関、各市町村、各消防本部及び防災関係機関の間で通信が可能。

また、衛星系回線を利用すれば、全国の都道府県、市町村、消防本部及び総務省等との通信が可能。

※ 和歌山県総合防災情報システム電話番号簿は、資料編 38-02-00 を参照

イ 国土交通省マイクロ無線電話の利用

国土交通省、各地方整備局と出先機関、及び各都道府県庁の間で通信が可能。

但し、平常時の通信内容は水防道路事務に関する事項に限るものとする。

県庁内線からの発信番号：677-国土交通省マイクロ無線電話番号

国土交通省無線電話から県庁へかける場合：86-779-8-県庁内線番号

ウ 中央防災無線の利用

中央各省庁との通信が可能。

但し、平常時の通信内容は災害対策基本法に関する事項に限るものとする。

県庁内線からの発信番号：676-8090-中央防災無線番号

中央防災無線から県庁へかける場合：8-86-7799-8-県庁内線番号

エ 防災関係機関の通信施設を利用

警察、消防、海上保安庁、関西電力送配電、電源開発、ＪＲ、日本赤十字社等

近畿総合通信局（総務省）の通信機器（衛星携帯電話、簡易無線等）、移動電源車

オ 非常通信協議会に対して非常通信の確保を要請

近畿地方非常通信協議会に非常通信の確保を要請する。近畿地方及び中央非常通信協議会は要請会議を開催して各構成員に非常通信の取扱を要請する。

(2) 災害時における通信連絡の基本

災害通信連絡には公衆電気通信設備の利用が一般的であるが、条件さえ満たせば、無線通信等の他の通信設備を利用することができる。災害通信の実施については、その手続や実施できる場合等について、法律等に詳しい規定があることに注意する必要がある。

次項においてこれらの規定に基づいて行われ得る通信を列挙する。各機関は、これらのうち災害の状況に応じた最も適切なものを選ぶことによって、通信連絡を確保するものとする。

災害時にこれらの通信のために利用することが予想される設備の設置者とは、事前に協議を行うことによって災害時でも円滑に通信を取り扱えるように定期的訓練含めあらかじめ準備しておく必要がある。

(3) 災害時における通信方法の特例

ア 基本法に基づく非常時における通信設備の優先利用及び使用等

多くの電気通信事業者では、災害に関する予報の伝達及び応急措置の実施等に関して緊急かつ特別の必要がある場合に、基本法第 57 条及び第 79 条に基づいて通信設備を優先的に利用または使用して通信連絡を確保することができる。

① 公衆電気通信設備の優先利用

a 災害時優先電話

西日本電信電話株式会社は、あらかじめ各関係機関が利用する加入回線の一部を災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するための災害時優先電話として指定している。この指定回線から発信する通話については発信規制による輻輳時でも規制が掛かりにくいと、災害時には発信用回線として使用するとよい。

b 非常電報

(7) 震災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる電報は非常電報として取り扱われ、他の全ての電報に優先して伝送及び配達される。

(a) 津波が発生し、若しくは発生するおそれがある旨の通報、又は、その警戒、若しくは予防のための緊急を要する事項を内容とする電報であって、水防機関（消防機関を含む）相互に発受するもの

(b) 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項を内容とする電報であって、消防機関又は災害救助機関相互間に発受するもの

(c) 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、輸送の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの

(d) 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、通信の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの

(e) 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの

(f) 秩序の維持のため緊急を要する事項を内容とする電報であって、警察機関相互間に発受するもの

(g) 災害の予防又は救援のため必要な事項を内容とする電報であって、震災、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者がその災害の予防又は

救援に直接関係がある機関に対し発受するもの

(イ) 非常電報は、電報サービス取扱所の窓口又は「１１５」番に非常電報であることを告げて申し込む。

(ウ) 非常電報を発信する場合において、取扱者の請求があるときは発信人はその電報が非常電報に該当するものであることを証明しなければならない。

ｃ 緊急電報

(7) 火災その他の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる電報は緊急電報として取り扱われ、非常電報の次に優先して伝送及び配達される。

(a) 船舶又は航空機の遭難に際し、その救援に必要な緊急事項を内容とする電報であつて遭難の事実を知った者と、その救援に直接関係がある機関との間、又はこれらの機関相互間を発受するもの

(b) 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他これらに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であつて、その事実を知った者と、その予防、救援、復旧等に直接関係がある機関との間、又はこれらの機関相互間が発受するもの

(イ) 緊急電報は、電報サービス取扱所の窓口又は「１１５」番に非常電報であることを告げて申し込む。

(ウ) 緊急電報を発信する場合において、取扱者の請求があるときは発信人その電報が緊急電報に該当するものであることを証明しなければならない。

② 有線電気通信法第３条第４項第４号に掲げる者等が設置する有線、無線通信設備の使用各関係機関は、次に掲げる者が設置する有線、無線通信設備を使用し、通信連絡を確保するものとする。

ただし、基本法第５７条による予報の伝達等を行う場合は、あらかじめ協議して定めた手続により行うものとする。

a 警察事務を行う者	f 気象業務を行う者
b 消防事務 "	g 鉄道事業 "
c 水防事務 "	h 軌道事業 "
d 航空保安事務 "	i 電気事業 "
e 海上保安事務 "	j 自衛隊の任務 "

③ 放送法第２条第３号に規定する放送局の利用

a 各関係機関は、放送法第２条第３号に規定する放送局とあらかじめ定めた手続により災害に関する通知、要請伝達又は警告等の放送を行うことを求めるものとする。

b 各放送局は、災害に関する通知、要請伝達又は警告等の放送を行うことを求められた場合、最も効果的な時間、放送系統及び局所によって、有効、適切な放送を行う。

イ 電波法に基づく非常通信等の利用

災害等の非常の事態が発生した場合等において、有線通信の利用が不能又は著しく困難な場合においては、電波法第５２条の規定に基づいて非常通信を行うことができる。

また、電波法第７４条の規定により、総務大臣は、災害等の非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、無線局に対して災害の救援等に必要な通信を行わせること

ができる。

非常の場合の通信を円滑に実施するため、総務省総合通信基盤局に「中央非常通信協議会」、近畿には総務省近畿総合通信局内に「近畿地方非常通信協議会」が設置されており非常通信訓練等を実施している。平常時から協議会に参加して訓練等を通じて各機関との連携を深めておくことが必要である。

① 非常通信

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又は利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

② 非常通信の内容

次の内容の通報もしくはこれらに準ずる急を要する通報とし、その優先順位は原則として次の通りとする。

- a 人命の救助に関する通報
- b 天災の予報に関する通報（主要河川の水位に関する通報を含む。）
- c 秩序維持のために必要な緊急措置に関する通報
- d 遭難者救援に関する通報（日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものを含む。）
- e 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報
- f 鉄道線路の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救済物資の緊急輸送等のために必要な通報
- g 非常災害地の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報
中央防災会議会長及び同事務局長並びに非常災害対策本部長
地方防災会議会長
災害対策本部長
- h 電力設備の修理復旧に関する通報
- i 基本法第 57 条の規定に基づいて都道府県知事又は市町村長が発受する通知、要請、伝達又は警告で、緊急を要し特別の必要があるもの
- j 基本法第 79 条の規定に基づいて指定行政機関の長、都道府県知事又は市町村長が災害の応急措置を実施するために必要な通信で、緊急かつ特別の必要があるもの
- k その他の通信

③ 非常通信を利用できる者

無線局を開設している者が自ら発受するものの他、次に掲げる者からの要請に応じて受発する。

- a 官公庁及び地方自治体
- b 基本法に基づく各防災会議及び災害対策本部
- c 日本赤十字社
- d 消防長会
- e 電力会社
- f 鉄道会社

- g 新聞社、通信社、放送局
- h 非常通信協議会構成員
- i その他、人命の救助又は緊急措置及び急迫の危険に関して発信を希望する者

④ 非常通信の依頼要領

- a 県機関、市町村、警察、消防等、最寄りの無線局へ直接行って申し込む。
- b 電報頼信紙又は適宜の用紙を用いる。
- c 片仮名又は通常の文書体で記入する。
- d 一通の通信文は、なるべく 200 字以内（通常の文書体の場合は、片仮名に換算して 200 字以内）で、できるだけ短く簡潔にする。
- e あて先の機関名を記入する。分かれば住所、電話番号を記入する。
- f 必要があるときは本文の末尾に発信人名を記入する。
- g 発信人の機関名、住所及び電話番号を記入する。
- h 頼信紙の記事欄又は用紙の余白に「ヒジョウ」又は「非常」と朱書する。
- i 非常通信を行った場合は、電波法第 80 条に基づき文書で近畿総合通信局長又は総務大臣に報告しなければならない。できるだけ和歌山県防災企画課にも報告書の写しを送付すること。

- ⑤ 非常通信について照会や問合せを行う場合は、和歌山県防災企画課 電話 073-441-2264 へ連絡する。

ウ 有線電気通信法第 8 条第 1 項の規定による有線電気通信設備の使用

天災・事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持のために必要な通信の用に供するときは、総務大臣は、法令で定める手続きにより、有線電気通信設備の設置者に対して、その設備を用いて他人の通信を媒介し、その他その設備を他人の用に供することを求めることができる。

(4) 通信障害発生時における対応及び協力

国、県及び電気通信事業者は、通信障害が発生した場合は、通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を市町村等の関係機関に共有するとともに、通信施設の早期復旧のため、関係機関との調整を行なうものとする。

また、近畿総合通信局（総務省）は、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合は、県または市町村からの具体的な要請を待たず、速やかに衛星携帯電話、簡易無線等の通信機器の貸出に努めるものとする。さらに、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する移動電源車の現時点の配備状況等を確認の上、県または市町村に対して、通信設備等への電力供給を目的とした移動電源車の貸出に努めるものとする。

※ 通信インフラ復旧支援マニュアルは、資料編 38-03-00 を参照

(5) 県庁と市町村との間の連絡ルート

※ 非常通信経路（市町村防災系）は、資料編 38-04-00 を参照

※ 和歌山県総合防災情報システム回線構成図は、資料編 38-05-00 を参照

第4節 災害広報計画（県知事室・県総務部・県危機管理部）

1 計画方針

大地震・津波発生時においては、災害地や隣接地域の住民に対し、適切な判断による行動がとれるよう、県、市町村及び防災関係機関は、速やかに正確な広報活動を実施する。また、被災地外の地域の住民に対して、適切な被害情報を提供することにより、広域的な応援体制の確立に資するよう努めるものとする。

2 計画内容

(1) 広報活動

ア 地震・津波災害発生時における広報活動は、地震及び津波に関する情報及び「本章第2節 被害情報等の収集計画」で収集された情報及び救護・救助に関する情報に基づき行う。

イ 広報活動の実施に当たっては、可能な広報資材、広報媒体を最大限に活用する。

ウ 報道機関に対する報道要請

① テレビ、ラジオ

県は、防災関係機関及びその他の関係者に対する通知又は要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備及び無線設備により通信できない場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、日本放送協会和歌山放送局、株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、株式会社毎日放送、朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、関西テレビ放送株式会社、読賣テレビ放送株式会社、NPO法人エフエム和歌山、FMはしもと株式会社、FM T A N A B E株式会社、株式会社FMマザーシップ、南紀白浜コミュニティ放送株式会社に対し、放送を行うことを求めることができる。

この場合、県は「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定書」（資料編 39-01-00～02-00 を参照）及び「緊急警報放送の放送要請に関する覚書」（資料編 39-03-00）を参照）に基づき、原則として文書により、放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を示して要請する。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭により前記事項を明らかにして要請し、事後において文書を提出するものとする。

市町村が緊急警報放送の放送要請を行う場合は、原則として振興局を経由して県知事あてに放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明らかにして要請するものとする。

ただし、県と市町村と通信途絶等特別の事情がある場合は、市町村から直接放送局に対し、要請できるものとする。

放送局は、要請のあった事項について、放送形式、内容、時刻等をその都度決定し、放送する。

② 新聞社

県は、朝日新聞社、毎日新聞社、読賣新聞社、産経新聞社、時事通信社、共同通信社、日本経済新聞社、中日新聞社及び日刊工業新聞の各和歌山支局（総局）並びに中日新聞社、紀伊民報社に対し、「災害時等における報道要請に関する協定」に基づき、報道要請を行うことができる。

この場合、県は、報道要請の理由及び内容を明らかにして要請する。

※ 「災害時等における報道要請に関する協定」は、資料編 39-04-00 を参照

エ 氏名公表に関すること

県は、被災者について、「災害時における安否不明者（行方不明者含む）の氏名等の公表指針」及び「災害時における死者の氏名等の公表指針」（資料編 39-5-00、39-5-01 を参照）に基づき、報道機関等に対してその者の氏名等について、公表するものとする。

オ 災害の広報にあたって必要があるときは、他の関係機関に対して情報の提供を求め、相互に資料の交換を行う。

(2) 広報事項

広報事項は、被災者の肉体的・心理的条件を十分考慮し、簡潔にして要領を得たものでなければならない。

特に、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮したものでなければならない。

ア 被害の状況

イ 気象予警報及び津波、地震に関する情報

ウ 二次災害に関する情報

エ 住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の状況

オ 医療救護所及び避難所の開設状況

カ 被災者の安否に関する情報

キ 災害対策本部の設置及び応急対策実施状況

ク ライフラインの被害及び復旧見通し状況

ケ 主要道路状況

コ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況

サ 県民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

シ その他生活情報等必要と認める情報

(3) 広報手段

住民に対する広報手段は、状況に応じ次による。

なお、報道機関等に対する発表並びに報道機関からの問い合わせの受付及び応答については、原則として、総合統制室を通じて行う。

また、Ｌアラート等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

ア ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報

イ 有線放送による広報

ウ 防災行政無線（個別受信機を含む。）による広報

エ 広報車による巡回広報

オ 防災ヘリコプター等による広報

カ 広報紙、チラシ、ポスター等の作成

キ インターネットによる広報

ク アマチュア無線による伝達

(4) 各省庁等に対する広報

県は、被害状況等を写真等により記録収集し、関係省庁並びに国会等に対して迅速に災害の広報に努める。

(5) 防災関係機関における広報

防災関係機関は、各防災業務計画等に定めるところにより、災害の態様に応じ、適宜適切な

災害広報を実施するものとする。特に次の機関は、それぞれの措置を執るとともに、広報事項は県災害対策本部に通知するものとする。

ア 日本放送協会和歌山放送局、株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、株式会社毎日放送、朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、関西テレビ放送株式会社、読売テレビ放送株式会社

災害時又は災害の発生が予想される場合には、災害関係番組の編成をする。

県その他防災関係機関からの災害の通報事項に対しては、臨時の措置を講じて一般に周知徹底する。

イ 関西電力送配電株式会社和歌山本部

広報車及び報道機関等により被害箇所の復旧見通しや公衆感電事故防止について県民への周知徹底に努める。

ウ ガス会社等

広報車及び報道機関等により、被害箇所の復旧見通しや、ガス漏れによる事故防止について、県民への周知徹底に努める。

エ 西日本電信電話株式会社和歌山支店

広報車及び報道機関等により、被害箇所（範囲）の復旧見通しや応急措置について、県民への周知に努める。

オ 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社、その他の私鉄会社

被害箇所の復旧見通しや輸送の状況について、駅内の掲示板、案内板等に掲示し、かつ報道機関等により、一般への周知を図る。

災害時において、県、市町村から災害広報資料の貼布を依頼されたときは、これに協力する。

第5節 生活関連総合相談計画（県環境生活部）

1 計画方針

被災住民の生活上の不安などを解消するため、総合的な相談窓口を設置する。

2 計画内容

県は、被災住民から寄せられる様々な相談や問い合わせに対応するため、総合相談窓口を設置する。

また、和歌山県専門士業団体連絡協議会や和歌山弁護士会との協定に基づき、無料法律相談等を実施するとともに、和歌山弁護士会が実施する災害ADRの開催場所の確保や広報等に協力する。

※大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定は、資料編 33-04-00 を参照

※災害発生時における法律相談業務等に関する協定は、資料編 33-05-00 を参照

第3章 消防計画（県危機管理部）

1 計画方針

現行消防組織は市町村消防が原則であり、消防組織法第6条に規定するように消防責任は市町村にある。したがって、消防活動は、市町村がその責任において行うものであるが、県は大災害等で必要がある場合、又は被災市町村により要請のある場合は、関係法令の規定によって応援出動を命じるなど必要な措置をとるものとする。また、県は市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、市町村が大規模地震や津波災害など多様な災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な開発が円滑に進むよう努めるものとする。

また、消防団員の安全確保対策に向けた取組の推進、消防団の装備・教育訓練の充実を図るとともに、消防団組織の充実強化に努めるものとする。

なお、消防情報の収集等の計画は、本計画によるもののほか「市町村計画」及び「市町村消防計画」によるものとする。

2 計画内容

(1) 消防情報の収集

市町村と緊密な連絡を図り、その被害状況及び応急対策に資するものとする。

なお、情報の収集は、被害状況等の収集計画及び「火災・災害等即報要領」によるものとする。「火災即報」については、次のいずれかに該当するもしくは該当するおそれがある火災について、火災発生後直ちに和歌山県総合防災情報システムによって報告するものとする。（該当しない火災であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告するものとする。）

また、大地震に伴って大火災等が発生した場合には、「災害即報」として報告するものとする。（この報告をもって火災即報とみなすものとする。）

※ 火災即報様式は、資料編 40-01-01～02 を参照

- ア 死者3名以上生じた火災
- イ 死者及び負傷者の合計が10名以上生じた火災
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請した火災
- エ 特定防火対象物で死者の発生した火災
- オ 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難した火災
- カ 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- キ 特定違反対象物の火災
- ク 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- ケ 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- コ 損害額1億円以上と推定される火災
- サ 焼損面積10ヘクタール以上と推定される林野火災

- シ 空中消火を要請又は実施した林野火災
- ス 住家等へ延焼するおそれがある林野火災
- セ 航空機火災
- ソ タンカー火災
- タ 船舶火災であって社会的影響度が高い火災
- チ トンネル内車両火災
- ツ 列車火災
- テ その他特殊な出火原因による火災、特殊な態様の火災等

(2) 警報等の周知徹底

消防機関による災害に関する警報、避難の指示、応急措置の状況等については、「気象警報等の伝達計画」及び「災害広報計画」並びに「市町村消防計画」等の定めるところにより、速やかに住民に対して周知徹底を図るものとする。

(3) 非常事態の場合における県の措置

消防活動に関する市町村等間の相互応援は、県内市町村及び消防組合において締結されている和歌山県下消防広域相互応援協定等、及び和歌山県下消防広域応援基本計画に定めるところによるが、非常事態時における消防組織法第 43 条の規定に基づく知事の指示権は、本消防広域応援基本計画によるもののほか、次の場合に運用する。

ア 和歌山県下消防広域相互応援協定に基づく要請がない場合においても、災害防御に関し、緊急の必要があると認められるとき

なお、知事は、県内の消防力をもってしても、被災地の災害防御に対処できない場合には、消防組織法第 44 条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請するものとする。

応援要請先及び連絡方法

消防庁応急対策室

地域衛星通信ネットワーク 防災電話 7-048-500-90-49013

消防防災無線 防災電話 78-90-49013

電話 03-5253-7527

消防庁宿直室（休日・夜間）

地域衛星通信ネットワーク 防災電話 7-048-500-90-49102

消防防災無線 防災電話 78-90-49102

電話 03-5253-7777

※ 消防の相互応援協定締結状況は、資料編 40-02-00 を参照

※ 和歌山県下消防広域相互応援協定は、資料編 40-03-00 を参照

※ 和歌山県下消防広域応援基本計画は、資料編 40-04-01～06 を参照

(4) 避難・救助及び救急

「市町村計画」及び「市町村消防計画」の定めるところによる。

(5) 避難・救助及び救急

「消防団の活動・安全管理マニュアル」の定めるところによる。

第4章 水防計画（県土整備部）

1 計画方針

地震（津波）により堤防、護岸、水門、樋門など、河川・海岸・ため池等施設に被害が生じ、また、生じる恐れがあるときで、水防活動を行う必要がある場合に市町村（水防管理団体）及び県は2の措置をとる。

ただし、水防活動の際は、水防活動に従事する者の安全確保が図られるように留意するものとする。

被害が生じる恐れのあるとき：和歌山県に津波注意報が発表されたとき

県内で震度4以上の地震が観測されたとき

水防活動を行う必要があるとき：地震により被害を受け、堤防、護岸、ため池等の施設から河川水等の浸水があったとき、または浸水が予想されるとき

※津波による浸水に：警戒、情報連絡及び収集、漏水及び浸水防止の措置など。

備えて行う水防活動

ただし、水門、樋門、こう門等の操作に係る余裕時間が無いと判断されたものについて、和歌山県沿岸部に大津波警報、津波警報が発表された場合には当該操作担当者は水門等の操作をせず速やかに避難することを原則とする。

2 計画内容

ア 市町村

- (1) 自らの判断で河川、海岸、ため池等の付近の住民などに危険を通知し、状況によっては、住民などに対し安全な場所に避難するよう勧告又は指示するとともに、所轄振興局建設部へその旨連絡する。
- (2) 管内の監視・警戒、水門等管理者への連絡通報
- (3) 水防活動に必要な資機材の点検整備
- (4) 管理する水門、閘門、防潮扉の迅速な操作及び他の防潮扉等の管理者に対する門扉操作の応援
- (5) 市町村（水防管理団体）における相互協力及び応援

イ 和歌山県

- (1) 管内被害の情報収集のための配備態勢
- (2) 市町村が行う水防活動が十分に行われるよう情報の連絡調整及び指導
- (3) 河川管理施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。
- (4) 河川管理施設（堤防、護岸等）が広範囲にわたって被災し、その機能が著しく低下している河川について、避難判断・水防活動の目安となる各基準水位の暫定運用（引き下げ）を検討する。

3 その他

本県における重要水防箇所・海岸等については別添資料編のとおりとなっている。

※ 重要水防箇所 資料編 03-02-00、03-03-01、03-04-00、03-05-00 を参照

※ 海岸 資料編 08-02-00、08-03-00、08-04-00、08-05-00、08-06-00 を参照

第5章 罹災者救助保護計画

第1節 災害救助法の適用計画（県福祉保健部）

1 計画方針

地震・津波による災害時における罹災者の救助及び保護は、本計画によるものとする。この場合、災害救助法では、救助の実施は知事が行うこととされているが、災害時における救助活動の緊急性から、その一部については市町村長に委任し、市町村長が行うものとする。

なお、救助の基準等は次のとおりである。

2 計画内容

(1) 災害が発生するおそれがある場合の適用条件

救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、国の災害対策本部により告示された所管区域に該当する都道府県において、現に救助を必要とするときに、市町村単位に行うものとする。

(2) 災害が発生した場合の適用条件等

救助法による救助は、市町村単位にその適用地域を指定して実施するものとし、同一災害による市町村の被害が次の基準に該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行うものとする。

ア 全壊、全焼、流出により住家の滅失した世帯（以下「被害世帯」という）が当該市町村の人口に応じそれぞれ次の世帯数以上に達したとき。

市 町 村 の 人 口				被 害 世 帯 数
5,000 人未満				30 世帯
5,000 人以上～	15,000 人未満			40 "
15,000 "	～ 30,000 "			50 "
30,000 "	～ 50,000 "			60 "
50,000 "	～ 100,000 "			80 "
100,000 "	～ 300,000 "			100 "
300,000 "				150 "

イ 被害世帯数がアの世帯数に達しないが被害が、被害が相当広範囲な地域にわたり、県内の被害世帯数が1,000世帯以上の場合は、アの人口別被害世帯数がそれぞれ半数以上に達したとき。

ウ 被害世帯数がア及びイに達しないが、被害が広範囲な地域にわたり、県内の被害世帯が5,000世帯に達したとき。

エ 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。（「特別の事情」とは、被災者に対する食品の給与、生活必需品の給与等について特殊の救助方法を必要とし、又は災害にか

かった者の救出について特殊の技術を必要とすることをいう。)

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当したとき。

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。
- ② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

カ 住家が滅失した世帯（全壊、全焼、流出）の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一世帯とみなす。

※ 市町村別救助法適用基準世帯数は、資料編 41-01-00 を参照

(3) 救助法の適用と救助の程度

救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は、災害救助法施行細則の定めるところによるが、災害の種別地域条件その他の状況によって、知事が必要と認める範囲において実施する。

救助法による救助の種類

- ア 避難所の設置
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- オ 医療及び助産
- カ 被災者の救出
- キ 住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の搜索
- サ 遺体の処理
- シ 障害物の除去

※ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間は、資料編 41-02-00 を参照

第2節 被災者生活再建支援計画（県福祉保健部）

1 計画方針

風水害等の自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 住家の被害認定

ア 市町村が実施することとなっている住家の被害認定について、県は平時における市町村の調査体制の整備をサポートするものとする。

イ 大規模災害時には、発生後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、市町村からの要請を受け、認定業務に係る次のことを支援するものとする。

- ① 住家被害認定業務全体を支援し、県との連絡調整を行う「住家被害認定士リーダー（県職員）」の派遣を行う。
- ② 市町村や建築関係3団体等と調整し、事前登録された住家被害認定士の派遣を行う。

※ 災害時における住家の被害認定に関する包括協定書 資料編 46-16-00

(2) 被災者生活再建支援法の適用

ア 適用基準

被災者生活再建支援法は、次のいずれかの区域に係る自然災害に適用される。（被害については、火災・事故等人為的な原因により生じたものは含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となる。）

- ① 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県内にあって、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した他市町村（人口10万人未満のものに限る）における自然災害
- ⑤ ③又は④に該当する都道府県に隣接する都道府県内にあって、①、②、③のいずれかの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）における自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る）で、5世帯（人口5万人未満の市町村にあっては2世帯）以上の住宅が全壊する被害が発生したものにおける自然災害

イ 対象世帯

- ① 自然災害により、その居住する住宅が以下の被害を受けたと認められる世帯
- ② 住宅が全壊した世帯
- ③ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

- ④ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- ⑤ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑥ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

ウ 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」及び住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の合計額。（中規模半壊は、加算支援金のみ）

	基礎支援金	加算支援金		計
	（住宅の被害程度）	（住宅の再建方法）		
全壊 解体 長期避難	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃借（公営住宅を除く）	50 万円	150 万円
大規模半壊	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借（公営住宅を除く）	50 万円	100 万円
中規模半壊	—	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借（公営住宅を除く）	25 万円	25 万円

※単数世帯の場合は、各該当欄の金額の 3 / 4 の額。

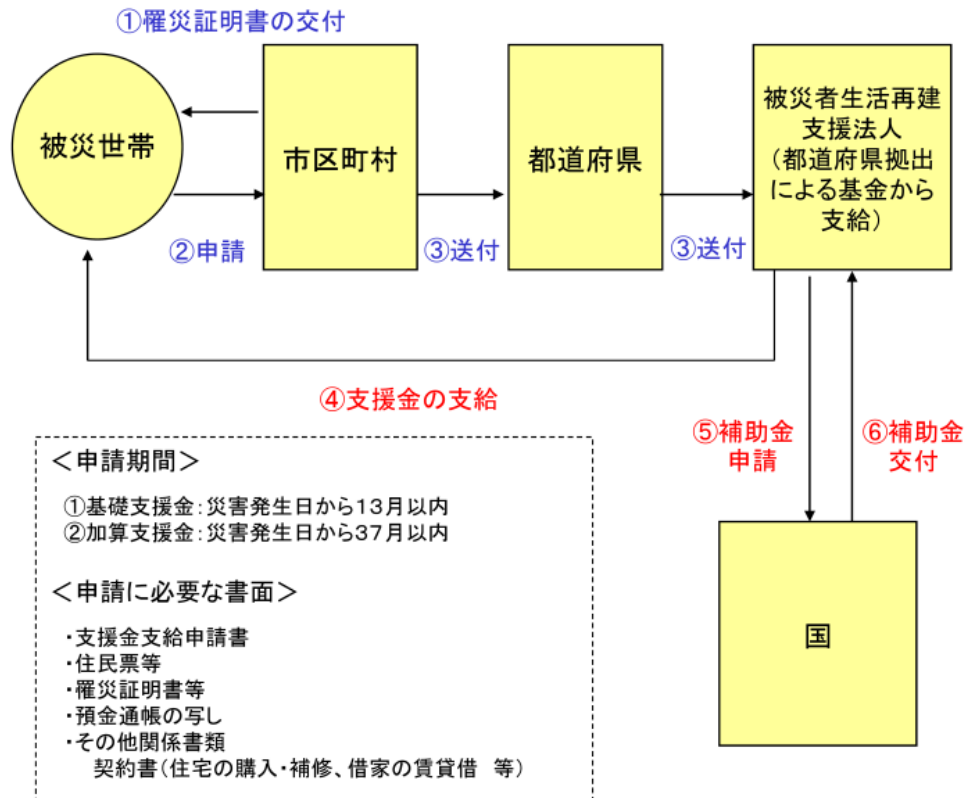
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200 万円（又は 100 万円）まで（単数世帯の場合は、各該当欄の金額の 3 / 4 の額）。

エ 支援金の支給事務

支援金の支給業務を行う団体として、公益財団法人都道府県センターが、平成 11 年 2 月 8 日付で、被災者生活再建支援法人として指定されている。

同法人は、全都道府県から支援金の支給事務の委託を受けており、支援業務を運営するため、基金を設けている。支援金は、当該基金への都道府県からの拠出金と、国からの補助金を原資としている。

支給事務の流れは、各被災者からの申請を各市町村で受け付け、県を經由して公益財団法人都道府県センターに申請書を提出し、同法人で審査を行い、支給決定及び支援金支給を行う。



(3) 和歌山県被災者生活再建支援金の支給

ア 支給対象世帯

和歌山県内で被災者生活再建支援法が適用された自然災害において、同法の対象とならない市町村に居住しているため同法に基づく支援金の支給対象とならない世帯に対して、その生活の再建を支援するため、和歌山県被災者生活再建支援金を支給する。

イ 対象世帯

- ① 自然災害により、その居住する住宅が以下の被害を受けたと認められる世帯
- ② 住宅が全壊した世帯
- ③ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ④ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- ⑤ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ⑥ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

ウ 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」及び住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の合計額。（中規模半壊は、加算支援金のみ）

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
全壊 解体 長期避難	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃借（公営住宅を除く）	50 万円	150 万円
大規模半壊	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借（公営住宅を除く）	50 万円	100 万円
中規模半壊	－	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借（公営住宅を除く）	25 万円	25 万円

※単数世帯の場合は、各該当欄の金額の 3 / 4 の額。

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200 万円（又は 100 万円）まで（単数世帯の場合は各該当欄の金額の 3 / 4 の額）。

(4) その他

県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの構築に努める。

また、被災者の状況把握にあたっては、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

加えて、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第3節 避難計画（和歌山・田辺海上保安部、陸上自衛隊第37普通科連隊、 県危機管理部・県福祉保健部・県県土整備部・警察本部）

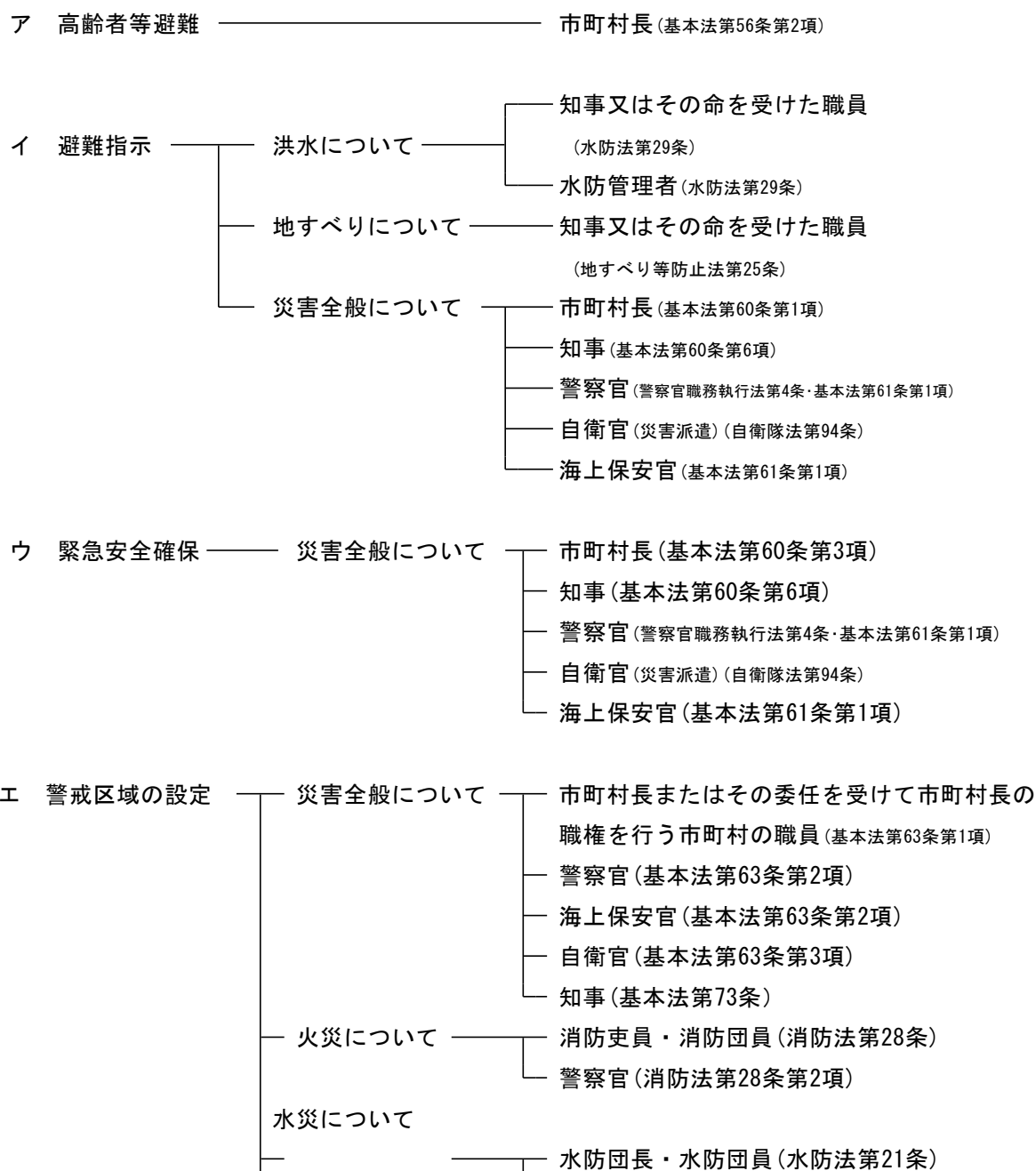
1 計画方針

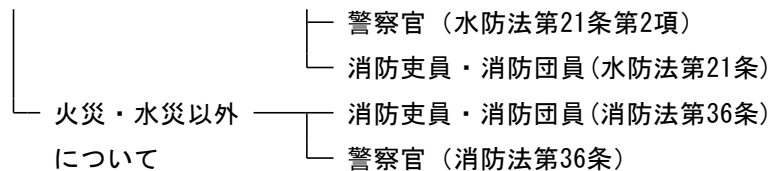
災害のため現に被害を受け、又は受ける恐れのある者の避難のための指示等及び避難所の開設並びに収容保護は本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施者

避難のための高齢者等避難の提供、立退きの避難指示、緊急安全確保の指示及び避難所の開設並びに避難所への収容保護は次の者が行う。





オ 避難所の開設、収容 ————— 市町村長

(2) 避難情報の基準

ア 市町村長

- ① 災害発生時に人の生命又は身体を保護するため早期かつ的確な避難情報の発令ができるよう「和歌山県避難情報の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」を参考とし、地理的な特定等を考慮した上で、具体的な発令判断基準を策定する。
なお、発令判断には和歌山県気象予測システムを参考とする。
- ② 災害が発生するおそれがある場合においては、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を提供することとする。
- ③ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という）に対し、避難のための立退きを指示することとする。
- ④ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって住民等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所に退避その他緊急に安全を確保するための措置を指示することとする。
- ⑤ 避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、または緊急安全確保措置を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。
- ⑥ 避難のための立退きを指示し、又は緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。
- ⑦ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、最初の地震に伴う大津波警報または津波警報が解除され、津波注意報に切り替わった後、第6編第4章第2節5(1)「事前避難対象地域」に定める住民事前避難対象地域の住民に対し、避難指示を、高齢者等事前避難対象地域の要配慮者等に対し、高齢者等避難等を発令することとする。

イ 知事

災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村長が、避難のための立退きの指示及び緊急安全確保措置の指示を行うことができなくなったときは、市町村長に代わって実施するものとする。

ウ 警察官又は海上保安官

- ① 市町村長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示をすることができないと認めるとき、又は市町村長から要請があったときは、必要と認める地域の必要と認める居住所等に対して避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することとする。この場合、直ちに避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示した旨を市町村長に通知することとする。
- ② 警察官は、災害により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

エ 災害派遣を命ぜられた自衛官

災害により危険な事態が発生し、警察官がその場にいないときで特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

(3) 避難の方法

ア 第1次避難（事前避難）

災害が事前に予測されるときは、あらかじめ高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を避難させるものとする。

イ 第2次避難（緊急避難）

災害が発生した場合又は事前避難のいとまがないときは、緊急避難を行うものとする。

緊急避難の場合は避難指示及び緊急安全確保の発せられたとき、又は自主的な判断により行うものとする。

ウ 避難は原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により縁故関係先又は指定避難所に避難するよう周知させ、必要に応じて関係機関の車両、船舶等を利用する。

エ 避難の際の心得を平素からリーフレット等により一般に周知徹底を図る。

オ 避難に際しては、関係警察機関とも密接な連絡をとって行うものとし、避難後の警備についても万全を期する。

カ 避難情報の伝達方法は、市町村計画等の定めるところにより実施する。

キ 知事による避難指示及び緊急安全確保の伝達方法は、下記の多様な手段によるものとする。

- ① 広報車
- ② 防災行政無線
- ③ 防災わかやまメール配信サービス
- ④ エリアメール、緊急速報メール
- ⑤ 県ホームページ「防災わかやま」
- ⑥ 和歌山県防災ナビ
- ⑦ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
- ⑧ Lアラート
- ⑨ 県防災ヘリコプター
- ⑩ ラジオ、テレビ等

(4) 避難誘導

住民等の避難誘導は、市町村職員、警察官、消防職員等が実施するが、誘導に当たっては、避難路の安全を確認しつつ、できるだけ自治会、町内会あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行うものとする。

また、自主防災組織については、責任者による自主的な避難誘導を行うものとする。

(5) 収容者

避難所へは次の者を収容する。

ア 避難指示及び緊急安全確保が発せられた者又は緊急に避難することが必要である者。

イ 住家が災害により全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水（破壊、消防による全、半壊を含む。）の被害を受け日常起居する居住の場所を失った者。

(6) 避難所の開設及び開設の方法

避難所の開設及び収容並びに罹災者の保護は、救助法による救助が適用された場合は、同法に基づき市町村本部長が実施する。同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は、市町村独自の応急対策として市町村本部長が開設し実施する。

なお、本計画は救助法を適用する災害時の基準であるが、市町村単独の場合についても本計画に準ずるものとする。

ア 危険区域と避難立退き先の指定

市町村長はそれぞれ地区の実情、災害の種類等を十分検討の上、危険区域と危険度を想定し、関係機関と協議の上、避難所及び避難場所をあらかじめ選定しておくものとする。

※ 各市町村別避難先一覧数は、資料編 42-00-00 を参照

イ 設置の方法

市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

- ① 既存建物の利用 — 公私立の学校、公会堂、公民館、隣保館、神社の社務所、寺院の本堂・庫裡、工場、倉庫、旅館・ホテル（福祉避難所として、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、市町村が必要な場合、又は指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合に借り上げて設置）、福祉施設（福祉避難所として）等

※「災害時における避難者の受入れに関する基本協定書」は、資料編 42-03-00 を参照

※「災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書」は、資料編 42-03-01 を参照

- ② 野外仮設の利用 — 仮設物等を仮設、テントを借り上げ設置

ウ 避難所の設置報告及び収容状況報告

市町村本部は、避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設状況を本部（総合統制室）に報告しなければならない。報告事項はおおむね次のとおりである。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 箇所数及び収容人員（避難所別）
- ③ 開設期間の見込

本部は、避難所開設状況を公表するものとする。

なお、各避難所には、維持、管理のため、それぞれ責任者（原則として市町村職員）を定めておく。

エ 周知

市町村は、避難所の開設状況等をホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

オ 収容期間

災害発生の日から７日以内とする。ただし、災害が落ち着くに従い収容人員が次第に減少するときは、市町村本部長は避難所を逐次整備縮小し、その都度その旨を本部長に連絡しなければならない。

なお、大災害の場合等で、どうしても期間内に避難所を閉鎖することが困難な場合は、市町村本部長は支部を經由して事前に本部長に開設期間の延長を要請し、本部長が延長の必要を認めた場合は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、期間を定めることができる。協議は次の事項を明示して行う。（救助に関する期間延長については、すべての項目について共通）。

- ① 実施期間内により難い理由
- ② 必要とする救助の実施期間
- ③ 期間延長を必要とする地域、救助対策者数
- ④ その他

カ 避難所設置のための費用

① 避難所設置費

国庫負担の対象となる経費はおおむね次のとおりである。

区 分	例 示
賃金職員等雇上費	応急的補修、改造、畳その他の資材の運搬等、避難所の設置、維持及び管理のために雇い上げた労務者の賃金
備 品 費	避難所設置の長期化により必要となるストーブ、扇風機、畳、カーペット、パーテーション等に要する経費。なお、一時的避難という避難所の性格から、リースを原則とすべきである。
消 耗 器 材 費	懐中電灯、乾電池、ポリ袋、掃除用具等、直接被災者の処遇に必要な経費
建物器物等使用謝金 借上料・購入費	避難所として使用した建物の借上料又は避難所設置のために使用した器物等の使用謝金、借上費及び購入費
光 熱 水 費	採暖及び湯茶をわかすための経費（ガス、電気、灯油等）
仮設の炊事場、便所 及び風呂の設置費等	仮設の炊事場、便所及び避難所設置が長期化した場合に必要とされる仮設風呂の設置のために必要とする経費。その他臨時電灯設備費等を支出することも差し支えない。
衛 生 管 理 費	衛生管理としての経費（手洗用クレゾール、石鹼等）
福 祉 避 難 所	高齢者、障害者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する避難所設置のために支出する費用

② 所要物資の確保

避難所開設及び収容保護のための所要物資は、当該市町村本部において確保すること。ただし、現場において確保できないときは、本部に物資確保について要請するものとする。

(7) 避難所の運営

ア 市町村は、県が示す「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」を参考に、あらかじめ避難所運営マニュアルを策定し、避難所の運営基準等を定めておくものとする。また、避難所毎の担当職員を居住地に配慮して定めるなど、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自主防

災組織等とも連携して、円滑な運営に努めるものとする。

※ 「市町村避難所運営マニュアル作成モデル（大規模避難所版）」は、資料編 77-01-03-1 を参照

※ 「市町村避難所運営マニュアル作成モデル（小規模避難所版）」は、資料編 77-01-03-2 を参照

※ 「市町村避難所運営マニュアル作成モデル資料編（大規模避難所版）」は、資料編 77-01-03-3 を参照

※ 「市町村避難所運営マニュアル作成モデル資料編（小規模避難所版）」は、資料編 77-01-03-3 を参照

イ 自主防災組織等は、避難所の運営に対し市町村に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保するものとする。

ウ 市町村は、避難所の運営について管理責任者の権限を明確にするものとする。

エ 市町村は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、避難生活に必要な物品（家庭動物の飼養に関する資材を含む）の確保や食糧、飲料水等の提供、炊き出し等を行うとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。なお、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。また、女性向け物資の配付については、女性が担当する等配慮するほか、性的少数者が周囲に人がいる状況で受け取りにくい物資は、個別に受け取られるよう配慮するものとする。

オ 市町村は、必要により、警察と十分連携を図りながら、パトロール隊による巡回活動を実施するものとする。

カ 市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、必要に応じて、簡易トイレ、移動型トイレ車両等による快適なトイレの確保や栄養バランスのとれた適温の食事の提供など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

キ 県は、避難所の施設や設備整備の考え方等について市町村等と連携した検討を行い、避難所の環境改善に努めるものとする

ク 市町村は、避難の長期化や女性・子供等に対する暴力防止のため等必要に応じて、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方、性的少数者及び子供の視点等に配慮するものとする。なお、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。

ケ 市町村は、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策を推進するものとする。

コ 市町村は、平時から防災担当部局、保健福祉担当部局及び保健所が連携して、感染症患者が発生した場合や健康観察中の濃厚接触者等が避難所に避難する場合などの対応について協議し、適切な避難所運営に努めるものとする。

サ 市町村は、家庭動物と同行避難した被災者について、被災者支援等の観点から適切に受け入れられるとともに、避難所等における家庭動物の受入れ状況を含む避難状況等の把握に努める。

(8) 訓練の実施

市町村は、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施するものとする。

(9) 県による避難所情報の収集

本部長は、必要があると認めるときは、すみやかに職員（災害時緊急支援要員）を市町村（避難所）に派遣し、移動県庁設備等を用いて必要な情報を収集する。

(10) 避難所等における要配慮者に対する支援

- ア 市町村は、避難所等における要配慮者に福祉的な支援が必要と判断する場合、県に対し、県災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を要請するものとする。
- イ 県は、市町村から派遣要請があった場合又は県が必要と判断する場合、避難所等に県災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣するものとする。

(11) 避難所以外の避難者に対する対応

- ア 市町村は、県などの関係機関と連携し、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- イ 市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、県などの関係機関と連携し、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- ウ 市町村は、県などの関係機関と連携し、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。
- エ 市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、県などの関係機関と連携し、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報に関して、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。
- オ 県は、市町村が民間企業やNPO等の様々な主体と協働して避難者等への円滑な支援を行うために、実施主体間の調整についてあらかじめ協定の締結等により検討するよう努めるものとする。

(12) 広域避難・広域一時滞在

- ア 県内における広域避難及び広域一時滞在
 - ・市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に報告した上で、当該市町村に直接協議することができる。
 - ・市町村は、県に対し、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき市町村および当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域避難又は広域一時滞在について助言を求めめる事ができる。
 - ・県は、市町村から助言等を求められたときは、助言を行うほか、避難者の受入れや輸送など必要な協力を行うよう努める。

※「災害時における避難者の受入れに関する基本協定書」は資料編 42-03-00 を参照

イ 県外への広域避難及び広域一時滞在

- ・市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難

難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めることができる。なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

- ・ 県は、他の都道府県への広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、具体的な被災状況、受入れを要する要避難者数その他必要な事項を示した上で、協議先とすべき都道府県の調整を求めることができる。このときあらかじめ協議しようとする旨を、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅延なく報告することとする。

ウ 避難者に対する情報提供

- ・ 県及び市町村は、広域避難・広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難・広域一時滞在を行っている避難者の状況を把握するとともに、避難者が必要とする情報を確実に提供するための体制の整備に努める。

(13) その他必要とする事項

各避難所の維持管理のために責任者を定めるとともに、次の関係書類を整理保存しなければならない。

ア 避難者名簿

イ 救助実施記録日計票

ウ 避難所用物品費受払簿

エ 避難所設置及び避難生活状況

オ 避難所設置に要した支払証拠書類

カ 避難所設置に要した物品受払証拠書類

第4節 食糧供給計画（農林水産省農産局、県環境生活部・県福祉保健部・県農林水産部）

1 計画方針

災害時における罹災者等に対する応急用食糧等の調達・供給は、県、市町村、農林水産省その他関係機関の協力のもとに本計画により実施する。

2 計画内容

(1) 炊き出しの実施及び食品の給与

ア 実施者

炊き出し及び食品の給与は、市町村長が実施する。

イ 実施の場所

炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

ウ 炊き出しの方法

市町村本部が奉仕団等の協力により実施する。

エ 食糧の調達

〔炊き出し〕

- ① 炊き出しのため必要な原材料等の調達は、市町村本部において行う。
- ② 上記①による供給が不可能な場合は、市町村本部長は災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という。）の数量を知事に申請するものとする。
- ③ 知事は上記②による申請を踏まえ、精米の調達に当たって民間米穀販売業者の手持精米の在庫（以下「民間物品」という。）を優先することとし、「災害救助用精米の供給等の協力に関する協定」締結業者（以下「協定業者」という。）に必要量の供給要請を行うものとする。但し、民間物品によっても供給が不足する場合は、政府所有米穀の供給を要請する。
なお、政府所有米穀の供給が玄米による場合は、知事は協定業者に委託し、とう精を要請する。

※災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについては、資料編 43-01-01 を参照

※協定業者については、資料編 43-01-02 及び 43-02-00 を参照

- ④ 知事は、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合、県農林水産部を通じて農林水産省農産局農産政策部貿易業務課担当者（以下「貿易業務課担当者」という。）に対し、「災害救助用米穀の引渡要請書」に基づく情報（引渡希望数量、引渡希望時期、引渡場所、引渡方法、担当者名、連絡先等）を電話で連絡するとともに、併せてFAX又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。
なお、やむを得ない理由により市町村本部長が、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に直接要請した場合は、必ず、知事に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。
- ⑤ ④の要請を受けた農産局長は、農産局長と委託契約を締結して政府所有米穀の販売等業務を行う民間事業体（以下「受託事業体」という。）及び知事と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀の引渡方法等を決定することとする。
- ⑥ 貿易業務課担当者は、⑤の調整終了後、速やかに、供給する災害救助用米穀の品種、数

量等を記入した売買契約書を知事に2部送付するものとする。

- ⑦ 知事は、送付された売買契約の内容を確認し、記名、押印の上、貿易業務課担当者に2部返送するものとする。
- ⑧ 貿易業務課担当者は、返送された売買契約書に、契約日、記名、押印を行い、1部を県に送付するものとする。
- ⑨ 貿易業務課担当者は、売買契約の締結後、速やかに受託事業体に災害救助米穀の供給の指示及び納入告知書の発行手続きを行うものとする。
- ⑩ 農産局長から指示を受けた受託事業体は、指示された内容に従って、知事に災害救助用米穀を引き渡すものとする。
- ⑪ 知事は、農産局長から送付される納入告知書により販売代金を納付するものとする。
- ⑫ 上記③～⑪の災害救助法が発動された場合の政府所有米穀の知事又は市町村長への緊急引渡手続きについては、下記に定めるところとする。

a 摘要範囲

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章I「第11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例」を適用するものとする。

b 具体的な内容

- (ア) 農産局長が知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す災害救助用米穀は、国内産米穀とする。
- (イ) 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受けるものとする。
- (ロ) (イ)の米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。
- (ハ) 災害救助法が発動され、救助を行う場合、代金の納付期間は30日以内であって農産局長と知事が協議して決定した期間とし、担保及び金利を徴しないものとする。ただし、次に掲げる要件を全て満たす場合は、3か月以内で農産局長と知事が協議して決定した期間とする。
 - (a) 大規模な災害が発生し、災害対策基本法に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。
 - (b) 自衛隊の派遣が行われていること。
 - (c) 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

〔食品の給与〕

- ① 食品の給与のため必要な食料の調達、市町村本部において行う。
- ② 市町村本部による調達が不可能な場合は、県は市町村本部からの要請に応じ、又は被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市町村本部からの要請を待ついとまがないと認められるときは要請を待たずに、食料を確保し供給するものとする。

なお、県は、国、市町村本部との間で、食料の調達や輸送等に必要な情報の共有等を行うための物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、迅速かつ円滑な被災市町村への食料支援を図るものとする。

オ 供給品目及び基準量等

通常の流通経路を通じないで供給する場合の応急用米穀は精米とし、一人当りの給食並びに供給基準は、一食あたり 200 精米グラムとする。

ただし、消費の実情に応じて乾パンの供給を行う（乾パンの一食分は 100 グラムとする。）。

カ 救助法による救助基準

① 炊出し及び食品給与対象者

- a 避難所に収容された者
- b 住家の被害が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事のできない者
- c 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪者等

② 実施期間

災害発生の日から 7 日以内とする。ただし被災者が一時縁故地等へ避難する場合はこの期間内に 3 日以内を現物により支給することができる。

③ その他

炊出し等を実施する場合には市町村本部長は、その責任者を指定するとともに各現場にそれぞれ実施責任者を定め、炊き出しに必要な次の帳簿を整理し、保管しなければならない。

- a 救助実施記録日計票
- b 炊出し給与状況
- c 炊出しその他による食品給与物品受払簿
- d 炊出しその他による食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類
- e 炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

※ 災害救助用精米の供給等の協力に関する協定は、資料編 43-01-02 を参照

※ 救助用食糧の確保状況は、資料編 43-02-00 を参照

※ パン製造業者名簿は、資料編 43-05-00 を参照

第5節 給水計画（県環境生活部・県福祉保健部）

1 計画方針

地震災害のため飲料水が確保できない、又は汚染により飲用に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給体制の確保を図る。飲料水供給の実施は主に市町村が行うものであり、所管の地域において、それぞれ独自に給水計画を立て1人1日最低必要量3リットルの水の確保に努め、実施できないときは、隣接市町村、関係団体または県に速やかに応援要請する体制の確保を図るものとする。また、県は水質の安全性確保の見地から、水質検査について支援する。

2 計画内容

(1) 実施者

市町村本部長が行うものとする。市町村本部長は所管の地域において、それぞれ独自に給水計画を立て1人1日最低必要量3リットルの水の確保に努め、更に風呂、便所及び炊事等に必要な生活用水の確保にも努めるものとする。ただし、被災市町村において実施できないときは、該当市町村本部長の要請により、隣接市町村等は応援又は協力して実施するものとする。

(2) 供給方法

飲料水等は、おおむね次の方法により供給するものとする。

ア 給水車又は容器等による運搬供給

浄水場や被災地に近い水道から取水し、被災地域内の給水基地等へ飲料水・生活用水の輸送を行う。この場合特に病院、避難所等緊急度の高い所を優先する。

イ ろ過器等による供給

飲料水が防疫その他衛生上浄化の必要があるときに、ろ過器等を通して、飲料水を確保する。

ウ 家庭用井戸水等による供給

家庭用井戸について、水質検査の結果、飲用水として適当と認めた場合には、その付近の罹災者のための飲料水として供給する。

なお、飲料に適さない場合には、生活用水またはろ過・消毒等により飲料水として確保する。

(3) 事務手続き

ア 市町村本部長は、飲料水の供給計画に基づく応急対策または飲料水の供給ができないときの隣接市町村等への応援、協力の要請を実施したときは、直ちに、支部保健班（該当保健所）経由のうえ本部生活衛生班（生活衛生課）へ報告する。

なお、要請等に当たっては、次の事項を示すものとする。

- ① 給水地
- ② 必要水量（何人分、何立方メートル）
- ③ 給水方法
- ④ 給水期間
- ⑤ 水道又は井戸の名称
- ⑥ その他

(4) 救助法による基準

ア 飲料水の供給期間

災害発生の日から7日以内

イ 飲料水供給のための費用のうち補助対象となる経費

- ① 水の購入費
- ② 給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費
- ③ 浄水用の薬品費及び資材費

ウ 帳簿等の作成

飲料水の供給を行うときは、その責任者を定め、次の帳簿等を作成し、整理保管するものとする。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
- ③ 飲料水の供給簿
- ④ 飲料水供給のための支払証拠書類

(5) 水道の対策

水道事業体は、災害による水道事故に対処するため災害の発生が予想されるときは、水道技術管理者及び各要員を待機させるとともに復旧資材の確保に努め、事故が発生したときは、次の方法により対策を講じるものとする。

ア 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

イ 施設の損壊、漏水等の被害を認めたときは、応急措置を講じるとともに、支部保健班（当該保健所）を経由して本部生活衛生班（生活衛生課）に被害内容、被害金額及び給水状況等を速やかに電話等をもって報告する。また、防災情報システムを活用した被害情報の収集・配信・共有化のため、市町村防災担当課へ報告を行う。

ウ 水道が断水のため、該当事業体のみで飲料水の供給ができなくなったときは、支部保健班（当該保健所）を経由して本部生活衛生班（生活衛生課）に連絡するとともに、相互応援協定等に基づく支援の要請や本部生活衛生班（生活衛生課）を通じて他の府県水道事業体等に対する広域的な支援の要請を行う。

エ 水道の復旧に当たっては、道路管理者との連携を図りながら、復旧行動指針・復旧計画等に添って行うものとするが、特に浄水場から主要配水池にいたる送水管の復旧及び基幹配水管の復旧を優先的に行う。その後避難所、病院等への給水が早急に行われるよう考慮しながら、配水支管等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。

オ 水道の復旧に当たって支援が必要と判断したときは、支部保健班（当該保健所）を経由して本部生活衛生班（生活衛生課）に連絡するとともに、相互応援協定等に基づく支援の要請や本部生活衛生班（生活衛生課）を通じて他の府県水道事業体や和歌山県管工事業協同組合連合会等による広域的な支援の要請を行う。

カ 水道事業体は復旧後の施設の使用開始にあたって、水質の保全に留意し管内の消毒等を十分行う。

キ 国庫補助対象となるような規模の施設災害が発生した場合には、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」等により所定の手続等を行う。

(6) その他

市町村本部長は、災害時における協力井戸の登録及び家庭用井戸の位置の把握に努めておく

ものとする。また、給水の実施にあたって給水場所や時間等の内容を迅速かつ的確に広報できるように努めるものとする。

- ※ 水道災害相互応援対策要綱に基づく協定書は、資料編 44-01-00 を参照
- ※ 災害時における水道施設復旧作業の応急対策への協力に関する協定書は、資料編 44-01-01 を参照
- ※ 県内の水道施設設置箇所表は、資料編 44-02-00 を参照
- ※ 県内の給水資機材保有状況は、資料編 44-03-00 を参照

第6節 物資供給計画（県福祉保健部）

1 計画方針

救助法による罹災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施体制

ア 実施者

被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、市町村本部長が行う。

イ 対象者

震災によって、被服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

ウ 支給費目

被害の実情に応じ次の品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

- ① 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- ② 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- ③ 肌着（シャツ、パンツ等の下着）
- ④ 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- ⑤ 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- ⑥ 食器（茶碗、皿、箸等）
- ⑦ 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等）
- ⑧ 光熱材料（マッチ、プロパン等）

エ 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。

オ 物資の調達

物資の調達は市町村本部において行う。

市町村本部による調達が不可能な場合は、県は市町村本部からの要請に応じ、又は被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市町村本部からの要請を待ついとまがないと認められるときは要請を待たずに、物資を確保し供給するものとする。

なお、県は、国、市町村本部との間で、物資の調達や輸送等に必要な情報の共有等を行うための物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、迅速かつ円滑な被災市町村への物資支援を図るものとする。

カ その他

物資を供給する場合は、給付段階ごとにそれぞれ責任者を定め、記録及び受領書を次のとおり整備しなければならない。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 物資受払簿
- ③ 物資の給与状況表

④ 物資購入関係支払証拠書類

⑤ 備蓄物資払出し証拠書類

(2) 個人備蓄の推進

防災関係機関は、震災直後に最低限必要となる被服等の生活必需品の各家庭における備蓄を推進するものとする。

第7節 物価対策計画（県環境生活部）

1 計画方針

震災時における生活関連物資（県民生活との関連性が高い物資）の物価安定対策は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 物価の実態把握

ア 物価の監視

県は、県職員による生活関連物資の価格及び需給状況の調査を実施する。

イ 情報収集

県は、物価ダイヤルの増設等により、県民からの情報収集に努める。

(2) 緊急措置

ア 情報提供

県は、ホームページや物価ダイヤル、また、新聞、テレビ、ラジオ等のメディアを通じて、県民に物価情報を提供する。

イ 事業者への要請

県は、関係事業者に対して物資等の適正な供給を要請する。

ウ 国への要請

県は、被災状況により非常事態に備えて、国民生活安定緊急措置法及び生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の発動を国（消費者庁）に要請するものとする。

第8節 住宅・宅地対策計画（県福祉保健部・県農林水産部・県県土整備部）

1 計画方針

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

また、被災した建築物が地震活動等により倒壊の危険性が生じ、多くの住民が二次災害のおそれに直面することとなる。

このため、地震後速やかに専門家（応急危険度判定士（ボランティア））を現地に派遣し、地震活動等による被災建築物の倒壊や落下物の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の使用について判定することにより二次災害を未然に防止するため、応急危険度判定士の活用を図るとともに、宅地についても二次災害防止のため、応急復旧の措置として、「被災宅地危険度判定士」の活用を図る。

2 計画内容

(1) 実施者

- ア 市町村は、応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理の計画の樹立と実施を行うものとするが、実施が困難な場合は県が行うことができる。
- イ 県は、災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の供与を行うものとする。

(2) 救助法による賃貸型応急住宅の供与の基準

ア 費用の限度

※ 資料編 41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

イ 着工時期

災害発生の日から速やかに提供

ウ 入居基準

※ 資料編 41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

(3) 賃貸型応急住宅の供与

賃貸型応急住宅の供与については、「大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」に基づき公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益財団法人日本賃貸住宅管理協会に協力を求めることができる。

※ 大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定は、資料編 76-02-12、資料編 76-02-13、資料編 76-02-14 を参照

また、民間賃貸住宅のあっせんについては、「災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定書」に基づき公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部に協力を求めることができる。

※ 災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定書は、資料編 76-02-06、資料編 76-02-07 を参照

(4) 救助法による建設型応急住宅の供与の基準

建築基準法第 85 条の建築の緩和を適用し、実施するものとする。

ア 規模並びに費用の限度

※ 資料編 41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

イ 建設期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、できる限り速やかに完成するものとする。

ウ 入居基準

※ 資料編 41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

(5) 建設型応急住宅の供与

建設型応急住宅の供与については、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき一般社団法人プレハブ建築協会に、また「災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき和歌山県応急木造仮設住宅建設協議会に協力を求めることができる。

※ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書は、資料編 45-01-00 を参照

※ 災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定書は、資料編 45-01-01 を参照

(6) 救助法による住家の応急修理の基準

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

① 規模並びに費用の限度

a 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとする。

b 費用の限度

※ 資料編 41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

② 応急修理の期間

災害発生の日から 10 日以内に完了すること。

③ 対象者

災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

① 規模並びに費用の限度

a 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。

b 費用の限度

※ 資料編 41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

② 応急修理の期間

災害発生の日から 3 カ月以内に完了すること。

(ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から 6 ヶ月以内に完了)

③ 対象者

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

(7) 資材の確保

資材は原則として請負業者が確保するものとするが、業者において確保出来ないときは本部長があつせん調達を行い、又は資材を支給するものとする。〔別表 1〕

(8) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅は、市町村長が知事から委託を受けて管理するものとする。

この際、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、家庭動物の受入れに配慮するものとする。

ア 家賃及び維持管理

- ① 家賃は無料とする。
- ② 維持修理は、入居者において負担する。
- ③ 地代を必要とするときは、入居者の負担とする。

イ 応急仮設住宅台帳の作成

市町村長は入居予定者が仮設住宅に入居したときは、応急仮設住宅台帳を作成し、入居契約書とともに整理保管し、知事に台帳の写を提出するものとする。

ウ 供与期間

完成の日から 2 年以内とする。

(9) 公営住宅法による災害公営住宅

ア 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の 1 以上に達した場合に低所得者被災世帯のため国庫から補助（割当）を受けて建設し、入居させるものとする。

- ① 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合
 - a 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき
 - b 1 市町村の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき
 - c 滅失戸数がその区域内住宅戸数の 10%以上のとき
- ② 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき）
 - a 被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき
 - b 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の 10%以上のとき

イ 建設及び管理者

災害公営住宅は、原則として市町村が建設し、管理するものとする。

ただし、市町村の財政事情等から建設が著しく困難な場合は、県が市町村に代わって建設管理するものとする。

災害公営住宅の建設及びその管理は、おおむね次の基準によるものとする。

① 入居者の条件

次の各号の条件に適合する世帯

- a 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- b その他入居収入基準等は市町村条例によるものとする。

② 建設戸数

- a 市町村別建設戸数は被災滅失住宅戸数の 30%以内。
- b ただし他市町村で余分があるときは 30%を超えることができる。
- c 県において、県下市町村の建設戸数の合計が県内滅失戸数の 30%以下の場合、30%に

達することがある。

※ 上記について激甚法の適用を受けた場合は、30%が50%に引き上げられる。

③ 規 格

住宅1戸の床面積の合計が25㎡以上

④ 費 用

標準建設費の2／3国庫補助（激甚災の場合は3／4）

⑤ 家 賃

管理者が入居者の収入に応じて決定する額

⑥ 建設年度

原則として当該年度、やむを得ない場合翌年度

(10) 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の復旧は、災害（火災にあっては、地震による火災に限る。）により公営住宅又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合において、事業主体が国庫から補助を受けて復旧するものとする。

ア 国庫補助適用の基準

1戸当りの復旧費が11万円以上のものを対象としてそれらの一事業主体内での合計が、県営住宅で290万円、市町村営で190万円以上になった場合

① 再建設の場合

公営住宅の構造については、再度の災害対象、合理的な土地利用等を配慮して定めるものとする。

② 補修の場合

補修費は、通常必要な費用を基準として国土交通大臣が定める。

③ 宅地の復旧の場合

a 滅失した公営住宅を再建設する場合

従前地の場合………造成費は国庫補助対象

別の敷地の場合………起債対象

b 既設公営住宅団地の宅地のみが被害をうけた場合………起債対象

イ 国庫補助率

1／2

※ 激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある。

(11) 罹災に対する住宅建設資金等の融資

災害が発生した場合、災害の罹災者に対する罹災住宅の復興に必要な資金は、住宅金融支援機構の行う次の種類の融資制度を積極的に活用して、早急に罹災住宅の復旧を図るものとする。

ア 災害復興住宅建設、補修資金等の貸付

①申込みができる方

- ・ 自然災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、地方公共団体から次に示す「罹災証明書」の発行を受けた方

[建設・購入]

住宅が「全壊」、「大規模半壊」若しくは「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証

明書の発行を受けた方

※「罹災証明書」の被害区分が「一部破損」等の場合は利用できない。

（〔補修〕のみ対象）

※住宅が「大規模半壊」若しくは「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方は「住宅の被害状況に関する申出書」が必要。

〔補修〕

住宅に 10 万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」の発行を受けた方

※被災住宅の所有者の方が復旧を行わない場合には、被災住宅賃借人または居住者の方も申し込みすることができる。

・ 自分又はより災した親族等が居住するために住宅を建設、購入または補修される方

※被災者向けに貸すための住宅を建設、購入または補修する場合も対象となる。

（ただし、連帯保証人が必要となるなどの所定の要件あり。）

〔親孝行ローン〕

被災住宅に居住している親等（満 60 歳以上の父母・祖父母等）が住むための住宅を建設、購入または補修する場合は、親孝行ローンを申し込むことができる。

・ 年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合（＝総返済負担額）次の基準を満たす方

年収	400 万円未満	400 万円以上
総返済負担率	30%以下	35%以下

※すべての借入れとは、災害復興住宅融資による借入れのほか、災害復興住宅融資以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン（クジットカードによるキャッシングや商品の分割払い・リボ払いによる購入を含む。）などの借入れをいう。

※総返済負担率基準に満たないときは、同居する親族や同居しない系親族の収入を合算できる場合もある。

・ 日本国籍の方、永住許可などを受けている外国人の方または法人

②申込受付期間

・ 「罹災証明書」に記載された「罹災日」から 2 年間。

③融資を受けることができる住宅

a 共通

(7) 各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること。

(4) 建設・購入の場合において、建て方は問わない。ただし、共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造（省令準耐火構造を含む）の住宅であること。

(9) 敷地の権利が転貸借でないこと。

(1) 店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が 2 分の 1 以上必要。

b 新築購入

(7) 申込日において竣工日から 2 年以内の住宅で、申込日前に人が住んだことのないもの

c リ・ユース（中古）購入

(7) 申込日において竣工日から 2 年を超えている住宅又は既に人が住んでいたことが

ある住宅

④融資額

融資額の合計は、各所要額の合計額が限度となる。（10 万円以上で 10 万単位）

a 基本融資額

1. 建設の場合の融資限度額

土地を取得する場合	土地を取得しない場合
5,500 万円	4,500 万円

※土地を取得する場合とは、り災日後に申込本人が有償で土地の所有権又は借地権を取得する場合をいう。

2. 購入の場合の融資限度額

5,500 万円

3. 補修の場合の融資限度額

2,500 万円

b 貸付利率

住宅金融支援機構へ問い合わせのこと

c 返済期間

最長返済期間は、「35 年」又は「年齢に応じた最長返済期間」のいずれか短い年数となる。（1 年以上（1 年単位））

※「年齢に応じた最長返済期間」について、建設資金・購入資金においては融資の日から最長 3 年間の元金据置期間を、補修資金においては融資の日から最長 1 年間の元金据置期間をそれぞれ設定することができ、据置期間を設定すると返済期間が延長される。

※年齢による最長返済期間

「80 歳」 — 「申込本人の申込時の年齢（1 歳未満切り上げ）」

※収入合算や親子リレー返済を利用する場合などは算出方法が異なる。

d 返済方法

元金均等返済（＋ボーナス併用払い）

元利均等返済（＋ボーナス併用払い）

e 担保

建物及び敷地に機構の第 1 順位の抵当権を設定。ただし、融資額が 300 万円以下の場合には、抵当権の設定は不要。

f 火災保険

建物には、一定要件を満たす火災保険を付けること。

⑤申込み・問い合わせ

a 申込先

住宅金融支援機構（郵送または Web）

※返済等の手続きは取扱金融機関で行う。

ｂ 申込みに必要な書類

- ・罹災証明書の写し
- ・運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カードまたは健康保険証のうちいずれかの写し
- ・その他審査上必要な書類

ｃ 借入申込書等の入手方法

- ・住宅金融支援機構（お客様コールセンター）または取扱金融機関に請求。

(12) 公営住宅の空き部屋情報連絡体制

被災者に対する空き部屋提供を計画的に実施するため、空き部屋情報を一元的に把握できる体制整備を行う。

(13) その他

整備しなければならない書類等は、次のとおりである。

ア 応急仮設住宅

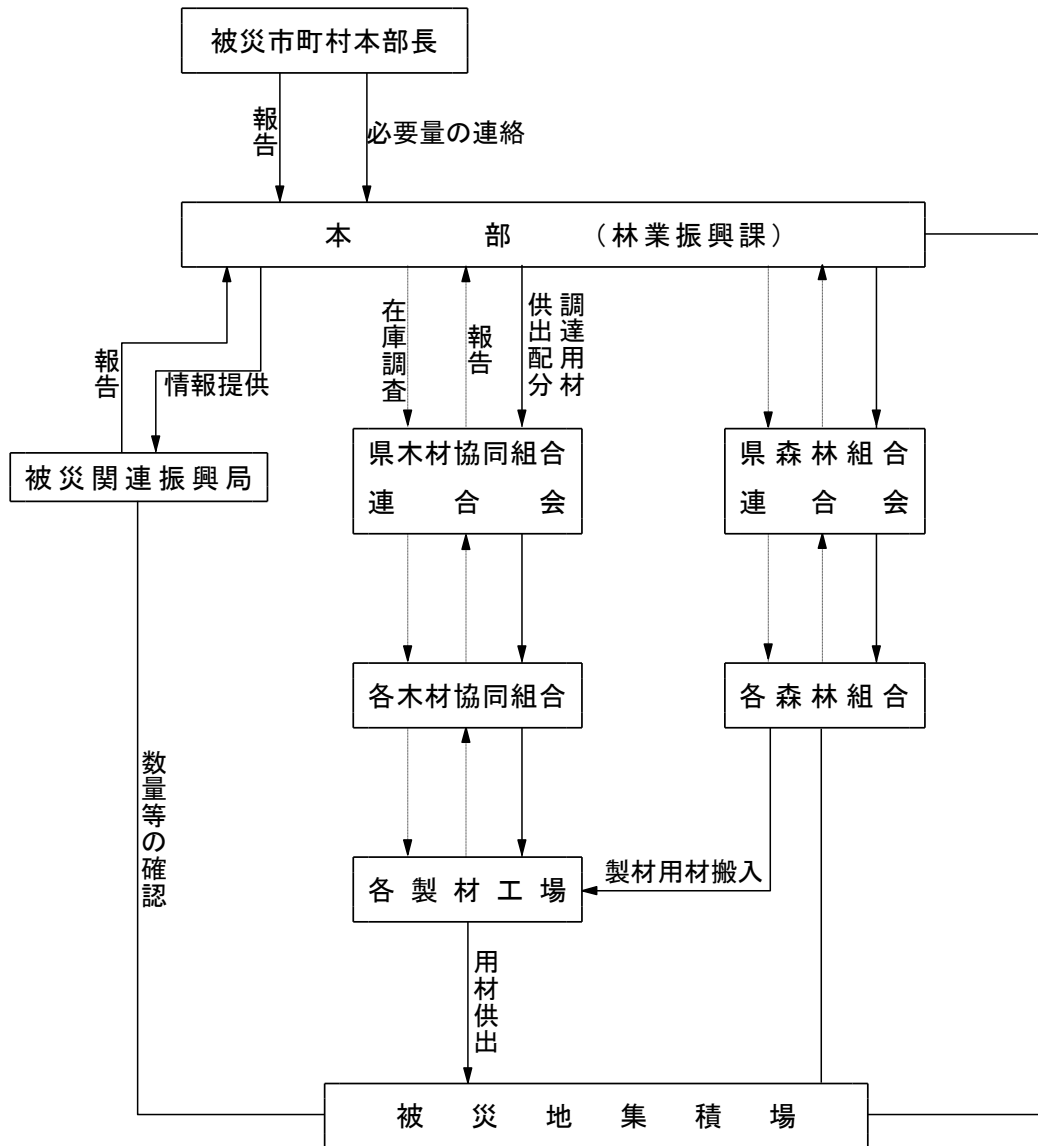
- ① 救助実施記録日計票
- ② 応急仮設住宅台帳
- ③ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- ④ 応急仮設住宅使用貸借契約書
- ⑤ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- ⑥ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

なお、直営工事によって建築した場合においては、このほかに工事材料受払簿、大工、作業員等の出納簿、輸送簿等

イ 応急修理

- ① 救助実施記録日計票
- ② 住宅応急修理記録簿
- ③ 工事契約書、仕様書等
- ④ 応急修理支払証拠書類

〔別表１〕木材の緊急調達に関する連絡指示系統



第9節 被災建築物・被災宅地応急危険度判定計画（県県土整備部）

1 計画方針

地震により多くの建築物や宅地が被災した場合、その使用の可否を応急的に判定することにより、地震活動等によって起こる建築物の倒壊や宅地の崩壊などの2次災害時の住民の安全確保を図るため、市町村が実施し県が支援する応急危険度判定を次の計画により行う。

2 計画内容

(1) 地方公共団体における応急危険度判定の実施

- ① 市町村長は、その区域において地震により多くの建築物や宅地が被災し災害対策本部を設けた場合、応急危険度判定実施の要否を判断し、応急危険度判定実施本部の設置、その他必要な措置を講じ、判定を実施するものとする。
- ② 知事は、区域内にある市町村長が危険度判定の実施を決定した場合、必要な支援を行う。

(2) 市町村実施本部の業務

実施本部の業務は次のとおりである。

- ①建築物や宅地に関する被害情報の収集
- ②判定実施要否の決定
- ③実施本部、判定拠点の設置
- ④判定士の参集要請、派遣要請
- ⑤判定士等の受入
- ⑥判定の実施
- ⑦判定結果の集計、報告
- ⑧実施本部、判定拠点の解散等

(3) 県支援本部の業務

県支援本部の業務は以下のとおりである。

- ①地震発生時の情報収集
- ②支援本部の設置
- ③支援実施計画の作成
- ④他府県等への支援要請
- ⑤支援の実施
- ⑥支援本部の解散

第 10 節 医療助産計画（日赤県支部、県医師会、県看護協会、県薬剤師会、県福祉保健部）

1 計画方針

震災のためその地域の医療の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機構が混乱した場合における医療及び助産の実施については、市町村、日本赤十字社、医師会、病院協会、看護協会、薬剤師会その他医療関係機関の協力を得て、次の計画により行う。

2 計画内容

(1) 実施責任者

市町村長の要請等により、知事が医療班を現地に派遣して実施する。ただし、医療班が現地に到着するまでの間、及び知事が実施しない小災害にあつては市町村長において実施する。なお、知事が必要があると認めるとき、その職権の一部を市町村長に委任し、市町村長がこれを行う。

(2) 実施の方法

ア 知事は市町村長から要請があつたとき、または自ら必要があると認めるときは、次の機関に要請し医療班を現地に派遣する。 ※ 災害派遣医療チーム（DMAT）については別に定める。

① 災害拠点病院・災害支援病院

※ 災害時の医療救護についての協定書は、資料編 46-02-01 を参照

② 日本赤十字社和歌山県支部医療救護班

なお、日本赤十字社和歌山県支部は、大災害等、特に緊急を要する場合においては、初動の段階で要請を待たないで、独自に被災の情報収集のための先遣隊及び医療救護班を派遣することができる。また、災害の規模により、日本赤十字社和歌山県支部は日本赤十字社本社及び全国の日本赤十字社都道府県支部から医療救護班を動員することができる。

※ 災害救助に関する業務委託契約は、資料編 46-01-00 を参照

③ 県医師会救急医療班

※ 災害時の医療救護についての協定書は、資料編 46-02-00 を参照

※ 医療救護活動にかかる実費弁償等にかかる覚書は、資料編 46-03-00 を参照

④ 県看護協会救急医療班

※ 災害時の医療救護についての協定書は、資料編 46-06-00 を参照

⑤ 労働福祉事業団医療救護班

※ 災害時の医療救護活動に関する協定は、資料編 46-04-00 を参照

※ 災害時の医療救護活動に関する協定実施細目は、資料編 46-05-00 を参照

⑥ 柔道整復救護班

※ 柔道整復救助班の派遣に関する協定は、資料編 46-15-00 を参照

⑦ 県薬剤師会薬剤師班及びモバイルファーマシー（災害対応医薬品供給車両）

※ 薬剤師班及びモバイルファーマシーの派遣に関する協定は、資料編 46-06-04 を参照

⑧ 県歯科医師会医療救護班

※ 災害時の歯科口腔保健に係る医療救護班の派遣についての協定は、資料編 46-17-00 を参照

⑨ 和歌山 JRAT 医療救護班

※ 災害リハビリテーション支援活動に係る医療救護班の派遣についての協定は、資料編 46-19-00 を参照

イ 災害救助法を適用する場合については、同法により、又同法によらない場合は同法に準じて行うものとする。

(3) 情報収集等

知事は、本部及び事務職員を現地に派遣するほか、医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握する「広域災害・救急医療情報システム」を活用し、地域の医療体制の実情を早急に把握するための必要な措置を講じるものとする。

なお、災害時のトリアージについては、災害拠点病院会議等において定めた和歌山県統一様式のトリアージタグを可能な限り使用するものとする。

(4) 医療班の編成基準

医師 1 名、看護師 2 名、事務員 1 名、薬剤師 1 名、自動車運転手 1 名（計 6 名）を原則とし、災害の規模・現地の状況等により編成を組み替えるものとする。

(5) 医薬品、衛生材料等の確保

医療及び助産の実施に必要な医薬品、衛生材料等については、それぞれの医療機関、薬剤師班（モバイルファーマシー登録品含む）の所持品を繰替使用するとともに、県、市町村においても確保に努めるものとする。

なお、複数の医療班から医薬品等が持ち込まれた場合は、原則、薬剤師班が一括管理し、在庫リストの作成・配付等を行う。

(6) 近隣府県等との連携

知事は、災害の規模等現地の状況により関西広域連合による広域防災体制の枠組及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、人員の派遣・受入、傷病者等の搬送・受入等の必要な措置を講じるものとする。

(7) その他

医療及び助産を実施した場合、整備しなければならない書類は次のとおりである。

ア 医療班活動状況

イ 救助実施記録日計票

ウ 医薬品、衛生材料等使用簿

エ 医療、助産関係支出証拠書類

※ 医薬品・血液調達先一覧は、資料編 46-06-01 を参照

※ 保健所管内別医療機関及び医療関係人員一覧は、資料編 46-07-00 を参照

※ 地区医師会所在地・連絡先は、資料編 46-08-00 を参照

※ 医療機関（病院）一覧は、資料編 46-09-00 を参照

※ 和歌山県救急告示医療機関一覧は、資料編 46-10-00 を参照

※ 県内無医地区は、資料編 46-11-00 を参照

※ 和歌山県統一様式のトリアージタグは、資料編 46-12-00 を参照

(8) 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣

知事は、地震及び事故等による大規模な災害が発生した場合、災害の急性期に対応するため災害派遣医療チーム（DMAT）に対し派遣要請をする。

※ 和歌山DMATの派遣に関する協定書は、資料編 46-13-00 を参照

(9) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣

知事は、地震及び事故等による大規模な災害が発生し、災害対策本部又は被災保健所等で保

健医療活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認める場合、厚生労働省を通じて災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の派遣要請をする。

第 11 節 罹災者救出計画（県福祉保健部）

1 計画方針

震災のため、現に生命身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の搜索又は救出保護は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施者

罹災者の救出は、市町村本部長が消防機関、警察官、自衛隊、海上保安官、水防団、奉仕団等の協力により、船舶その他必要な器具を借り上げて実施する。

(2) 対象者

ア 罹災者の救助は、災害のため現に救出を要する状態に置かれている者で、おおむね次のような状態にある者

- ① 火災の際に火中に取り残された場合
- ② 災害の際倒壊家屋の下敷になった場合
- ③ 流失家屋とともに流されたり孤立した地点に取り残された場合、又は山津波により生埋になった場合
- ④ 海上における船舶が災害に遭遇した場合又は陸上から海上に流された場合

イ 災害のため生死不明の状態にある者で、社会通念上生死の未だ判明しない者、行方不明であるが死亡の明らかでない者

(3) 災害救助の基準等

救助法による罹災者救出の実施基準その他は次のとおりとする。

ア 費用の範囲

おおむね次の範囲とする。

- ① 借上費
救出のための必要な機械器具の借上費
- ② 購入費
救出のため必要とした機械器具の購入費
- ③ 修繕費
救出のため必要とした機械器具の修繕費
- ④ 燃料費
機械器具の使用に必要な燃料費

イ 救助の期間

災害発生の日から 3 日以内とする。

(4) その他

整理しなければならない書類は次のとおりである。

ア 救助実施記録日計票

- イ 被災者救出用機械器具燃料受払簿
- ウ 被災者救出状況記録簿
- エ 被災者救出関係支払い証拠書類

第 12 節 住居等の障害物除去計画（県福祉保健部）

1 計画方針

震災により住居に運び込まれた土石、竹木等により日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去については、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施者

被災地の障害物の除去の計画樹立及び実施は、市町村本部長が行う。

(2) 救助法による障害物の除去の基準

ア 対象者

- ① 自己の資力では障害物の除去ができない者
- ② 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所、また、玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にある者

イ 除去の期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

ウ 費用の限度

※ 資料編 41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

(3) その他

整備しなければならない書類等は、次のとおりである。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 障害物の除去の状況記録簿
- ウ 障害物除去費関係支払証拠書類

第 13 節 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画（県福祉保健部）

1 計画方針

震災により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給並びに低所得者への災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立直りを図り、併せて生活の安定化を促進するものとする。

2 計画内容

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け

ア 実施者

市町村長は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して弔慰金及び障害見舞金の支給及び援護資金の貸付けを行う。

イ 実施基準等

※ 災害弔慰金・災害援護資金等実施基準等は、資料編 47-01-00 を参照

(2) 生活福祉資金（福祉資金）の貸付け

ア 実施主体

「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯等に対し、災害を受けたことにより臨時に必要な資金を貸付けるものとする。

ただし、前項の災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付け対象となる世帯を除く。

イ 生活福祉資金貸付条件

※ 生活福祉資金貸付条件は、資料編 47-02-00 を参照

第 14 節 遺体搜索処理計画（県環境生活部・県福祉保健部）

1 計画方針

震災の混乱期に死亡し埋葬を行うことが困難な場合における応急的な埋葬及び災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索並びに災害の際に死亡した者の遺体処理については、本計画による。

2 計画内容

(1) 遺体の搜索

ア 実施者

市町村本部長が警察官、海上保安官等の協力を得て実施する。

イ 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者。

ウ 搜索の方法

市町村本部において警察機関、海上保安部機関と連携を取りつつ実施する。

エ 費用

次の費用の当該地域における通常の実費

- ① 借上費（舟艇その他搜索のための機械器具借上費）
- ② 購入費（同上購入費）
- ③ 修繕費（同上修繕費）
- ④ 燃料費（同上使用のための燃料費、照明の灯油代）

オ 搜索期日

災害発生の日から 10 日以内とする。

カ その他

搜索を実施した市町村本部長は、次の書類を整備し保存しておかなければならない。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 搜索用機械器具燃料受払簿
- ③ 死体搜索状況記録簿
- ④ 死体搜索用関係支出証拠書類

(2) 遺体の処理

災害の際死亡した者について、社会混乱のため遺体の処理（埋葬を除く）を行うことができない場合において、市町村本部長が遺族等に代って処理を行うものである。

※ 資料編 48-00-00「和歌山県広域火葬実施要綱」を参照

ア 遺体処理の内容

- ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- ② 遺体の一時保存
- ③ 検案

イ 遺体処理の方法

現場給付で行うものとする。

ウ 遺体処理の費用

※ 資料編 41-02-00「災害救助による救助の程度・方法及び機関」を参照

エ 処理期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

オ その他

- ① 救助実施記録日計票
- ② 遺体処理台帳
- ③ 遺体処理関係支出証拠書類

(3) 埋 葬

災害の際死亡した者で、災害のため社会が一時混乱している場合であって遺族自らが埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合、市町村本部長が実施するものとする。

なお、市町村本部長は、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等を実施するものとし、必要に応じ、支部保健班（当該保健所）を経由して本部生活衛生班（生活衛生課）に連絡し、葬祭業者等との災害時応援協定に基づく支援を要請するほか、県内市町村等による広域的な火葬を要請し、速やかな埋葬に努めるものとする。

※ 資料編 48-00-00「和歌山県広域火葬実施要綱」を参照

※ 資料編 48-00-01「和歌山県広域火葬事務処理要領」を参照

※ 資料編 48-00-02「和歌山県広域火葬事務処理要領（様式）」を参照

※ 資料編 48-01-00「和歌山県遺体処理に係る支援事務処理要領」を参照

※ 資料編 48-02-00「大規模災害時等における葬祭用品の供給及び遺体の処理等に関する協定・実施細目」を参照

※ 資料編 48-03-00「大規模災害時等における協力に関する協定書」を参照

※ 資料編 48-04-00「広域火葬時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定・実施細目」を参照

ア 埋葬の方法

棺、骨つぼ等、埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等の役務提供

イ 埋葬の費用（救助法による基準）

※ 資料編 41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

ウ 埋葬期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

エ その他

埋葬を実施し、又は埋葬に要する現品若しくは経費を支給した市町村本部長は、次の書類を保存し、整備しなければならない。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 埋葬台帳
- ③ 埋葬費支出関係証拠書類

第 15 節 災害義援金品配分計画（日赤県支部、（福）和歌山県共同募金会、県福祉保健部）

1 計画方針

罹災者、罹災施設、その他に対する義援金品の配分は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 災害義援金品の引継ぎを受ける機関

災害義援金品の引継ぎは次の機関から受けるものとする。

機関区分	義 援 金	義 援 品
県 段 階	県知事、日赤県支部長、県共同募金会等	県知事
県 段 階	振興局長	振興局長
市町村段階	市町村長	市町村長

※ 日赤県支部、県共同募金会は原則として義援品の受付は行わない。ただし、日赤県支部においては、緊急を要する毛布、日用品セット等の生活物資等については、備蓄の救援品等を配分し、必要あるときは全国の日赤支部等から供給するものとする。

(2) 義援品の配分

引継ぎを受けた義援品は、次の方法によって配分する。

ア 配分の基準

配分の基準は特に定めず、その時の実情を十分考慮して、それぞれの目的に沿い、効率的な配分を個々に検討して行うものとする。

イ 県及び郡単位機関の配分

県及び郡単位機関で引継いだ義援品は、関係機関が協議して、特別施設等に配分するものは施設別に、また、一般罹災者に配分するものについては、市町村に配分割等をするものとする。

ただし、県単位機関が郡単位機関に配分割等をしたときは、郡単位機関で市町村別に配分割等をするものとする。

ウ 市町村における配分

県及び郡単位機関が配分を受け、また市町村において受けた義援品は、県における配分の方法を参考とし、民生委員その他関係者の意見を聞き、実情に即して配分するものとする。

エ 配分の時期

配分はできる限り受付又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援品が少量時の配分は、世帯別に困難であり、輸送あるいは労力等経費の浪費ともなるので、一定量に達したとき行う等配分の時期に十分留意して行うものとする。ただし、腐敗変質のおそれのある物資については速やかに適宜の処置をするよう配慮すること。

オ 義援品の処理

配分を済ませ、必要がないと認められる物資については、適宜処分するものとする。

(3) 義援金の募集・配分

義援金は、次の方法によって募集配分する。

ア 義援金の募集

義援金の募集は、県、市町村、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会により募集するものとする。

募集期間は1箇月で、災害の規模により延長することができる。

イ 義援金の管理・配分

義援金の管理・配分は県、市町村、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会の募集機関、被災地関係者、学識経験者等による配分委員会を組織して、協議のうえ実施するものとする。

配分委員会事務局は県に置き、義援金の管理、配分の事務を行う。

ウ 金銭の管理

各機関が募集した義援金は配分委員会に、速やかに管理換する。

なお、配分委員会に管理換するまで現金の領収保管は、会計部会計班（会計課）が担当する。

現金は、銀行預金等確実な方法で保管管理するとともに、現金出納帳を備え付け出納の状況を記録し、経理するものとする。

なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱うものとする。

(4) 費用

義援品の配分等に要する経費は、できるだけそれぞれの実施機関において負担するものとする。また、義援金の募集・配分等に要する経費は、できるだけそれぞれの実施機関において負担するものとする。

ただし、募集・配分の規模により、配分委員会にて費用負担について協議することができるものとする。

(5) 本部における分業

本部における義援品は、福祉保健部社会福祉班が担当するが、物資の配分等はそれぞれの受付機関が本部と協議のうえ、配分を行うものとする。

第 16 節 外国人支援計画（県企画部）

1 計画方針

地震・津波発生時における外国人支援体制は、この計画によるものとする。

2 計画内容

和歌山県国際交流センターに災害時多言語支援センターを開設し、外国人の被災状況を把握するとともに、多言語による情報を提供し、相談を受ける。

(1) 被災状況の確認

市町村と連絡調整のうえ外国人の被災状況について調査を行う。

(2) 情報の提供

各種メディアを通じて必要と思われる多言語で情報提供を行う。

(3) 相 談

多言語による相談窓口を開設し、各種相談に応じる。

災害時多言語支援センターで通訳できない相談については、協力機関（近畿地域国際化協会連絡協議会等）に支援を依頼し、可能な限り多くの言語で対応する。

また、必要な場合に限り、通訳ボランティアを活用する。

(4) その他

積極的に外国人のニーズを把握し、それに応えるべくボランティアネットワーク作りを支援する。

第 17 節 海外からの支援の受入計画（県企画部・県福祉保健部）

1 計画方針

地震・津波災害発生時における海外からの救援物資の提供や救援隊派遣の申し出があった場合の受入れは、この計画によるものとする。

2 計画内容

海外からの支援については、国及び関係機関等と十分な協議を行い、またそのニーズを把握のうえ受け入れることとする。

(1) 救援物資の受入れ

ア 海外救援物資の受入れについては、次のことを申出者に確認のうえ、迅速に行うものとする。

- ① 品目（トラブルを避けるため、英語若しくは日本語で確認すること。）
- ② 数量（単位について確認すること。）
- ③ 使用期限等のあるものについては、その期限
- ④ 輸送手段及びルート
- ⑤ 搬入場所
- ⑥ 搬入予定日時

イ 通関等

受入れに際しては、法令等による規制に十分考慮し、可能な限り規制免除を関係機関に働きかけ、通関料等の免除手続きを行ったうえで、受け入れることとする。

ウ 協力依頼

物資の通関、輸送に関して関係機関、関係会社等に協力依頼を行うこととする。

(2) 救援隊等の受入れ

ア 海外からの救援隊等の受入れについては、申出者に次のことを確認のうえで行うものとする。

- ① 活動内容
- ② 人数及び資格
- ③ 持ち込む機材、物資等の種類（救助犬等を含む。）及びその数
- ④ 県が準備する物資の要・不要（例 テント等）
- ⑤ 到着場所
- ⑥ 到着日時
- ⑦ 通訳及び日本側協力者の要・不要

イ 県は、救援隊に可能な限り自力で活動を行うことを要請することとする。

ウ 受入れに際しては、その活動や機材、物資等の持ち込みに関する法令等による規制に十分考慮し、可能な限り規制免除を関係機関に働きかけ、通関料等の免除手続きを行ったうえで受け入れることとする。

第6章 保健衛生計画

第1節 防疫計画（県福祉保健部）

1 計画方針

震災発生時における被災地の防疫は、本計画に定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期するものとする。

2 計画内容

(1) 防疫態勢の確立

県及び市町村は、防疫計画に基づき当該災害に即応した対策を樹立するとともに、態勢の確立を図り、適切な措置を講ずるものとする。

(2) 実施主体

災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「法」という）に基づき、法に定める感染症の発生を予防するため、知事はその場所の管理をする者に命ずることができる。ただし、その者が発生を予防することが困難であると認めるときは、市町村に指示し、又は県の職員に発生を予防するために必要な措置をとらせることができる。

(3) 組織

災害防疫実施のための組織は、県にあっては、本部防疫班、支部にあっては保健班、市町村にあっては市町村本部の組織によるものとするが、各種作業実施の直接組織として、次の班を編成する。

ア 防疫班の編成

市町村本部は、防疫実施のため防疫班を編成する。防疫班は概ね衛生技術者1名（班長）、事務吏員1名、作業員数名をもって編成する。

イ 検病調査班の編成

支部保健班（当該保健所）は、検病検査のため検病調査班を編成する。検病調査班は、医師1名（班長）、保健師又は看護師1名、その他1名をもって編成する。

ウ 健康診断班（検査班）の編成

支部保健班（当該保健所）は、健康診断の必要のあるときは、本部防疫班（健康推進課）に協議の上、健康診断班を編成する。健康診断班は医療技術者1名（班長）、保健師、又は看護師1名、その他1名をもって編成する。

(4) 災害防疫の実施方法

ア 県の業務

① 検病調査及び健康診断

a 支部保健班（当該保健所）は、検病調査班により、帯水地域並びに集団避難所を重点に検病調査を行い、下痢患者等の発見に努めるものとする。なお、実施に当たっては、市町村、地区内の衛生組織等関係機関の協力を得て情報の的確な把握に努めるものとする。

b 検病調査の結果、必要があるときは、法第17条の規定による健康診断を実施するもの

とする。

② 患者の入院方法

感染症等であって、入院が適当なものについては、法第 19 条の規定により、早急に入院の手続きをとるものとする。

感染症指定医療機関が被災した場合又は、交通事情等の理由により入院が困難な場合は、その他の医療機関に入院の手続きをとるものとする。

③ 市町村に対する指導及び指示

知事は、感染症予防上特に必要と認めるときには、範囲及び期間を定めて、次の事項について指示を行うものとする。

- a 法第 27 条第 2 項の規定による消毒に関する指示
- b 法第 28 条第 2 項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示
- c 法第 29 条第 2 項の規定による感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具、その他の物件についての消毒の指示
- d 法第 31 条第 2 項の規定による生活の用に供される水の供給の指示
- e 予防接種法第 6 条の規定による臨時予防接種に関する指示

④ 広報の周知徹底

支部保健班（当該保健所）は、市町村を指導し、災害時の防疫情報並びに防疫活動等について、周知徹底を図るものとする。

⑤ 報 告

災害時における被害状況及び防疫活動状況等の報告は、本部防疫班は、支部保健班を通じ市町村本部の報告をとりまとめ、すみやかに報告書を厚生労働省健康局あて提出するものとするが、さしあたり事前の措置として必要事項を電話をもって報告する。

⑥ 記録の整備

本部防疫班又は支部保健班（当該保健所）は、おおむね次の書類を整備し、保管しておく。

- a 災害状況報告書
- b 災害防疫活動状況報告書
- c 防疫経費所要額調及び関係書類
- d 各種防疫措置の指示、命令に関する書類
- e 防疫作業日誌（作業の種類、作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省、その他参考事項を記載すること）

イ 市町村の業務

① 防疫処置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。

② 広報活動の実施

パンフレット、リーフレット等の方法により地区組織を通じ広報活動の強化に努めるとともに、地区住民の社会不安の防止に留意すること。

③ 消毒の実施

法第 27 条第 2 項の規定による消毒は、次によるものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図るものとする。

[消毒方法]

市町村は、法第 27 条第 2 項の規定による知事（県立保健所長）の指示に基づき、法施行規則第 14 条に定めるところによって実施するものとする。

④ ねずみ族昆虫等の駆除

市町村は、法第 28 条第 2 項の規定により知事（県立保健所長）が定めた地域内で知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。

⑤ 生活の用に供される水の供給

市町村は、法第 31 条第 2 項の規定による知事（県立保健所長）の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給をするものとする。実施に当たっては、（第 5 章第 5 節「給水計画」）に定める方法によって行うものとする。

⑥ 避難所

市町村は、避難所を開設（第 5 章第 3 節「避難計画」）したときは、防疫関係職員の指導を得て、衛生の徹底を期するものとする。

⑦ 報告

市町村長は、警察、消防等諸機関、地区の衛生組織その他関係団体の緊密な協力のもとに、下記の事項について所定の様式（災害防疫事務要領）により所轄保健所を経由して、知事に報告（電話、書類）するものとする。

- a 被害の状況
- b 防疫活動状況
- c 災害防疫所要見込額
- d その他

⑧ 市町村で備付けを要する記録

- a 災害状況報告書
- b 防疫活動の状況報告書
- c 消毒に関する書類
- d ねずみ族、昆虫等の駆除に関する書類
- e 生活の用に供される水の供給に関する書類
- f 患者台帳
- g 防疫作業日誌
- h 防疫経費所要額調及び関係書類

⑨ その他

災害防疫の業務分掌の概要は次表のとおりである。

災害防疫における業務分掌概要

実施主体	市 町 村 本 部	支部保健班（保健所）	本部防疫班 （健康推進課）	備 考
検病調査		主 防疫計画 4-(1) アにより、検病調査班を編成し、実施する。		
健康診断		主 検病調査の結果必要と認め足るときは本部と協議の上行うこと。	健康診断を行うに必要な器材、薬剤の確保	
患者の入院		主 感染症患者又は病原体保有者の発生したときは速やかに入院の手続きをとる。		
		主 患者多数発生又は交通途絶のため感染症指定医療機関に入院困難なときは他の医療機関に入院の手続きをとる。	患者数、入院先などの把握等を通じてまん延対策を講じる。	
生活の用に供される水の供給	主 支部の指示により実施すること。	市町村本部に指示する。	給水ろ過班の現地派遣、自衛隊の出動要請。	
消 毒	主 支部の指示により実施すること。	〃		市町村の被害激甚でその機能が著しく阻害され市町村本部が実施できないか実施しても不十分であると本部が認めるときは本部が代執行する。
ねずみ族昆虫駆除	主 支部の命令により実施すること。	市町村本部に実施範囲、期間を示達する。		
集団避難所	主 集団避難所を開設したときはその衛生管理に特に注意すること。 （自治組織の編成）			
臨時予防接種	市町村本部で実施することが可能と認め支部が命令したときは、市町村本部において実施するものとする。	主 本部の命令により対象者、期間を定めて臨時予防接種を実施するものとする。	感染症予防上必要と認めるときは、対象者期日を指定して支部に臨時予防接種を指示する。	

※ 防疫用資材状況は、資料編 49-00-00 を参照

第2節 清掃計画（県環境生活部）

1 計画方針

震災の発生によって、ごみ、汚泥並びにし尿等（以下「廃棄物」という。）により生活環境が著しく汚染された場合、これらを早急に処理し衛生的な生活環境を確保するため、災害時における廃棄物対策は、本計画及び和歌山県災害廃棄物処理計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施者

ア 被災地における廃棄物収集処分の応急対策計画の策定及びその実施は市町村が行うが、特に以下の点について、配慮するものとする。

- ① 市町村は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等における生活ごみや震災によって生じた廃棄物（がれき）の処理の必要性や収集・処分見込みを把握し、必要に応じ仮置場を設置するよう努めるものとする。
- ② 市町村は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処分見込みを把握し、必要に応じ措置するよう努めるものとする。
- ③ 被災した家屋等の解体・撤去は、原則、所有者の責任において実施することになるが、市町村が災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋等の解体を実施する場合、当該市町村は申請の受付から被災家屋等の解体・撤去完了までの体制を早期に構築するよう努めるものとする。

イ 当該市町村は、被害が甚大で当該市町村限りで応急対策の実施が不可能な場合は、他の市町村等の応援を得るものとする。

ウ 県は、市町村等による相互の支援状況を踏まえつつ、市町村及び関係団体に対し、広域的な支援の要請をすると共に、廃棄物の収集処分の実施については技術的援助、支援活動に係る調整に努めるものとする。

また、県は、県災害ボランティアセンター及びNPOと連携・調整を行い、市町村は、災害廃棄物の搬出など災害廃棄物処理の支援を受けるものとする。

なお、被災規模が大きく市町村が独自で処理できないと判断される場合などは、地方自治法第252条の14の第1項の規定に基づき、被災市町村は和歌山県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部又は一部の委託を要請することができる。

(2) 実施の方法

ア 応急対策を実施するに当たっては、責任者を定め、その指揮下災害程度に応じてごみ処理班、し尿処理班を編成し実施する。

イ 県は、被災地域の市町村及び一部事務組合から協力要請があるときは、「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会、一般社団法人和歌山県清掃連合会、一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会に協力を要請するものとする。

※ 大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書については資料編 50-00-00 を参照

ウ 本部長は、必要があると認めるときは、速やかに職員（災害廃棄物処理支援要員）を市町村

に派遣する。職員は、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うために支援を行う。

エ 市町村は、し尿等の収集運搬の協力支援が必要であると判断したときは、県と一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会が締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、県を通じ両法人に協力を要請する。

※ 災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書については、資料編 50-02-00 を参照

オ 市町村が被災した家屋等の解体・撤去を行う場合は、「公費解体・撤去マニュアル第5版（環境省再生・資源循環局災害廃棄物対策室 令和6年6月）」に基づき、実施する。

(3) 事務処理

ア 市町村は、災害により廃棄物が発生したとき及び廃棄物処理施設（ごみ処理施設・し尿処理施設）に被害があった場合は、速やかに、その発生量、被害状況等を、保健所を経由して、県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。

イ 報告は、大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会において定められた「災害等廃棄物等に関する状況確認【情報共有フォーマット】」により行うものとする。

※ 「災害等廃棄物等に関する状況確認【情報共有フォーマット】」は、資料編 50-01-00 を参照

3 その他

堆積土砂と災害清掃事業との関係

堆積土砂の排除は、清掃作業とはみなされない。

ただし、廃棄物を含む津波堆積物であれば清掃作業とみなすことがある。

※ 清掃施設等の状況は、資料編 50-02-01～02 を参照

第3節 食品衛生計画（県環境生活部）

1 計画方針

被災地営業施設及び臨時給食施設（避難所その他炊出し施設）の実態を把握し、適切な処置を講ずることによって被災者に対し安全で衛生的な食品を供給する。

2 計画内容

(1) 臨時給食施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、食品衛生監視員、保健所職員による現地指導の徹底によって事故の発生を防止する。

〔重点指導事項〕

ア 手洗い消毒の励行

イ 食器器具の消毒

ウ 給食従事者の健康

エ 原材料、食品の検査

オ 浸水、断水による飲料水の供給については、特に衛生的に取り扱うようにする。

(2) 営業施設

営業施設の監視を強化するとともに、保存又は製造されている食品の検査を実施して不良食品の供給を排除する。

〔重点監視指導事項〕

ア 浸水地区は浸水期間中営業を自粛休業させ、水が引いた後、施設、設備を完全消毒の上、食品衛生監視員の検査を受けて営業を再開するよう指導すること。

イ その他の地区においては臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導すること。

また、汚水により汚染された食品及び停電により腐敗、変敗した食品が供給されることのないようにすること。

(3) その他

災害の規模によっては、食品衛生監視員、保健所職員のみでは、十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、食品衛生指導員を指揮して指導に当たらせる配慮をする。

第4節 保健師活動計画（県福祉保健部）

1 計画方針

災害発生時における被災地の保健師活動は、本計画により迅速に実施し、被災地住民の健康保持を図るとともに、関係者との協働により疾病予防活動及びこころのケア活動に努めるものとする。

2 計画内容

(1) 実施主体

被災地を直轄する市町村長が行うものとする。ただし知事は、市町村長の要請、または必要に応じて保健師の派遣等を行うなど、計画方針の円滑な実施に努める。

(2) 業務内容

ア 本部（防疫班）の業務

- ① 被災地住民の健康状況の把握を行うものとする。
- ② 保健師の勤務状況の把握を行うものとする。
- ③ 要請により、または必要に応じ、被災地を管轄しない保健所、市町村、又は他の都道府県に対し保健師の派遣依頼又は派遣要請を行うものとする。
- ④ 必要に応じ保健師派遣計画を作成する等、保健師の派遣等に係る総合調整を行うものとする。

イ 支部（保健班）の業務

- ① 被災地住民の健康状況の把握を行うものとする。
- ② 保健師の勤務状況の把握を行うものとする。
- ③ 医療班、防疫班等の各班との連携、調整を行うものとする。
- ④ その他関係機関との調整を行うものとする。
- ⑤ 派遣保健師の被災地における活動調整を行うものとする。

(3) 保健師活動

ア 保健師の編成

被災地における保健師の活動は、原則として複数をもって編成する。

イ 被災地における活動内容

- ① 被災住民（地域・避難所・仮設住宅）の健康に関する実態把握
- ② 情報収集及び情報提供
- ③ 巡回による被災者の健康管理及びメンタルケア
- ④ 保健衛生指導の実施
- ⑤ 要援護者の安否確認
- ⑥ 関係機関との連絡調整

(4) 報告および記録

保健師活動を実施した場合、支部（保健班）は本部（防疫班）に報告するとともに以下の書類を整備し、保管しておくものとする。

ア 報告書類

- ① 地域活動記録（様式は資料編 50-03-01 を参照）
- ② 避難所活動記録（様式は資料編 50-03-02 を参照）

- ③ 保健活動日報（様式は資料編 50-03-03 を参照）
- ④ 保健師活動状況報告書（様式は資料編 50-03-07 を参照）

イ 記録書類

- ① 健康相談票及び経過用紙（様式は資料編 50-03-04 を参照）
- ② 健康調査連名簿及び健康調査世帯票（様式は資料編 50-03-05 を参照）
- ③ 仮設住宅入居者世帯調査票（様式は資料編 50-03-06 を参照）
- ④ その他

第5節 精神保健福祉対策計画（県福祉保健部）

1 計画方針

震災がメンタルヘルスに与える影響に長期的に対応する体制を確立するとともに、被害状況、救援の必要性や内容等の情報の速やかな収集と的確な判断を行い、精神保健福祉活動の規模と内容を変化する状況に応じて常に適正なものに保つものとする。

2 計画内容

(1) 各段階における震災対策

ア 震災時

- ① 県は、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣要請及び受入の決定等を行う。
- ② 県保健所には、プライバシーに配慮した相談窓口を設けるなど、精神保健福祉相談体制や市町村への支援体制を構築し、これを広く周知させるように努める。

イ 震災後

- ① 県は、担当行政関係者を含む精神保健福祉関係者に対して、災害時のメンタルヘルスについての資料を提供し、講演会などの活動を必要に応じて行うものとする。
- ② 県は、被災者あるいは一般住民に対して、災害時の心理的反応に関する正しい知識を普及啓発するため、各種規模のミーティング・講演会の開催、パンフレット・ニュースレターの配布などの活動を行う。これにより、異常と思われる心理的反応の多くが、「異常な事態に対するの正常な反応」であることを周知し、心理的ケアに対する障壁を低くすることに努める。

(2) 震災時こころのケア活動

災害が発生した場合に、心的外傷後ストレス障害などこころに傷を負う者及び精神障害者等に対応するため、市町村、医療機関等の関係機関、団体等との連携のもとに適切な支援や情報提供等の震災時におけるこころのケア活動を総合的に推進するものとし、次のような活動を行う。

ア こころのケアホットラインの設置

イ 災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣

ウ こころのケアに関する普及啓発

エ 援助者へのこころのケアに関する教育研修

(3) 被災地の震災対策

震災時の地域の精神保健福祉活動の拠点は、支部保健班（保健所）とする。

支部保健班は、国、本部防疫班と十分連携をとり、市町村並びに精神医療関係機関等によるネットワークを形成し、状況の把握に努め、必要に応じ精神科医師を含む関係者の会議を行い適切に対応する。

(4) 要配慮者への対策

ア 精神障害者の生活再建支援

被災精神障害者は、住宅問題等生活上の解決すべき問題に加えて避難生活等による人間関係の変化により過大のストレスが加わり不安定になりやすい。これまで関わっていた精神保健福祉相談員等が早期に関わり本人の悩みを聴き、問題処理にあたって優先順位をつける等、相談の支援を実施する。

- ① デイケア、障害福祉サービス事業所等に通所していた場合は、交通事情等に配慮のう

え、できるだけ早期に通所者同士が災害のこと、仲間のこと等語れる場を提供する。

- ② 医療費助成、り災証明、仮設住宅や義援金の申込等諸手続き方法等についての情報提供や、具体的支援を実施する。

イ 高齢者への対応

身体的にも不安を抱える高齢者は、震災後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強める等影響が大きいことから、高齢者対策は重要である。特に仮設住宅や被災地外への移住等の環境の変化には注意を払い、「孤独死」等の防止にも努める。

高齢者が安心できる支援システムの整備が、こころのケアにつながる。

- ① 地域に応じて実施されている高齢者に対する相談、訪問活動、安否確認事業等で把握された精神保健面からのアプローチが必要なケースについて継続的にフォローする。
- ② 近隣の声掛け、助け合いのあるコミュニティの再形成を図るため、ボランティアや関係者が相互に連携して語らいの場づくりやイベントの開催などを行う。

ウ アルコール関連問題への対応

- ① 震災後には、大きなストレスの為に過剰にアルコールを飲酒する恐れがあるため、アルコール飲料販売の自粛指導、支援物資に含まれるアルコール飲料の適正な処理、アルコールについての正しい知識の普及等、早期対策に努める。
- ② アルコール依存症の自助グループのミーティング会場が失われた場合は、早急に場所の確保を行い、ミーティングによる再飲防止への協力を行う等、自助グループの活動を積極的に支援する。
- ③ アルコール関連問題に関する相談窓口の設置や、巡回相談による専門家による早期介入及び、アルコールの問題を有するケースに対しては、アルコール専門医療機関等と連携を図り対応するとともに、断酒会等の自助グループやボランティアを含む諸関係機関の連携による生活支援体制をつくる。

エ 小児への対応

小児は、精神機能（自我機能）が未発達のため、影響を強く受けやすく種々の症状を引き起こしたり、時には長期的に問題を持つこともある。支部保健班は、学校を中心に、児童相談所や教育委員会等の相談機関、家庭、医療機関と相互に連携をとりながら、相談を実施する。

オ 家族等を亡くした人達への支援

震災による身近な人との突然の死別は、残された者にとっては、はかり知れない悲しみ、混乱、絶望感等を与える。現実を受け入れ立ち直っていけるよう、心身の健康管理の観点から震災直後からの細かい配慮と、保健医療スタッフによる長期的、継続的支援を実施する。

第6節 動物保護管理計画（県環境生活部）

1 計画方針

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等の家庭動物にかかる問題も予想されるため、県は、被災者支援等の観点から「災害時動物救援本部」を設置し、県獣医師会、動物愛護関係団体等の協力のもと、動物保護管理活動を行う。

2 計画内容

(1) 避難所等における被災した動物の飼養者への支援

県は、市町村と連携し、市町村が避難所運営マニュアルに基づき確保する避難所の飼養場所において、飼養者自身が動物を適正に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう支援する。

ア 避難所での動物の飼養状況の把握

イ 飼養されている動物に対する資材及び餌の提供

ウ 「動物愛護推進員」等ボランティアの派遣

エ 飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預り施設を一定の期間設置）

オ 動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供

カ 家庭動物に関する相談の実施等

キ 動物に関する寄付金の管理・配分

ク 県外からの受援体制の確保

(2) 被災地域における飼養者不明の動物の保護

県は、放浪犬や第三者が保護した動物を法令に基づき保護する。

ア 放浪犬や第三者が保護した動物の保護・引取り

イ 飼養者への返還若しくは希望者への譲渡等

(3) 危険動物の状況の把握

県は、所有者等を通じて危険動物の状況を把握する。

第7章 公共土木施設等応急対策計画（県農林水産部・県県土整備部）

1 計画方針

震災の発生後、民生の安定、公共福祉の早期回復を図るため、被災箇所の本復旧工事を行う前に、必要に応じ落石、流出土砂、雑木等を除去するほか、仮道、仮橋、仮締切など応急工事を実施する。

2 計画内容

(1) 実施について

応急工事の施工にあたっては、県が保有する建設機械を用いて直営で実施するほか、平常時より地元建設業界、建設業者と調整を図り速やかな実施に努める。

※ 建設機械関係資料は、資料編 51-01-01 を参照

(2) 個別計画

ア 河川災害

被災箇所の背後地に甚大な被害を与えるため、緊急に施工しなければならない仮締切工事又は破壊箇所が次期出水により被災が予想される箇所について、決壊防止工事を行う。

イ 海岸、港湾災害

海岸背後地の土地利用状況（救援、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察・消防署、病院等）がある地区等）や、放置すると甚大な二次被害が発生する等、緊急に復旧する必要がある箇所に仮締切工事を行う。

ウ 砂防・地すべり等土砂災害

二次災害の危険性の高い被災箇所について、緊急に土砂災害対策工事を実施する。又、人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、応急対策として仮設防護柵等を設置する。

エ 道路、橋梁災害

被害した道路、橋梁で緊急物資、復旧資材等の輸送に必要な場合、又は本復旧に長期間を要するものについては仮道、仮橋等を設ける。

オ 下水道等災害

施設の被害を最小限に抑え、被災状況を調査し関係機関に伝達するとともに、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。

また、必要に応じて下水道事業災害時近畿ブロック支援体制による支援要請を行う。

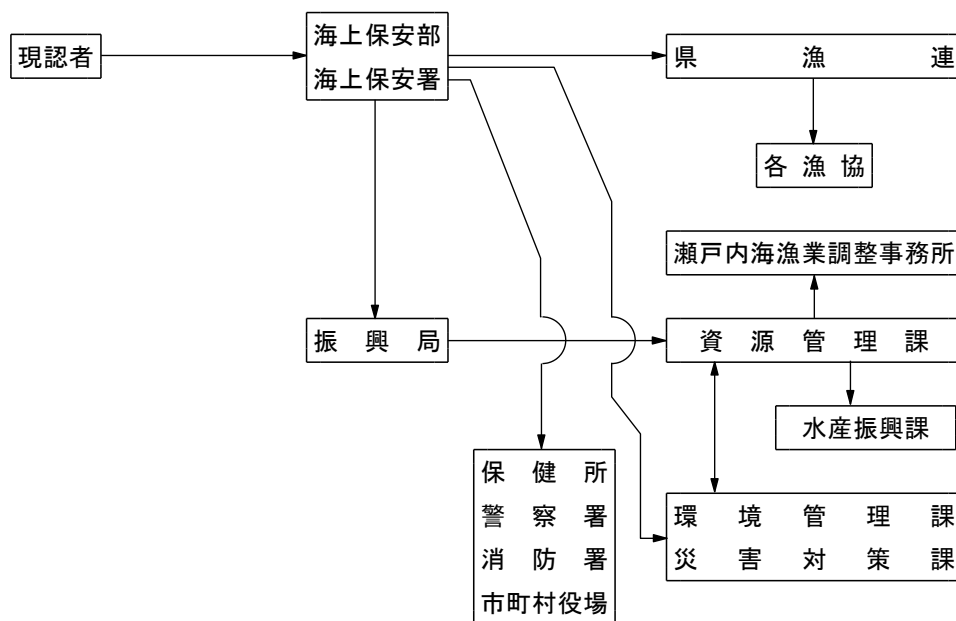
第8章 水産関係災害応急対策計画（県農林水産部）

1 計画方針

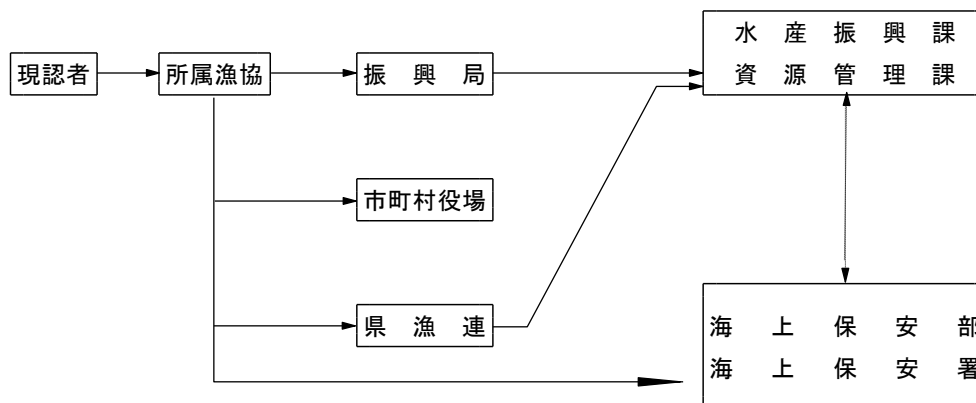
地震及び津波災害による漁場及び水産関係施設等の被害を最少限度にとどめるため、応急対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

2 計画内容

(1) 油流出による漁場及び水産関係施設等の被害発生等の伝達方法は次のとおりとする。



(2) 震災等による漁船及び水産関係施設等の被害発生等の伝達方法は次のとおりとする。



第9章 事故災害応急対策計画

第1節 海上災害応急対策計画（和歌山・田辺海上保安部、県危機管理部・県農林水産部・県県土整備部・警察本部）

1 計画方針

- (1) 本計画は、海上における船舶の座礁、衝突、沈没等の災害並びにこれらの災害による大量流出油等事故の災害（以下「海上災害」という。）が発生した場合に人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止と除去、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るため、関係機関及び関係団体がとるべき対策を定める。
- (2) 大規模かつ広域的な海上災害の発生又はそのおそれがある場合は、隣接県や関係団体等への協力要請を行うと共に、県知事又は第五管区海上保安本部長は、被害の程度に応じ自衛隊の派遣要請を行い、被害の拡大を防止する。

2 実施機関

実 施 機 関	担 当 業 務
事故関係者（船舶所有者）	災害の発生又は拡大防止のための応急措置
和歌山海上保安部	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報 2 航行警報等による災害発生の周知 3 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
田辺海上保安部	
海南海上保安署	
串本海上保安署	
市 町 村	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報 2 地域住民、在港船舶等に対する災害発生の周知 3 災害の拡大防止のための応急措置
県	
漁業関係者（漁協等）	災害の拡大防止のための応急措置に対する協力

[県本部の担当]

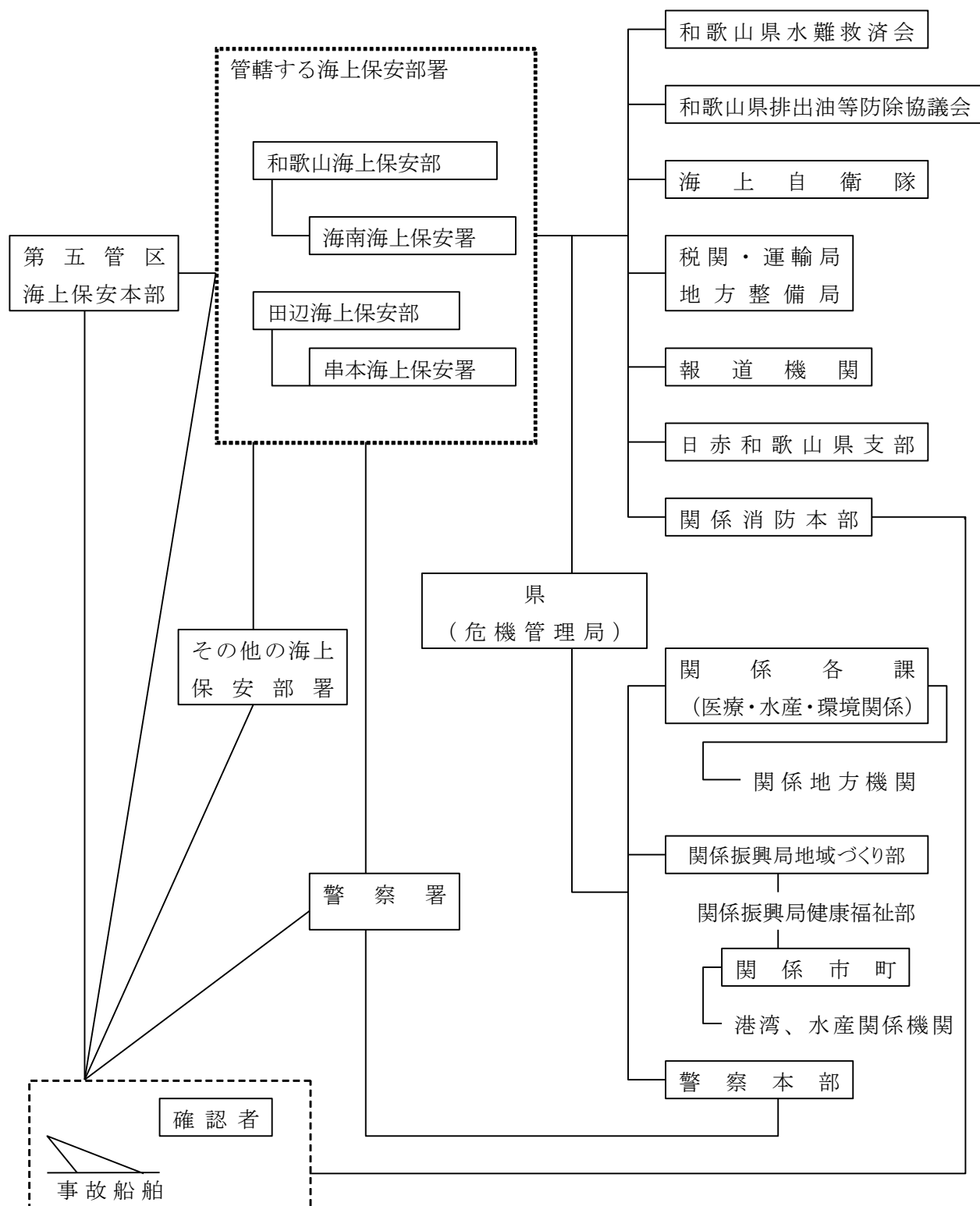
部	課	支 部 班	担 当 業 務
危機管理部	危機管理消防課 防災企画課 災害対策課	総 務 班	1 海上保安部、他県等との連絡調整 2 自衛隊の災害派遣要請
福祉保健部	医 務 課	医 療 班	1 医療機関との連絡調整
農林水産部	資源管理課	農 林 水 産 班	1 漁連、漁協との連絡調整 2 港外にいる漁船に対する災害の周知
	農業農村整備課	農 林 水 産 班	1 所管漁港又は港湾並びに海岸に係る保全措置
県土整備部	港湾空港振興課	土 木 班	2 在港船舶に対する災害の周知
	港湾漁港整備課		3 災害防止のための応急措置
	河 川 課		
警察本部	地域指導課	警 察 班	1 沿岸部における地域安全及び警戒活動

3 実施要領

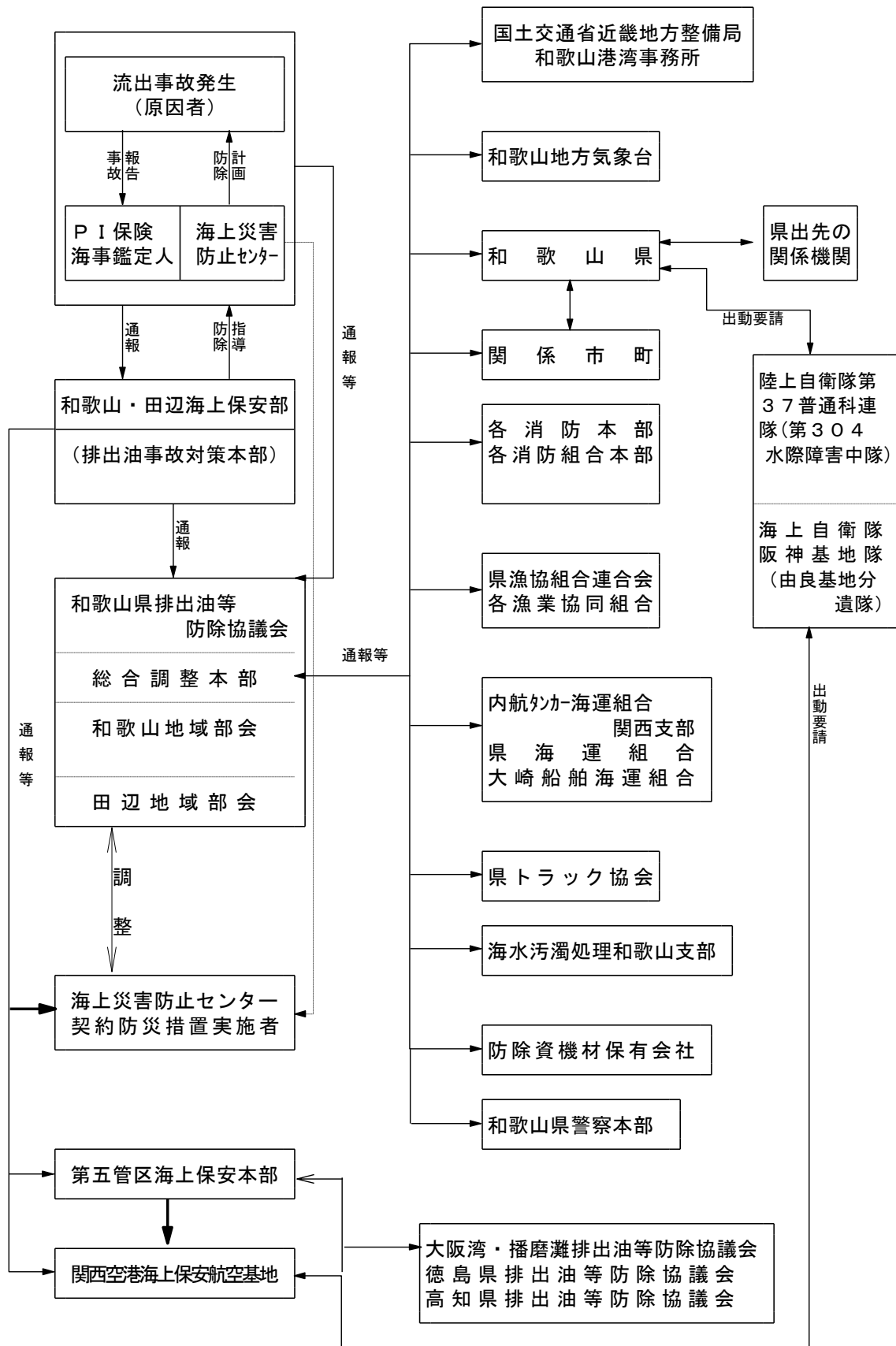
(1) 通報連絡体制

- 防災関係機関等における通報連絡は、次により行う。

(但し、流出油等事故災害の場合は、上記の他、和歌山県排出油等防除協議会の連絡体制を併用する。)



○和歌山県排出油等防除協議会連絡体制



○ 船舶に対する周知は、次により行う。

機 関 名	周 知 手 段	対 象 船 舶
海上保安部署	無線電話、船舶電話、拡声器、航行警報	船 舶 全 般
巡視船艇等	無線電話、船舶電話、拡声器、ライトメール、漁業無線	
放送局	テレビ、ラジオ	
港湾・漁港管理者	拡声器	在 港 船 舶
漁業用海岸局	漁業無線	港 外 漁 船

なお、必要に応じて航空機により上空から一般航行船舶への周知を行う。

○ 住民に対する周知は、次により行う。

機 関 名	周 知 手 段	周 知 事 項
関係市町村（消防機関）	広報車、防災無線等	ア 災害の状況
警 察	パトカーの拡声器	イ 防災活動の状況
海 上 保 安 部 署	巡視船艇の拡声器	ウ 火気使用及び交通等の制限事項
放 送 局	テレビ、ラジオ	エ 避難準備等の一般的注意事項 オ その他必要事項

なお、必要に応じて航空機により上空から沿岸住民への周知を行う。

4 警戒措置

(1) 海上警戒

○ 実施機関は、災害現場における航行船舶の安全を確保するため、次により、海上警戒及び船舶交通の整理を実施する。

実 施 機 関 名	措 置 の 内 容
海 上 保 安 部 署	ア 船舶の航行制限及び禁止 イ 在港船舶に対する移動命令及び誘導 ウ 警戒区域等の設定 エ 巡視船艇等の配置による現場警戒及び交通整理 オ 現場周辺における火気使用の制限 カ 流出油等の監視パトロール
その他の防災関係機関	海上保安部署が行う海上警戒に対する協力

(2) 沿岸警戒

○ 実施機関は、流出油等による災害が沿岸地域に波及するおそれがある場合は、当該地域における現場警戒に従事し、次の措置を実施する。

実 施 機 関 名	措 置 の 内 容
市 町 村	1 沿岸住民に対する火気の使用制限及び禁止等自衛措置の指示、勧告 2 流出油等の漂着に係る監視パトロール
県	流出油等の漂着に係る監視パトロール
警 察	沿岸地域の交通制限等

5 応急措置

(1) 海上流出油等対策

- 各実施機関は、海上に大量の油等が流出し、沿岸に漂着し又は漂着のおそれがある場合は、流出油等災害の拡大を防止するため、和歌山県排出油等防除等協議会等関係機関と連携を図りながら、次に掲げる応急措置を行う。

海上保安部署	ア 航行中の船舶及び関係機関への伝達 イ 巡視船艇による現場警戒及び海上交通の整理 ウ 巡視船艇・航空機による流出油等の状況把握と関係機関への通報 エ 遭難船舶の救助、消火活動、油等の拡散防止措置 オ 海上における流出油等防除 カ 流出油等防除作業の技術指導 キ 応急措置義務者（災害発生船舶の船長等）、防除措置義務者（船舶所有者等）及び関係者に対する指導及び命令 ク 海上保安庁長官等の指示を受けて行う海上災害防止センターの防除措置に対する具体的指示 ケ 船舶所有者等の委託を受けて行う海上災害防止センターの防除措置に対する指導、助言
県	ア ヘリコプター、船舶等による災害情報の収集及び伝達 イ 応急措置に関する市町村及び関係機関との連絡調整 ウ 防除資機材の調達 エ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去
市町村	ア 流出油等の状況把握 イ 関係機関との連絡調整 ウ 防除資機材の調達 エ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去 オ 回収油等の保管
海上災害防止センター	ア 海上保安庁長官等の指示による排出油等の防除のための措置 イ 船舶所有者等の委託による海上防災のための措置 ウ 保有している油回収船、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材の船舶所有者等への供与 エ 船舶所有者等の委託による海上防災のための措置に関する指導及び助言
その他の関係機関	海上保安部署、県、市町村等が実施する応急措置に対する協力

- 県本部長は、上記のほか、次の措置を講じる。

- ア 防除活動用の資機材が不足するときは、隣接県等に対し、調達又はあっせんを要請する。
- イ 人命救助及び被害の拡大防止のために必要と認めるときは、自衛隊に対し、災害派遣を要請する。
- ウ 災害応急対策の長期化が予想されるときは、関係団体等の協力を得て、食料、飲料水、医

薬品、燃料等の確保を図る。

(2) 海上災害における人身事故等

○ 各実施機関は、相互に協力し、次に掲げる応急措置を行う。

ア 捜索、人命救助、救護

イ 消火活動、延焼防止

ウ 応急資機材の調達

エ 遭難船の移動

6 災害対策連絡調整本部の設置

災害関係機関相互間の連絡を緊密にし、強力かつ円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、和歌山海上保安部長及び田辺海上保安部長又は地元市町長（ふ頭又は岸壁にけい留されたタンカー等の事故が発生した場合）は、県本部長と協議の上、災害対策連絡調整本部を次のとおり設置する。

構 成	海上保安部、県、警察、関係市町（消防機関を含む）港湾関係機関、海上災害防止センター（但し、海上保安庁長官等の指示又は、船舶所有者等の委託による場合）、事故発生責任機関並びにその他防災関係機関
設 置 場 所	海上保安部署庁舎又は、事故現場に近い適当な場所
任 務	災害情報の交換 総合的応急対策の策定並びに応急対策の調整 関係機関に対する協力要請
そ の 他	各防災関係機関は、連絡調整のため防災責任者を必要期間、災害対策連絡調整本部に常駐させる。

7 関係団体

和歌山県水難救済会並びに和歌山県排出油等防除協議会は、海上保安部をはじめ関係行政機関から協力を要請された場合は、これに協力するよう努めるものとする。

※油等・・・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第2号に規定する油及び同条第3号に規定する有害液体物質を示す。

第2節 航空災害応急対策計画（大阪航空局、県県土整備部）

1 計画方針

本県における航空機の墜落炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合に、被害を最小限度にとどめるため応急対策を迅速かつ的確に講ずるものとする。

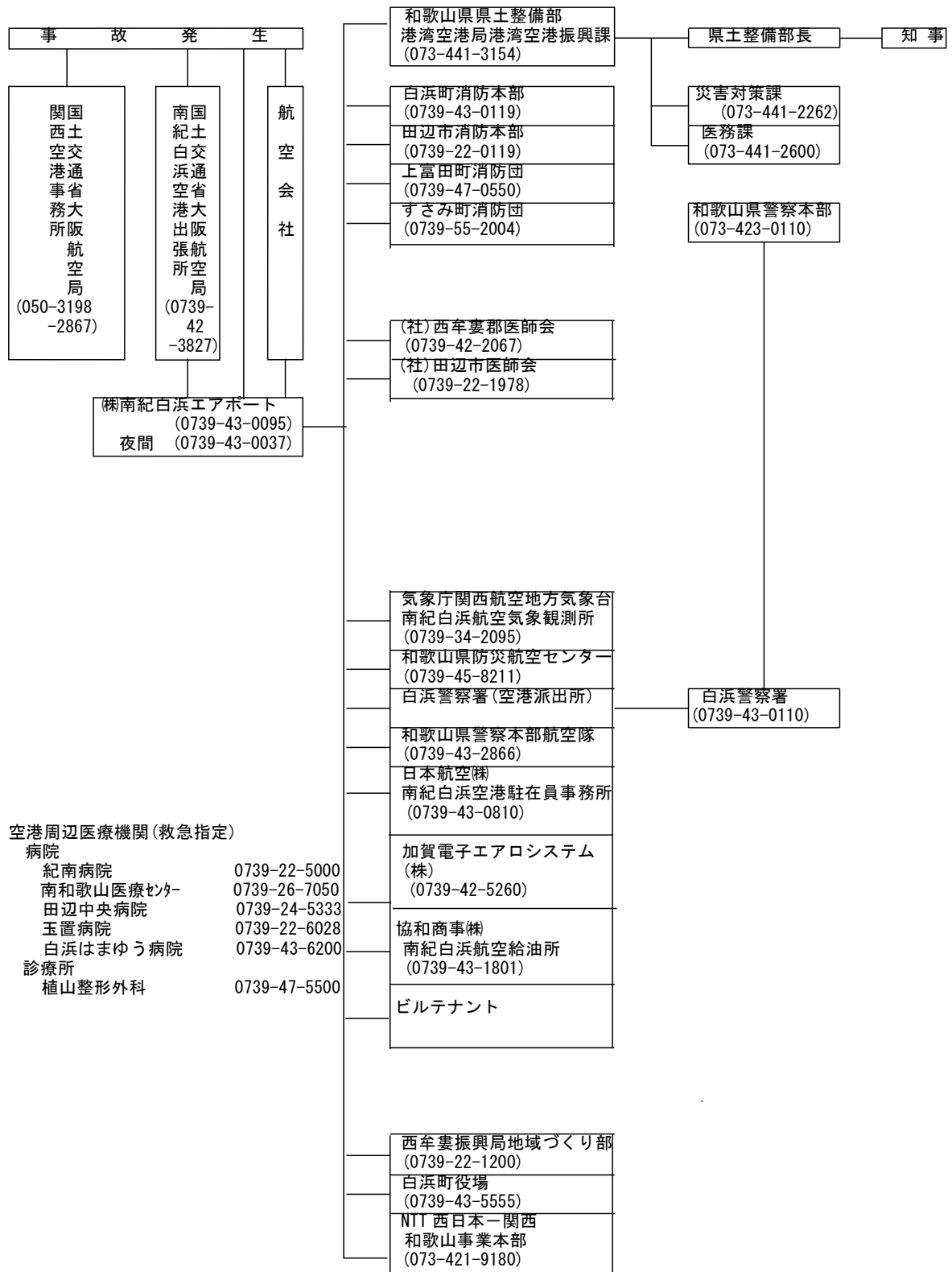
2 計画内容

（1）関係機関に対する通報連絡

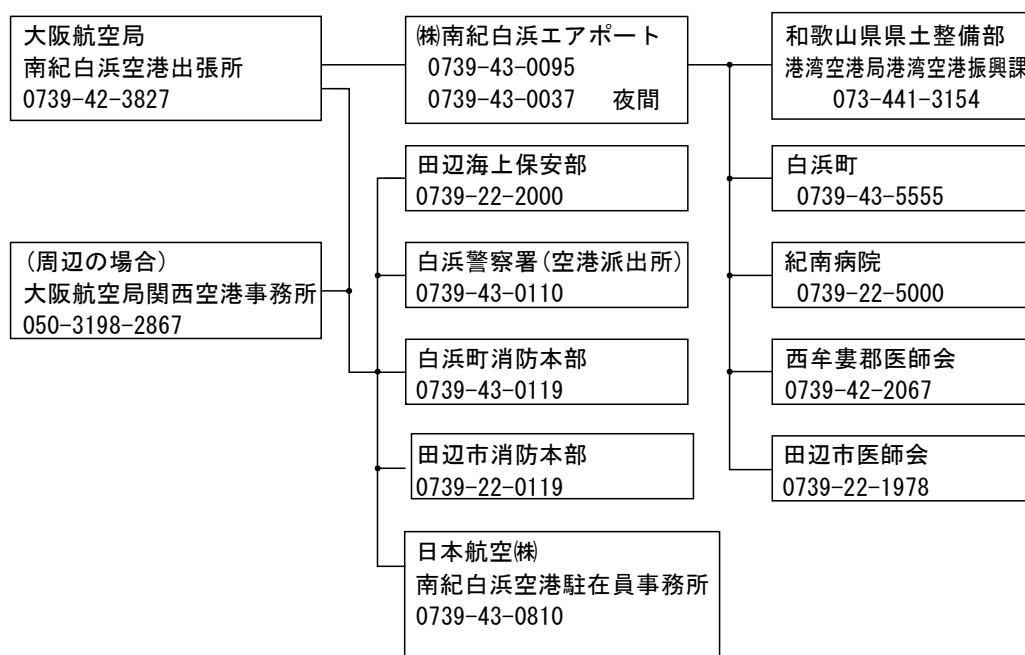
災害が発生し、又は発生のおそれがあると認めた場合で、関係機関の協力を要するときは、速やかに次の通信系統により通報連絡するものとする。

ア 南紀白浜空港内及び周辺の場合

(7) 消火救難の場合



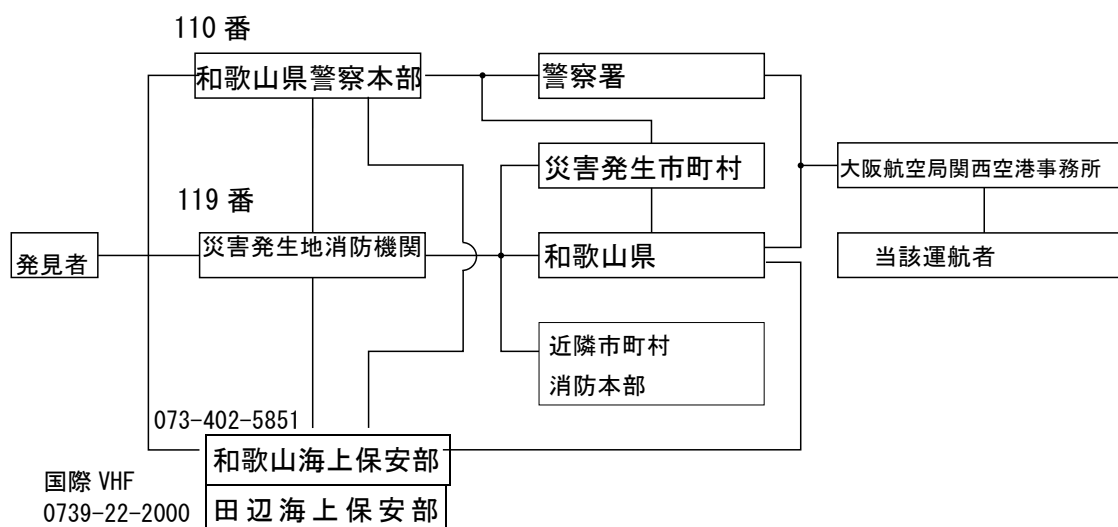
(イ) 搜索救難の場合



(注) 白浜町消防本部、田辺市消防本部への通報連絡は、発生地点が各消防本部管轄市町内の場合のみ行う。

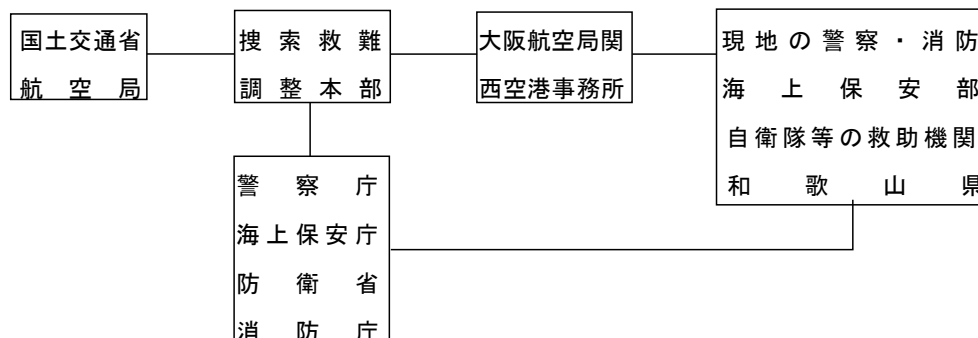
イ その他の地域の場合

(7) 発生地点が明確な場合（消火救難の場合）



(注) 和歌山・田辺海上保安部への通報連絡は、発生地点が沿岸及び沿岸海域の場合のみ行う。

(イ) 発生地点が不明確な場合（搜索救難の場合）



(注) 搜索救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

(2) 広 報

航空機災害が発生した場合の広報の方法は、次のとおりとする。

大阪航空局関西空港事務所、大阪航空局南紀白浜空港出張所、航空機災害に係わる航空会社、災害地市町村、和歌山県及び和歌山県警察本部等は、災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、旅客及び送迎者等に対して広報を行う。

ア 市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要

イ 避難の指示、勧告及び避難先の指示

ウ 乗客及び乗務員の住所、氏名

エ 地域住民等への協力依頼

オ その他必要な事項

(3) 消火救難活動

ア 南紀白浜空港内及び周辺の場合

「南紀白浜空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」、「南紀白浜空港の消火救難活動に関する協定」、「南紀白浜空港医療救護活動に関する協定」及び「南紀白浜空港消防救急業務実施要領」並びに「南紀白浜空港消火救難対策実施要領」に基づき、消火救難業務の迅速的確な遂行を期するものとする。

イ その他の地域の場合

(ア) 実施機関

災害地市町村、災害地市町村消防機関、和歌山海上保安部及び田辺海上保安部（沿岸及び沿岸海域の場合）

(イ) 協力機関

近隣市町村消防機関、和歌山県警察本部

(ウ) 実施事項

- ・ 航空機災害に係る火災が発生した場合、災害市町村長、市町村長の委任を受けた吏員及び当該消防機関の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。
- ・ 災害の規模等が大きく、災害地市町村消防機関では、対処できないと思われる場合は、近隣市町村消防機関に応援を求めるものとする。
- ・ 乗客、地域住民等の救出は、実施機関の協議に基づき、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資器材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

(4) 搜索救難活動

搜索救難活動については、警察庁、防衛省、国土交通省（航空局）、海上保安庁及び消防庁との間で締結されている「航空機の搜索救難に関する協定」に基づき、国土交通省が主体となり実施されるものであるが、現地の警察・消防等の各関係機関へ通報連絡するとともに、国土交通省をはじめとする各協定機関から搜索救難の協力要請がある場合は、その指示に基づき、迅速的確に対応する。

第3節 鉄道施設災害応急対策計画（西日本旅客鉄道㈱近畿統括本部和歌山支社、

南海電気鉄道㈱、紀州鉄道㈱）

<西日本旅客鉄道㈱近畿統括本部和歌山支社>

1 計画方針

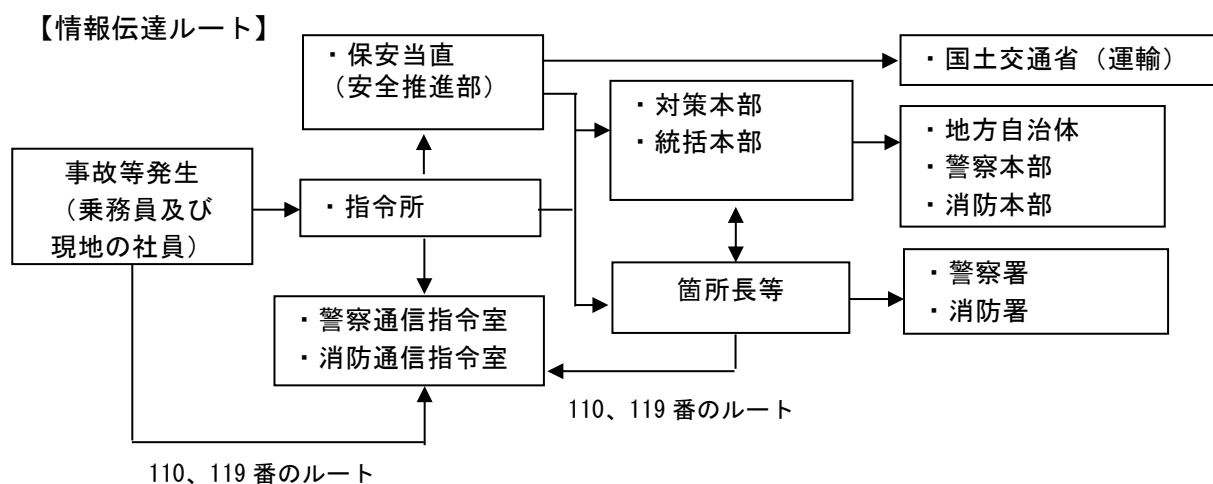
本計画は、ＪＲ西日本に関する運転事故又は災害が発生し、若しくは発生が予測される場合の応急対策等について、定めるものとする。

2 計画内容

災害等により、応急対策を実施する場合は、「近畿統括本部鉄道事故及び災害応急処置標準」により、事故災害対策非常体制をとり、旅客、公衆の安全及び輸送の確保に対処するものとする。

(1) 事故災害対策通信連絡体制

- 災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等で行う。
- 通報経路は、次のとおり。
 - ・ 事故発生時の速報体制
- 事故等発生時の情報の伝達



○部外機関への速報

指令所から事故等の速報を受けた場合、必要により次の部外機関に速報すること。

関係機関		連絡先		速報者
運輸局	近畿運輸局	鉄道部安全指導課	06-6949-6440 06-6949-6529 (FAX)	安全推進部長
		鉄道部技術・防災課	06-6949-6441 06-6949-6529 (FAX)	関係主管部長
	中部運輸局	鉄道部安全指導課	052-952-8031	安全推進部長
		鉄道部技術・防災課	052-952-8032	関係主管部長
府県	三重県	三重県庁防災対策部災害対策課	059-224-2189	経営企画部企画担当部長もしくは統括本部対策本部から速報を指示された者
	滋賀県	滋賀県庁危機管理局	077-528-3436	
	京都府	京都府危機管理部原子力防災課原子力防災係	075-414-4473	
		京都府危機管理部災害対策課情報・対策係	075-414-4472	
	大阪府	大阪府庁政策企画部危機管理室	06-6944-6021	
	兵庫県	兵庫県庁企画管理部災害対策局災害対策課	078-362-9988(昼) 078-362-9900(夜)	
	奈良県	奈良県庁防災統括室	0742-27-8448	
	和歌山県	和歌山県危機管理局災害対策課 和歌山県危機管理局危機管理消防課 和歌山県地域振興部地域政策局総合交通政策課	073-441-2262 073-441-2263 073-441-2353	
市	京都市	京都市防災危機管理室	075-222-3210	経営企画部企画担当部長もしくは統括本部対策本部から速報を指示された者
	大阪市	大阪市危機管理室	06-6208-7388(昼) 080-5701-1996(夜)	
	堺市	堺市危機管理室	072-228-7605	
	神戸市	神戸市危機管理室	078-322-6232	
	姫路市	姫路市危機管理室	079-223-9522	
警察本部	三重県	警察本部	059-222-0110	経営企画部企画担当部長もしくは統括本部対策本部から速報を指示された者
	滋賀県	警察本部	077-522-1231	
	京都府	警察本部	075-451-9111 (内線 5751, 5755)	
	大阪府	警察本部	06-6943-1234	
	兵庫県	警察本部	078-341-7441 平日昼間(内線 5881) 夜間休日(内線 5505)	
	奈良県	警察本部	0742-23-0110	
	和歌山県	警察本部	073-423-0110 (内線 5756, 5757)	
鉄道警察隊	三重県	警察本部地域部鉄道警察隊	059-222-0110 (内線 3594)	駅業務部長
	滋賀県	警察本部地域部鉄道警察隊	077-564-1116	
	京都府	警察本部地域部鉄道警察隊	075-682-0913	
	大阪府	警察本部地域部鉄道警察隊	06-6885-1234	
	兵庫県	警察本部地域部鉄道警察隊	078-382-0530	
	奈良県	警察本部地域部鉄道警察隊	0742-23-0110 (内線 731, 373)	
	和歌山県	警察本部生活安全部地域指導課鉄道警察隊	073-423-0110 (内線 3766, 3767)	

○部外協力要請機関及び要請分担

部外機関名	連絡先	要請者	要請担当	記 事
自衛隊	知事	統括本部長	経営企画部	窓口と調整
警察本部	本部長		企画担当部長	窓口と調整

府県	知事			窓口と調整
鉄道警察	隊長		駅業務部長	
消防署	署長	駅長 保線区長	駅長 保線区長	大規模計画運休時には、駅長は必要により周辺企業（工場）、商業施設、学校等に運行計画を伝達する
警察署	署長			
市町村	市町村長			
病院等	病院等の長			
私鉄等	私鉄等の長	近畿総合指令所長	近畿総合指令所長	駅長が輸送指令に手配方を要請する
その他交通機関	関係機関の長	統括本部長	経営企画部 企画担当部長	
レッカー等復旧用重機械類及び化学薬品処理指導者、タンクローリー所有者会社	所有会社の長	関係現場長	関係現場長	脱線復旧のレッカー車の手配については、関係指令から連絡を受けた車両復旧受持区所が判断し、必要と認めたときはレッカー車に出動を要請する。（その他の場合は関係現場長）
その他	関係機関の長	統括本部長	関係部長	

○対策本部の種別、設置標準及び招集範囲

種 別	設 置 標 準	招 集 範 囲
第 1 種 体 制	○お客様等に死亡者又は多数の負傷者が生じたとき、そのおそれがあるとき ○大津波警報が発表されたとき ○特に必要と認めたとき	全ての班 招集可能者の全員
	<u><自動的に設置（招集指示なし）></u> ○近統エリアにて震度 5 弱以上の地震が発生したとき	
第 2 種 体 制	○お客様等に負傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき ○南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ○復旧等に長時間（概ね 1 日以上）要するとき ○必要と認めたとき	必要な班 招集可能者の半数程度
第 3 種 体 制	○事故等の発生又は災害等のおそれにより、情報収集、復旧等が必要なとき ○南海トラフ臨時情報（調査中・巨大地震注意）が発表されたとき ○津波警報が発表されたとき、海外等遠地での地震により津波警報の発表が予想されるとき ○津波注意報の発表または近隣支社で警報以上が発表され、特に必要と認めたとき ○本社が BCP 対策会議を開催するとき ○気象庁発表にて、特別な注意が呼びかけられているとき ○その他必要と認めたとき	必要な班 必要な人数
初 動 対 応 室	○事故等が発生し情報収集や復旧等が必要なとき	近畿総合指令所長 必要な人数

情報 連絡 体制	○関係社員への迅速な状況伝達、関係部間で情報収集や共有を行う必要があるとき ○台風、大雨、積雪等により広範囲な災害や輸送障害等が発生する恐れがあるとき ○災害等の発生に伴い、対策本部設置の基準に至らないが、近畿統括本部としての対応が必要なとき	必要な班 必要な人数
-------------------------	--	----------------------------

○基本構成

以下の構成を標準とする

[第1～3種体制]

○統括本部対策本部

統括本部

対策本部長

(統括本部長)

副本部長

(統括本部経営企画部長・安全推進部長)

事務局

(安全推進部)

部外対応班(班長) 経営企画部(企画) 担当部長
(副班長) 運輸車両部(運輸) 担当部長

広報班(班長) 経営企画部(総務) 課長

社員動員班(班長) 経営企画部(人事) 担当部長

調達班(班長) 経営企画部(経理) 担当部長

被害者対応班(班長) 経営企画部(総務) 担当部長

旅客救護・案内班(班長) 駅業務部長

(注)2

輸送計画班(班長) 近畿総合指令所長
(副班長) 運輸車両部長

復旧班(班長)

復旧の主体となる主管部長または担当部長
駅業務部長、運輸車両部(車両) 担当部長、
施設部長、電気部長

気象監視班(班長) 安全推進部 課長 (注)3

調査班(班長) 安全推進部 課長

大工所対策本部班(班長) 所長

大電所対策本部班(班長) 所長

※関連する場合、JR 貨物関西支社を招集

○現地対策本部

現地対策本部長

(支社長・管理部長)

事務局

(安全推進部)

部外対応班(班長) 課長(地域共生)(関係エリア)
《派遣者》運輸車両部(運輸) 課長または
バリアフリー推進部 課長

広報班(班長) 経営企画部(総務) (注)4

社員動員・調達班(班長) 経営企画部(人事) 課長 (注)4

調達班(班長) 経営企画部(経理) 課長 (注)4

被害者対応班(班長) 経営企画部(総務) 課長 (注)4

旅客救護・案内班(班長) 駅業務部 課長

復旧班(班長)

復旧の主体となる主管部の課長又は関係の区所長
駅業務部課長、運輸車両部(車両) 課長、
施設部課長、電気部課長

調査班(班長) 安全推進部 課長 (注)4

渉外班(班長) 工事所長等(大工所)

復旧班(班長) 関係技術課長もしくは工事所長等(大工所)

渉外班(班長) 工事所長等(大電所)

復旧班(班長) 関係課室長もしくは工事所長等(大電所)

(注)

- 1 対策本部の構成は上図を基本とするが、必要に応じて下位職が上位職を代行する。
- 2 被害者対応班は、第1種・第2種体制が設置された場合に構成となる。
- 3 事故等で気象の状況を看視する必要がある場合は設置しない。
- 4 急遽、和歌山・福知山エリアに関する事象が発生した場合の初動対応
現地対策本部の班長が到着するまでの間、他の職務と兼ねる等して以下の長が代行して対応を行う。
 - 現地対策本部
 - ・社員動員班・調達班 : (和歌山エリア) 地域共生 課長
(福知山エリア) 駅業務部 担当課長 (エリア在勤)
 - ・被害者対応班長 : 駅業務部 担当課長 (エリア在勤)
 - 現地における事故調査及び広報対応 : 関係の駅区所長
- 5 各班については、不要なものは設置しないこと。

<南海電気鉄道㈱、紀州鉄道㈱>

1 計画方針

本計画は、和歌山県の地域において民間鉄道の列車衝突、脱線、転覆、その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害が発生し、若しくは発生し得る可能性のある場合における応急救助対策等について、定めるものとする。

2 計画内容

重大事故その他風水害、火災、震災等の災害発生時における応急処理に関しては、各社の災害応急処理規定等の定めるところにより、災害応急対策を実施するものとする。

更に、災害により非常事態の発生した場合は、その情報収集事務の連絡非常措置及び応急対策を遂行するため、必要に応じて本社に災害対策本部を設置するとともに、災害の程度によって現地で非常措置や応急対策の指揮を必要と認める場合は、現地に現地本部を設置し応急対策に当たる。

(1) 南海電気鉄道株式会社

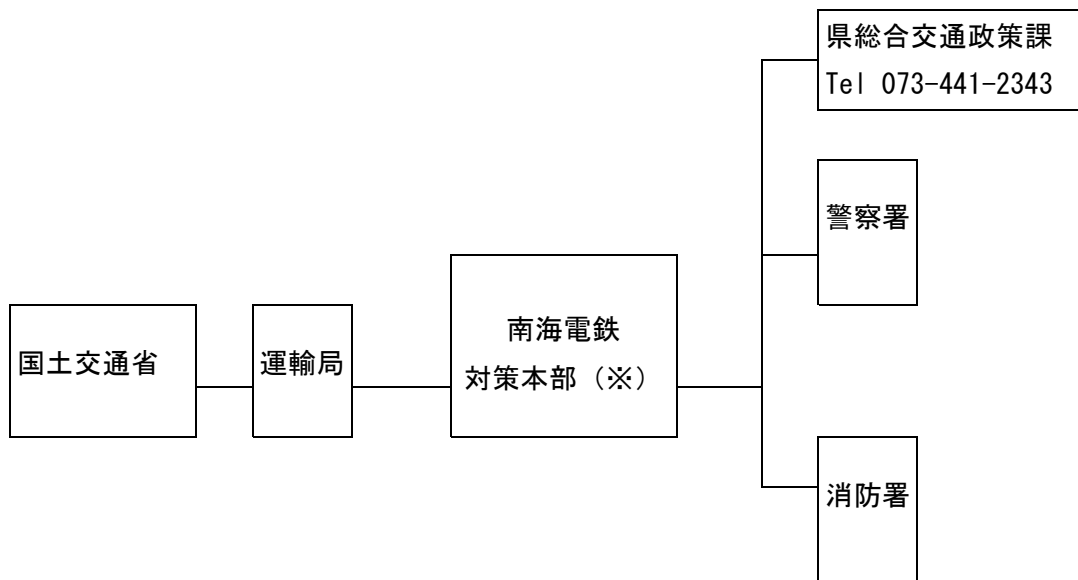
ア 災害発生時の体制

災害の程度に応じ、次の体制を発令する。

体制区分	事 故・災 害の程度	対 策 本 部 長 及び副本部長	現 地 総括責任者
1号体制	◎ 災害対策規程に定める中央災害 対策本部が設置されたとき ◎ 事故・災害の程度又は被害が多 大で社会的に大きな影響を及ぼすと 認められるとき	(本部長) 鉄道事業本部長 (副本部長) 鉄道事業本部副本部長	運輸車両部長
2号体制	◎ 列車衝突事故、列車脱線事故、 列車火災事故が発生したとき ◎ 乗客・乗務員等に死亡者が生じた とき	(本部長) 鉄道事業本部長 (副本部長) 鉄道事業本部副本部長	運輸車両部長

	◎ 5人以上の死傷者が生じたとき ◎ 異常事態によりその影響が全線に及ぶと認められるとき ◎ その他特に異例の事故・災害と認められるとき		
--	--	--	--

イ 通報及び連絡体制



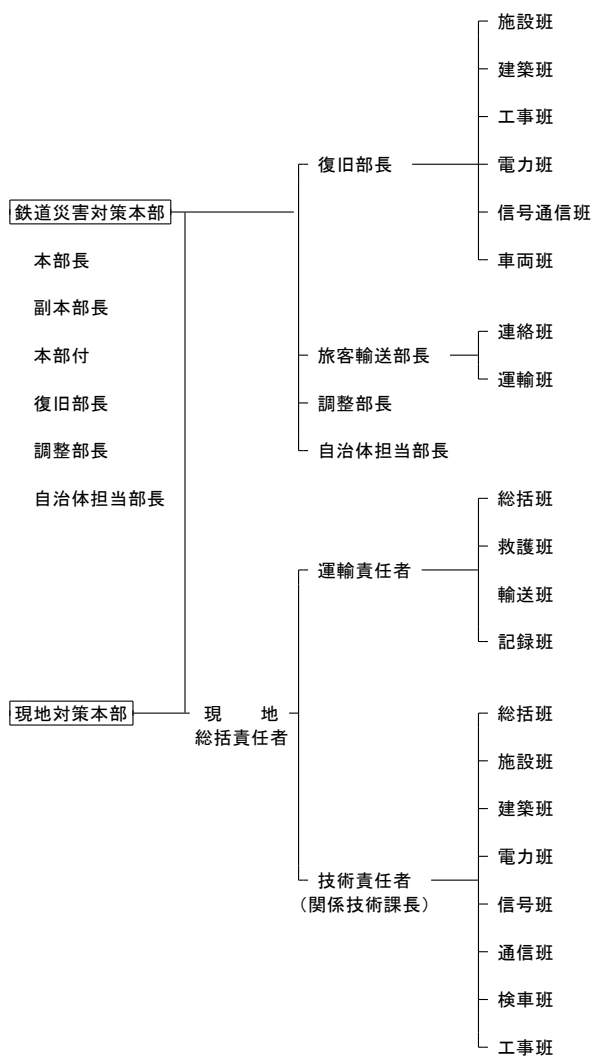
※南海電鉄対策本部連絡先	
[平日昼間 鉄道事業本部安全推進部]	TEL 06-6644-7193
	FAX 06-6644-7163
[夜間休日 輸送指令]	TEL 06-6632-8400
	FAX 06-6644-7162

ウ 非常招集

災害発生時の非常招集については、各部で別に定める。

エ 災害対策本部及び現地本部の組織構成

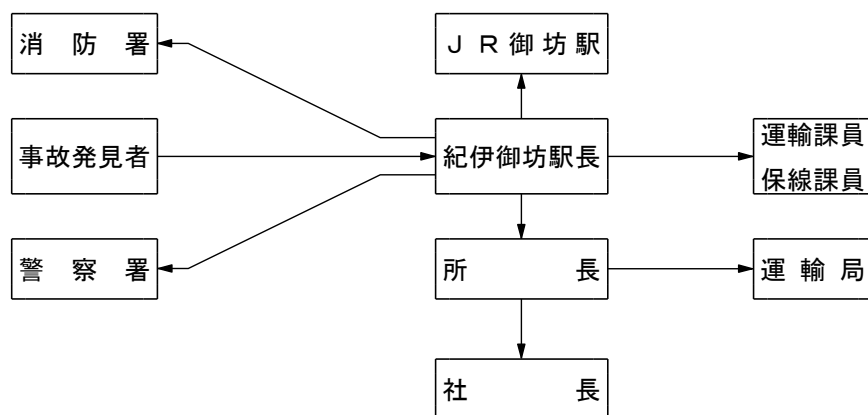
体制の発令に伴い、次の組織を設置する。



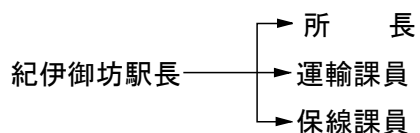
(2) 紀州鉄道株式会社

ア 事故発生時の通報及び連絡体制

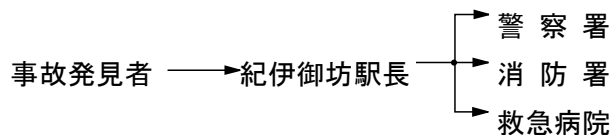
① 事故発生時の報告及び連絡系統



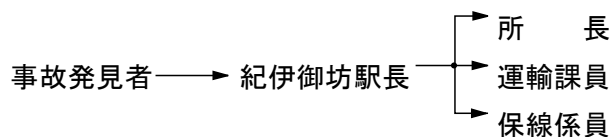
② 夜間、休日における事故発生時の非常召集体制



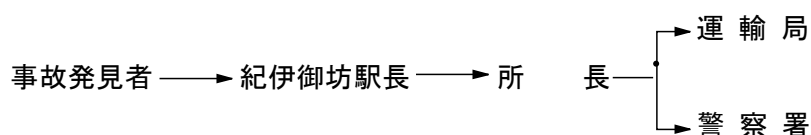
③ 事故発生時の救急機関への要請系統



④ 事故発生時の関係現場機関の出動体制



⑤ 監督官庁及び司法機関への連絡方法

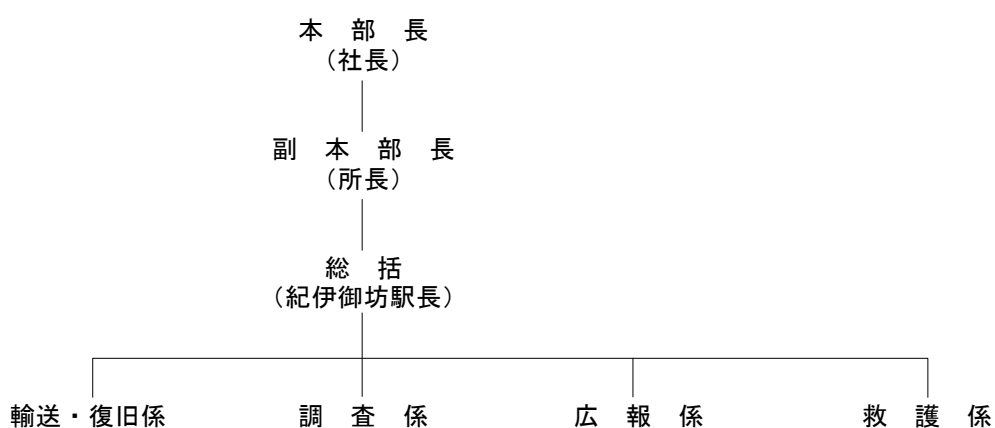


イ 事故又は災害発生時の体制

事故又は災害の程度により、以下の体制とする。

内容 体制	程 度	召集範囲
第1種	列車脱線又は乗客に死亡者若しくは多数の負傷者が生じた場合	全 員
第2種	踏切障害事故等により、6時間以上本線に運転支障をきたす場合	全 員
第3種	その他必要と認めた場合	平常勤務者

ウ 災害対策本部組織図



第4節 道路災害応急対策計画（近畿地方整備局、西日本高速道路（株）、県県土整備部・

県農林水産部・警察本部）

1 計画方針

本計画は、道路構造物の被災等により、多数の死傷者が発生した場合の応急措置について定める。

2 計画内容

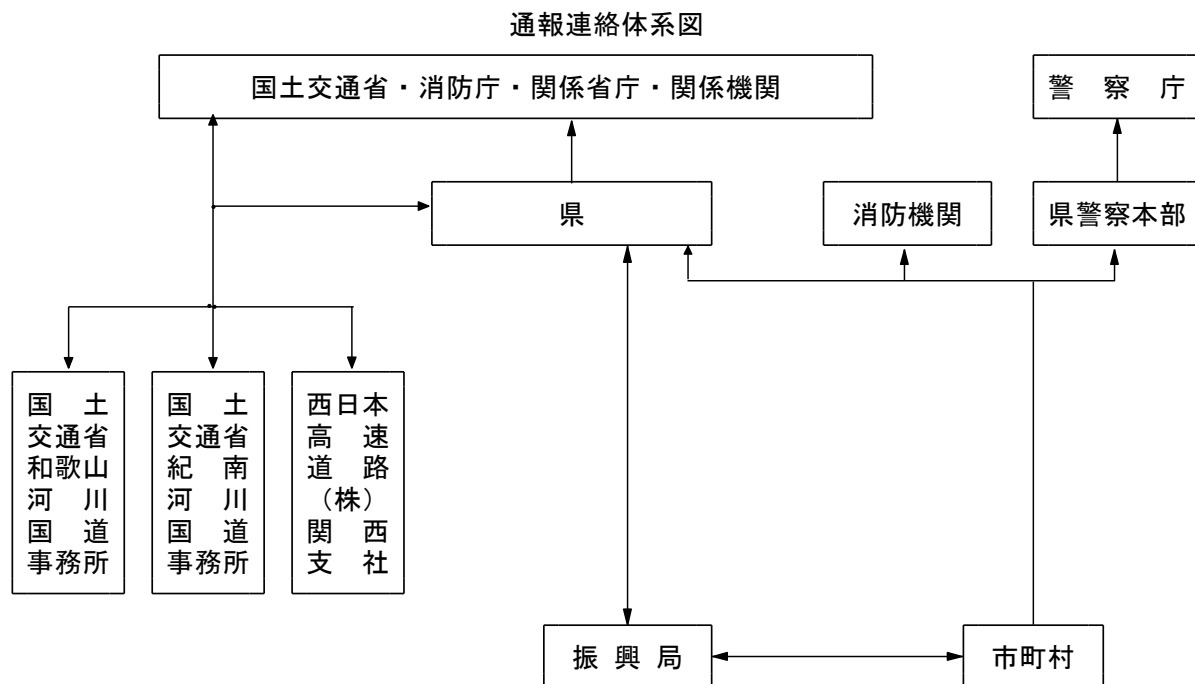
(1) 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに所管する省庁及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 市町村は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

ウ 県は、市町村から情報を収集するとともに、自らも被害状況を把握し、消防庁及び関係省庁に連絡する。

エ 県警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。



(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 道路管理者は、発生後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。

イ 関係機関は、「第1章 防災組織計画」の定めるところにより、発生後速やかに、必要な体制をとる。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

ア 道路管理者は、市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。

イ 県及び市町村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。また県及び市町村は、必要に応じ民間からの協力等により、確保するものとする。

(4) その他

ア 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

イ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

ウ 県警察本部は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設点検を行う等必要な措置を講ずる。

エ 再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第 10 章 在港船舶対策計画（和歌山・田辺海上保安部、県土整備部）

1 計画方針

津波等に際し、港内の船舶の災害対策は本計画によるものとする。

2 計画内容

- (1) 津波時における船舶の災害を防止するため次の組織を通じ、適切な運営により事故防止の徹底を図る。

- ア 日ノ御埼以北の沿岸部 — 和歌山紀北地区台風・津波対策協議会（H17. 3）
- イ 日ノ御埼以南からすさみ町に至る沿岸部 — 紀南地区海上安全対策協議会（H4. 4）
- ウ 新宮港 — 新宮港安全対策協議会（H22. 7）

- (2) 在港船舶に対する措置

津波により在港船舶に被害が生じるおそれがある場合、在港船舶に対して避難勧告又は注意喚起を行う。

- (3) 港内における障害物の措置

- ア 漂流物、沈殿物その他航路障害物が生じたときは、巡視船艇により必要な応急措置を執るとともに、当核物件の所有者又は占有者に対し除去を命ずる。
- イ 漂流物等のため、船舶の航行に危険があると認めた場合は、船舶交通の制限又は禁止を行うとともに、航行警報、水路通報等により、一般に周知を図る。
- ウ 港湾管理者は、港内における漂流物その他航行に支障を及ぼすおそれがあるものを除去する。

- (4) 和歌山下津港長及び田辺港長の措置

- ア びょう地の指定
- イ けい留施設使用の制限又は禁止
- ウ 移動命令
- エ 入港の制限又は禁止及び港外退去の命令又は勧告
- オ 修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な船員の乗船命令
- カ 木材けい留に関し、船舶交通の支障とならいう流失防止及び沈木の処理等の条件を付し、かつ、港内巡視を強化し、適切な海上貯木を図る。

第 11 章 危険物等災害応急対策計画

第 1 節 危険物施設災害応急対策計画（県危機管理部）

1 計画方針

危険物施設等は、地震災害時における火災、爆発、漏えい等の危険が予測されるので、危険物関係法令に基づく予防規程、自衛消防組織等を実効あるものとするとともに、火災、爆発、流出等を防止し、地震による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図る。

2 計画内容

(1) 事業所

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、関係法令により定められた予防規程等によるほか、県、市町村、消防本部等と連携して、地震災害時における応急措置を次により実施するものとする。

ア 災害が発生するおそれのある場合の措置

- ① 情報及び警報等を確実に把握する。
- ② 施設内の警戒を厳重にするとともに保安要員を各部署に配備する。
- ③ 消防設備等を点検整備するとともに、危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止対策を講じる。
- ④ 初期消火要領の徹底及び混触発火等による火災の防止対策を講じる。

イ 災害が発生した場合の措置

- ① 消防機関及びその他の関係機関へ通報する。
- ② 消防設備を使用し災害の防除に努める。
- ③ 危険物施設等における詰替え、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に最善の方策を講じる。
- ④ 災害状況の把握及び災害拡大に伴う付近の状況等により避難等の処置を講じる。

(2) 市町村

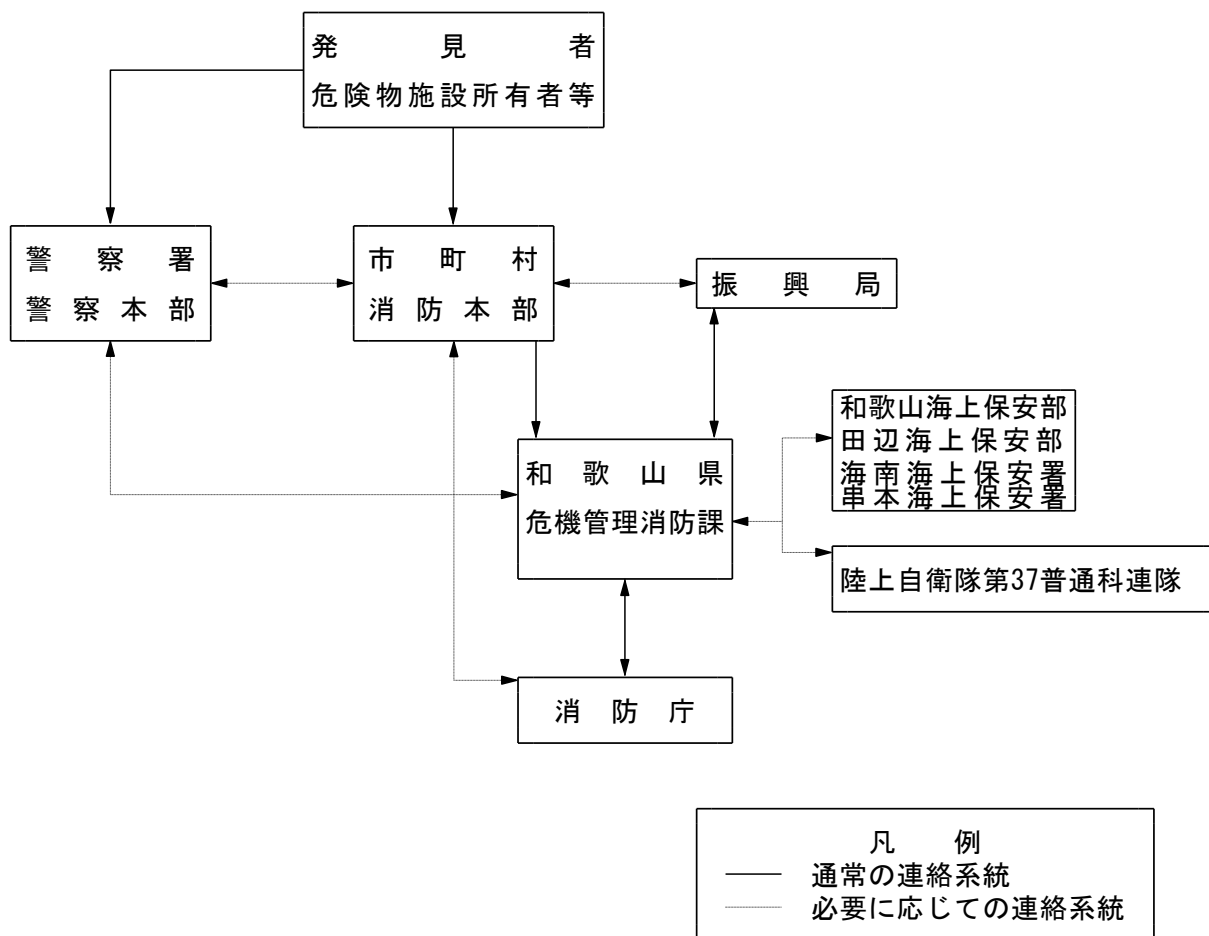
危険物施設の所有者、管理者又は占有者と密接な連携を保ち、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を市町村消防計画の定めるところにより実施するものとする。

(3) 県

危険物災害発生市町村及び国との連絡を密にするとともに、職員の防災体制等措置要領に基づき実施する。

(4) 通報連絡体制

危険物施設において事故・災害が発生した場合、次図により関係機関に通報する。



第2節 火薬類災害応急対策計画（県危機管理部）

1 計画方針

火薬類による災害に際して、住民の生命及び財産を保護するために、この計画を定める。

2 計画内容

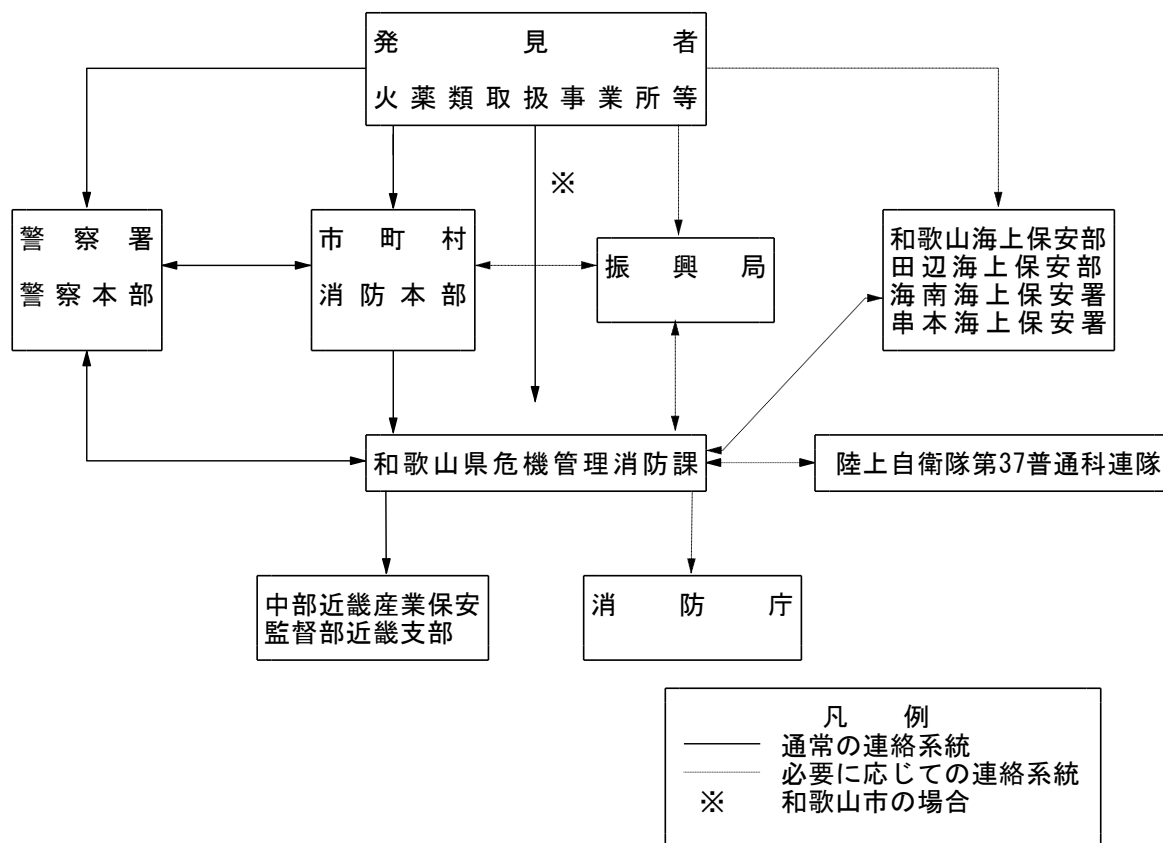
火薬類による災害の発生するおそれがある場合、又は、災害が発生したときは、災害の発生又は、拡大を防止するため速やかに次の応急措置を講じるものとする。

- (1) 火薬類貯蔵設備等の付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合には、設備等の管理者は、関係機関との連絡を密にし、速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張人を付けて関係者以外の者を近づけないようにする。
- (2) 火薬類の搬出に余裕がない場合は、災害のおそれのある区域はすべて立入禁止とし、危険区域内にいる住民を避難させるための措置を講じる。
- (3) 災害が発生した場合、下図により消防機関、警察等のいずれかに通報するとともに、次の措置を講じる。

ア 立入禁止区域の設定及び交通規制

イ 被災者の救出、救護

ウ 消火及び防火、防爆活動並びに広報活動



第3節 高圧ガス災害応急対策計画（県危機管理部）

1 計画方針

高圧ガスによる災害に際して、住民の生命及び財産を保護するためにこの計画を定める。

2 計画内容

高圧ガスによる災害の発生するおそれがある場合、又は災害が発生したときは、災害の発生又は拡大を防止するため速やかに次の応急措置を講じるものとする。

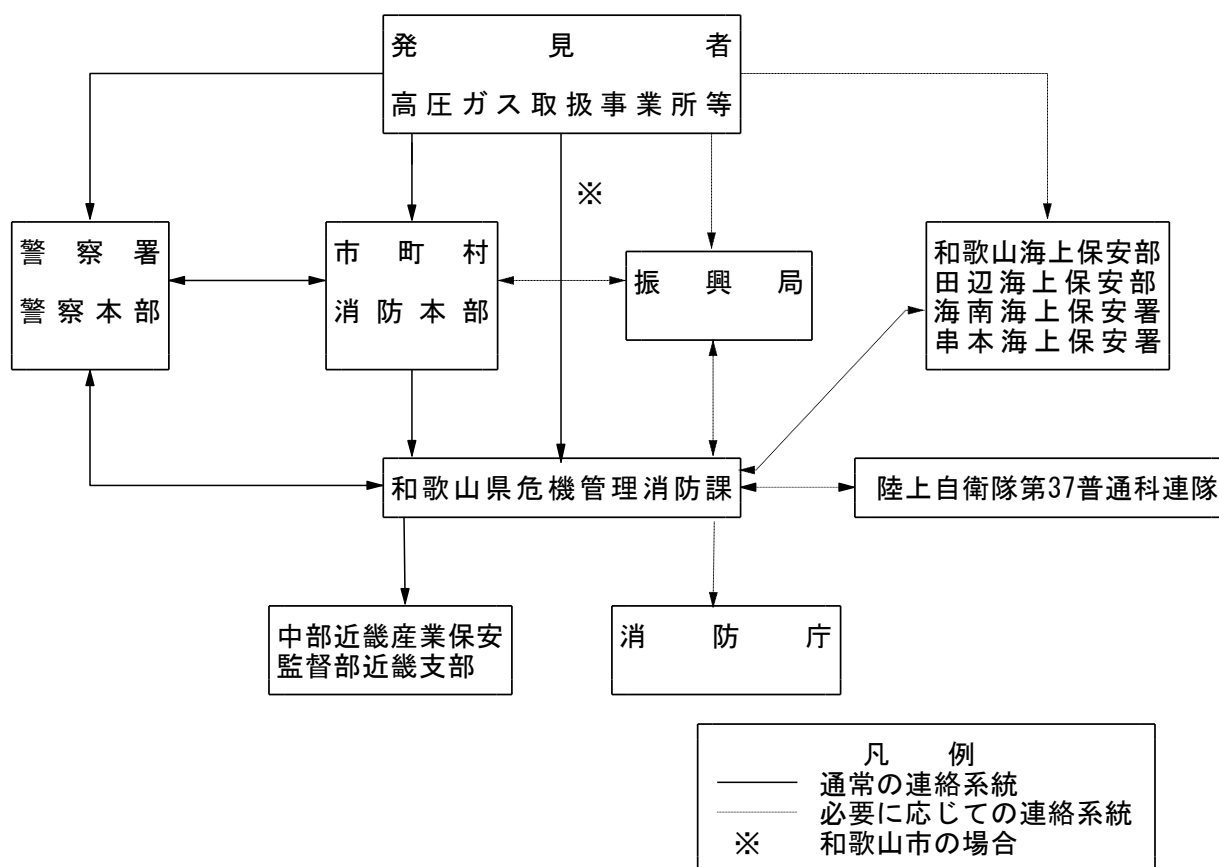
- (1) 高圧ガスによる災害が発生するおそれがある場合は、その施設等の管理者は、関係機関と連絡を密にし、速やかに適切な措置を講じる。
- (2) 上記の措置が執れない場合は、必要に応じ、危険地域内の住民の避難措置を講じる。
- (3) 高圧ガスによる災害が発生した場合、下図により消防機関、警察等のいずれかに通報するとともに、次の措置を講じる。

ア 立入禁止区域の設定及び交通規制

イ 被災者の救出、救護

ウ 消火及び防火、防爆、除害活動並びに広報活動

- (4) 必要に応じて、県内高圧ガス関係団体又は関係事業所の応援を求める。



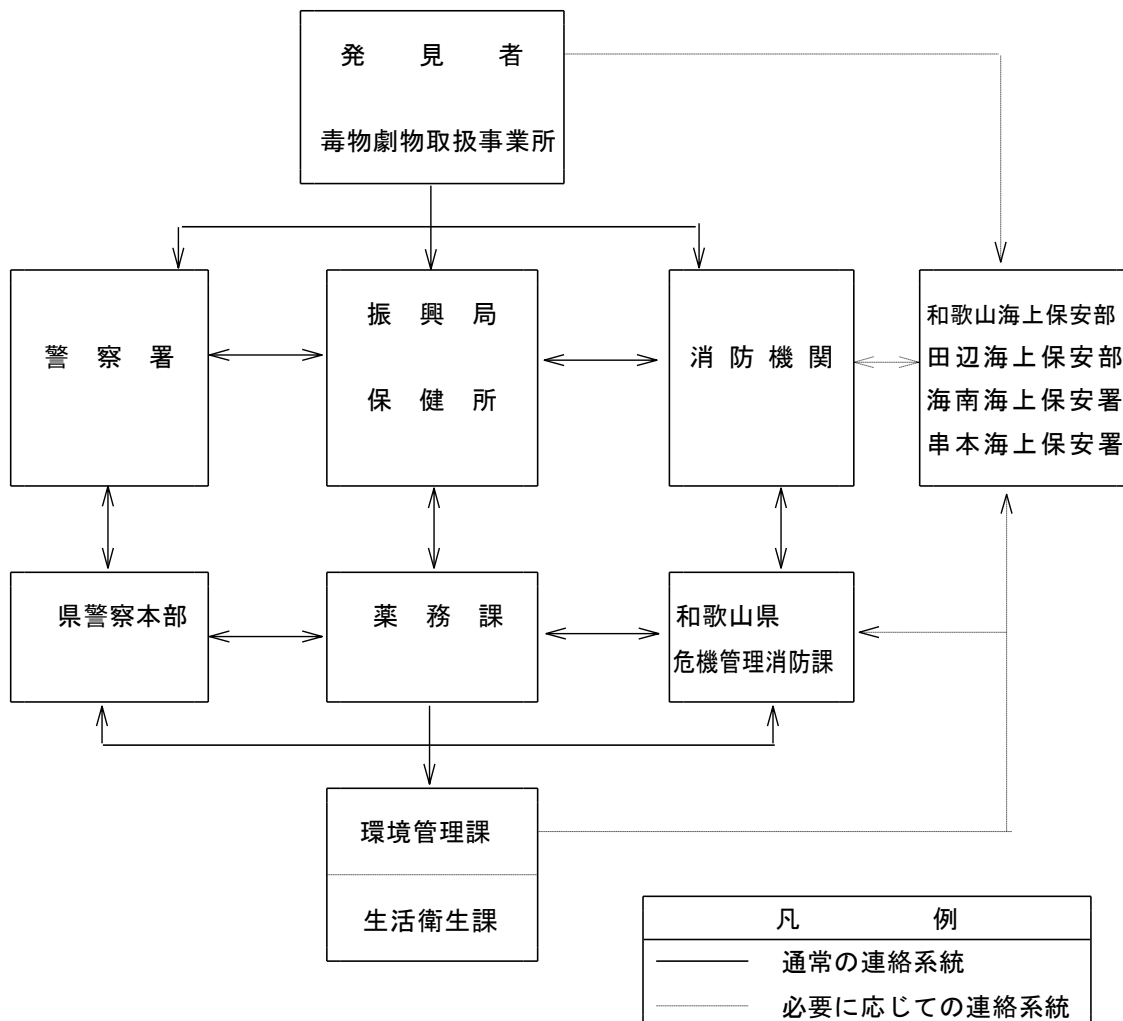
第4節 毒物劇物災害応急対策計画（県福祉保健部）

1 計画方針

災害により毒物又は劇物保管施設が被害を受け、住民の保健衛生上危害を受け、又はそのおそれがある場合における応急対策については、県、消防機関、その他関係機関の協力のもとに、本計画の定めるところによる。

2 計画内容

- (1) 災害発生時における毒物・劇物の流失・飛散・散逸等の事故発生の場合は、取扱責任者において、地域防災組織と連携し、回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに、所轄の保健所・消防機関又は警察署に届け出るものとする（毒物及び劇物取締法第17条）。
- (2) 緊急措置
保健所（又は消防機関、警察署）は、毒物・劇物の流失散逸等の状況について把握するとともに、速やかに関係機関に情報を提供するものとする。
- (3) 事故、災害が発生した場合の毒物・劇物の応急処理については、物質名及び物質量、現場の状況等を十分把握し行動するものとする。



第5節 放射性物質事故応急対策計画（県危機管理部）

1 計画方針

放射性物質の特殊性に鑑み、放射性物質による事故の発生するおそれ及び事故発生に対する防災関係機関の初動体制を確立するとともに、事故の発生するおそれ及び事故発生に対し迅速・的確な応急対策を実施して、住民の安全を確保するためにこの計画を定める。

2 計画内容

放射性物質による事故が発生するおそれがあるときは事故の発生を防止するため、及び事故が発生したときは事故による被害の拡大を防止するため、速やかに次の応急措置を講じるものとする。

- (1) 放射性物質取扱業者は、放射性物質による事故が発生するおそれのあるとき及び事故が発生したときは、速やかに国、県及び市町村等へ通報する。
- (2) 県は、事故の連絡、通報を受けたときは、消防庁及び防災関係機関に連絡、通報するとともに、原子力規制委員会と連絡調整を行う。又、事故に関する情報の収集を図り、原子力規制委員会の指導を得て事故に対する対応方針を決定するほか、その他の関係機関との連絡調整、住民への情報提供等を行う。

参考「放射線検出時対応マニュアル」は資料編 51-02-00

第6節 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画（県危機管理部・警察本部）

1 計画方針

危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両の事故に伴う応急措置は、本計画により実施する。

2 計画内容

(1) 輸送従事者

輸送途上において事故が発生したときは、次の措置を講ずるほか、事故の状況並びに積載危険物の種類及び性状等に応じ適切な措置を講ずるものとする。

ア 消防機関及び警察官に通報する。

イ 付近住民並びに通行人に火気使用禁止及び風上への避難を呼びかける。

ウ エンジンの停止、安全弁の確認、初期消火等の措置を講じる。

エ 特に火薬類については、盗難防止、爆発防止等の適切な措置を講じる。

オ 高圧ガスについては、和歌山県高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所の協力を求め適切な措置を講じる。

(2) 市町村

警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を、市町村消防計画の定めるところにより実施するものとする。

第7節 有害物質流出等応急対策計画(県環境生活部)

1 計画方針

- (1) 有害物質の流出及び石綿の飛散により住民の健康被害が生じ又はその恐れがある場合の応急対策についてはこの計画による。
- (2) この計画の対象とする有害物質は、人に健康被害を生ずるおそれのある以下の物質とする。
 - ア 大気汚染防止法施行令第3条の3第1号で規定されている吹付け石綿（レベル1）
 - イ 水質汚濁防止法第2条第2項第1号で規定される有害物質
- (3) 事業所敷地内の有害物質汚染対策は、原則として事業者が実施する。
- (4) 事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が県及び市町村と連携して実施する。

2 計画内容

(1) 石綿飛散応急対策（上記1-(2)-アの物質）

石綿飛散応急対策については、「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」※1に基づき行うものとする。

ア 県は、市町村と協力してアスベスト台帳※2に基づき石綿飛散の恐れのある建築物等の損壊状況の把握を行うとともに、当該建築物等の所有者等に対し、石綿飛散防止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策を実施するよう指導する。

イ 吹付け石綿（レベル1）の廃棄物については、災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理する。

ウ 県は、被災状況に応じて石綿の大気濃度測定を行い、住民に情報提供する。

エ 県及び市町村は、災害ボランティア、復興従事者及び住民等の石綿暴露防止対策として、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用を周知する。

(2) 有害物質流出応急対策（上記1-(2)-イの物質）

有害物質流出応急対策については、「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】」※3に準じて行うものとする。

ア 県は、市町村、関係機関及び事業所と連絡を取り、対象有害物質流出の有無、汚染状況を迅速かつ的確に収集する。

イ 事業者は、水質汚濁防止法第14条の2に基づき応急の措置を講じ、事故の状況及び講じた措置を県に届け出るとともに、市町村に報告する。

ウ 県及び市町村は、事業者が講じた応急の措置が十分でないと判断される場合は指導を行う

エ 事業者は、被災状況に応じて、有害物質に汚染された土壌等の測定を実施する。なお、測定場所の選定等においては、県及び市町村の協力を得て実施する。

オ 事業者は、有害物質の流出により住民の健康に被害が生じる恐れがある場合は、県及び市町村等に連絡するとともに、周辺住民へ広報を行う。

※1「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」資料編 23-01-00 を参照

※2「アスベスト台帳」とは、飛散性が高い吹付け石綿（レベル1）が使用されている建築物及びその可能性がある建築物のリスト

※3「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】」資料編 23-01-01 を参照

第12章 公共的施設災害応急対策計画

第1節 公衆電気通信施設災害応急対策計画

本章は、地震防災の応急対策に関する措置について、基本となる事項を定めたものである。

(西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)

1 情報収集と伝達

情報収集と伝達は、基本計画編第3編第13章第1節2項(災害時における情報の収集及び連絡)による。

2 重要通信のそ通確保

重要通信のそ通確保は、基本計画編第3編第13章第1節4項(1)(重要通信のそ通確保)による。

3 災害時伝言ダイヤル等の提供

災害用伝言ダイヤル等の提供は、基本計画編第3編第13章第1節4項(3)(災害時伝言ダイヤル等の提供)による。

4 対策要員の確保及び広域応援

対策要員の確保及び広域応援は、基本計画編第3編第13章第1節6項(対策要員の確保)及び9項(対策要員の広域応援)による。

5 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保

地震災害の発生時等において、重要通信を確保し、また災害を迅速に復旧するため、基本計画編第2編第20章第1節6項(災害対策用機器及び車両等の配備)に定めるところにより、非常用無線装置、非常用電源装置等の災害対策用機器を事前に配備する。

また、災害応急対策及び災害復旧を実施するため、基本計画編第2編第20章第1節7項(災害対策用資機材等の確保と整備)に定めるところにより、平常時から、災害対策用資機材を配備する。災害時には、基本計画編第3編第13章第1節10項(災害時における災害対策用資機材の確保)により、確保する。

6 通信建物、設備等の重視と点検

津波襲来時等に備えて、通信建物並びに重要通信設備について巡視し、必要な点検を実施する。

7 工事中の設備に対する安全

津波の襲来のおそれがある場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中止する。工事の中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要に応じて保安措置等を講ずる。

(KDDI 株式会社)

I 応急対策

1 情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行う。

- (1) 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。
- (2) 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

2 準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとる。

3 防災に関する組織

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。
- (2) 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

4 通信の非常疎通措置

- (1) 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図る。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとる。

5 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施する。

II 地震防災強化計画

1 大規模地震対策特別措置法に係る防災強化

会社は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより地震防災対策強化地域に指定された地域（以下「強化地域」という。）における地震防災に関し、次の措置をとる。また、強化地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとる。

- (1) 地震防災応急対策

ア 地震情報等の伝達

「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」（以下これらを総称して、「南海トラフ地震臨時情報等」という）については、別に定めるところにより一元的に収集し、伝達する。

イ 災害対策本部等の設置

南海トラフ地震臨時情報等が発せられ、地震防災応急対策を事前に実施する必要があると認めたときは、本社、総支社及び関係事業所に災害対策本部等を設置する。

ウ 南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合における通信の業務

会社は、南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行う。ただし、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、Ⅰ－４－(2)に定めるところにより、利用制限等臨機の措置をとる。

エ 災害対策用機器、設備、車両等の配備

地震災害が発生した場合に必要と認められる災害対策用機器、設備、車両等を事前に配備しておく。

オ 局舎、設備等の点検

強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合、局舎、重要な通信設備等について巡視し、必要な点検を行う。

カ 社員等の安全確保

強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合、地域の事情に応じ社内事業所にいる部外者及び所属する社員等の安全確保のための措置をとる。

キ 地震防災応急対策の実施準備

強化地域内の事業所等の長及び強化地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合、地震防災応急対策の実施に係わる必要な準備を行う。

ク 地震防災応急対策の実施状況等の報告

会社は、地震防災応急対策の実施状況等について、国に設置された地震災害警戒本部等に別に定めるところにより、随時報告する。

(2) 地震防災に関する知識の普及及び訓練

ア 地震防災上必要な知識の普及

強化地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、予想される地震の規模、被害想定及びこれに基づきとられる措置内容、並びに地震防災応急対策等に関する知識の普及を図る。

イ 地震防災訓練

強化地域内の事業所等の長は、大規模地震を想定し、地震防災応急対策に必要な南海トラフ地震臨時情報等の伝達、社員の安否確認および避難・救護、通信の疎通確保、通信設備の応急復旧、ならびに関係地方公共団体等との連携等に関する訓練を毎年１回以上実施し、必要な防災体制の見直しを行う。

2 南海トラフ地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画

会社は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、

南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された地域（以下この条において「推進地域」という。）における地震防災に関し、1の対応に加えて、次の措置をとる。また、推進地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとる。

(1) 津波情報等の伝達経路等の設定

気象庁が発表する津波情報等の津波に関する情報（以下「津波情報」という。）等を、災害対策上、必要な部署、関連する人に対して、その内容を正確かつ迅速に伝達できるよう、情報の伝達経路及び伝達方法をあらかじめ定めておく。

(2) 地震防災応急対策

ア 安全の確保

推進地域内の事業所等の長及び推進地域の周辺地域にある必要な事業所等の長は、地域の事情に応じ社内事業所にいる部外者及び所属する社員等の安全確保のための措置をとるとともに、津波情報等が確実に伝達できるよう十分留意する。

イ 重要通信の確保

津波情報等を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信の疎通状況等を監視し、著しいふくそう等が予想される場合は、第14条に定めるところにより、通話の利用制限、ふくそう対策のための措置をとる。

(3) 地震防災上必要な知識の普及

推進地域内の事業所等の長は、地震防災応急対策に関与する社員等に対し、南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識の普及を図る。

(ソフトバンク株式会社)

I 応急対策

ソフトバンク株式会社は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。

1 災害発生直後の対応

(1) 情報収集および被害状況の把握

設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保。

(2) 防災組織の確立

災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとり、社内基準に基づき災害対策本部を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。また、必要に応じて、全国から要員派遣、復旧資材を含めた物資供給等を行う。

2 復旧作業にいたるまでの対応

(1) 応急措置

大災害発生時に輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、電気通信事業法の定めに従って110番や119番などの重要通信の疎通を確保するため、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制する場合がある。

(2) 応急復旧

移動電源車・移動無線基地局車・可搬型基地局による復旧。基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源を確保する。基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアを確保する。また、小規模な避難所等には可搬型臨時基地局を設置

し、通信サービスを復旧させる。

(3) 公共機関による復旧活動への支援・協力

災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出を行う。（借用台数等、依頼内容によっては貸出できない場合あり。）

(4) 災害時の WEB サイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知

大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況、臨時基地局の稼働状況、ソフトバンクショップの営業状況などを、WEB サイトで地図等を用いて情報を公開する。

Ⅱ 地震防災強化計画

1 大規模地震対策特別措置法に係る防災強化

会社は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより地震防災対策強化地域に指定された地域（以下「強化地域」という。）における地震防災に関し、次の措置をとる。また、強化地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとる。

(1) 防災応急対策

① 地震情報等の伝達

会社は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）（以下「南海トラフ地震臨時情報等」という。）について一元的に収集し、社内に連絡または伝達する。また、その内容を正確かつ迅速に伝達できるように、情報の伝達経路や伝達方法をあらかじめ定めておく。

② 災害対策本部等の設置

会社は、南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合、状況に応じた災害対策本部等の対策組織を設置する。

③ 動員

会社は、災害対策本部等に必要な要員については、交通機関の運行状況等を勘案し、別に定める参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。

④ 指令伝達および情報連絡の経路

対策組織の指令伝達および情報連絡の経路は、情報を統括する組織を設置し、一元的に行う。

⑤ 社外機関との連携体制

会社は、地震防災応急対策を効果的に講じられるよう、国、地方公共団体、および社外関係機関と密接な連携を保ち相互協力に努める。

次に掲げる事項に関し、社外機関とあらかじめ協議するとともに相互に連絡内容、方法等を具体的に定めておくことにする。

ア 会社の業務運営および電気通信サービス利用者の協力を得るための広報

イ 商用電源の確保

ウ 人員、物資等の緊急輸送

エ 消防対策

オ 通信建物、設備等の警備

カ 社員の避難、誘導および食糧、飲料水等の確保

キ その他必要な事項

⑥ 重要通信のそ通確保

会社は、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和および重要通信のそ通確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。

イ 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」「電気通信事業法施行規則」の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。

ウ 非常、緊急通話は、「電気通信事業法」「電気通信事業法施行規則」の定めるところにより、一般通話に優先して取り扱うこと。

エ 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。

オ 電気通信事業者との連携をとること。

⑦ 災害対策用機器等の配備および災害対策用資機材の確保

会社は、地震災害の発生時等において、重要通信を確保し、また災害を迅速に復旧するため非常用無線装置、非常用電源装置等の災害対策用機器を事前に配備する。

また、災害応急対策および災害復旧を実施するため、平常時から、災害対策用資機材を配備する。災害時には、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達または購買部門等に要求し確保する。

⑧ 通信建物、設備等の巡視・点検および作業員の安全確保

会社は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発せられた場合、南海トラフ地震防災対策推進地域内の通信建物および重要通信設備について巡視し、必要な点検を実施する。なお、津波からの避難する時間を十分配慮し、作業員の安全確保を図ることとする。

(2) 地震防災に関する知識の普及及び訓練

① 地震防災教育

会社は、南海トラフ地震防災応急対策に関与する社員および一般社員に対し、それぞれに応じた地震防災上必要な知識を徹底するよう教育を行う。

② 地震防災訓練

南海トラフ地震防災対策推進地域内の大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる防災訓練を毎年1回以上実施する。

ア 警戒宣言等の伝達

イ 非常招集

ウ 警戒宣言前の準備行動および警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置

エ 大規模地震発生時の災害応急対策

オ 避難と救護

カ その他必要とする事項

2 南海トラフ地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画

会社は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された地域（以下この条において「推進地域」という。）における地震防災に関し、1の対応に加えて、次の措置をとる。また、推進地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとる。

(1) 防災応急対策

① 津波情報等の伝達

会社は、気象庁が発表する津波情報等の津波に関する情報（以下「津波情報」という。）等について一元的に収集し、社内に連絡または伝達する。また、その内容を正確かつ迅速に伝達できるように、情報の伝達経路や伝達方法をあらかじめ定めておく。

② 災害対策本部等の設置

会社は、南海トラフ地震が発生した場合、状況に応じた災害対策本部等の対策組織を設置する。

③ 動員

会社は、災害対策本部等に必要な要員については、交通機関の運行状況等を勘案し、別に定める参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。

④ 指令伝達および情報連絡の経路

対策組織の指令伝達および情報連絡の経路は、情報を統括する組織を設置し、一元的に行う。

⑤ 社外機関との連携体制

会社は、防災応急対策を効果的に講じられるよう、国、地方公共団体、および社外関係機関と密接な連携を保ち相互協力に努める。

次に掲げる事項に関し、社外機関とあらかじめ協議するとともに相互に連絡内容、方法等を具体的に定めておくことにする。

ア 会社の業務運営および電気通信サービス利用者の協力を得るための広報

イ 商用電源の確保

ウ 人員、物資等の緊急輸送

エ 消防対策

オ 通信建物、設備等の警備

カ 社員の避難、誘導および食糧、飲料水等の確保

キ その他必要な事項

⑥ 重要通信のそ通確保

会社は、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和および重要通信のそ通確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。

イ 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」「電気通信事業法施行規則」の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。

ウ 非常、緊急通話は、「電気通信事業法」「電気通信事業法施行規則」の定めるところにより、一般通話に優先して取り扱うこと。

エ 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。

オ 電気通信事業者との連携をとること。

⑦ 災害対策用機器等の配備および災害対策用資機材の確保

会社は、南海トラフ地震が発生した場合、重要通信を確保し、また災害を迅速に復旧するため非常用無線装置、非常用電源装置等の災害対策用機器を事前に配備する。

また、災害応急対策および災害復旧を実施するため、平常時から、災害対策用資機材を配備する。

災害時には、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達または購買部門等に要求し確保する。

⑧ 通信建物、設備等の巡視・点検および作業員の安全確保

会社は、南海トラフ地震が発生した場合、南海トラフ地震防災対策推進地区内の通信建物および重要通信設備について巡視し、必要な点検を実施する。なお、津波からの避難する時間を十分配慮し、作業員の安全確保を図ることとする。

(2) 地震防災に関する知識の普及及び訓練

① 地震防災教育

会社は、南海トラフ地震防災応急対策に関与する社員および一般社員に対し、それぞれに応じた地震防災上必要な知識を徹底するよう教育を行う。

② 地震防災訓練

南海トラフ地震防災対策推進地域内の災害を想定し、防災応急対策の実施上必要な次に掲げる防災訓練を毎年1回以上実施する。

ア 津波警報等の伝達

イ 非常招集

ウ 大規模地震発生時の災害応急対策

エ 避難と救護

オ その他必要とする事項

(楽天モバイル株式会社)

I 応急対策

1 情報収集と連絡

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保または被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。

(1) 災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画および実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事務所間相互の連絡を行う。

(2) 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

2 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、またはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置を取る。

3 重要通信の疎通確保

(1) 災害等に際し、通信輻輳の緩和および重要通信の確保を図る。

(2) 「災害救助法」（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。

4 災害時における広報

(1) 災害の発生が予想される場合、または発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等

により直接該当被災地に周知する。

5 対策組織の確立

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合は、対策組織を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。

6 社外機関に対する応援または協力の要請

災害が発生し、または発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し応援の要請または協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

7 災害時における災害対策用資機材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達または購買部門等に要求する。

8 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して迅速・適切に実施する。

II 地震防災強化計画

1 大規模地震対策特別措置法に係る防災強化

会社は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより地震防災対策強化地域に指定された地域（以下「強化地域」という。）における地震防災に関し、次の措置をとる。また、強化地域の周辺にある事務所等においてもこれに準じた措置をとる。

(1) 防災応急対策

① 伝達

会社は、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」（以下これらを総称して、「南海トラフ地震臨時情報等」という）、および津波情報等を一元的に収集し、社内に連絡または伝達する。また、その内容を正確かつ迅速に伝達できるように、対策組織の指令伝達および情報連絡の経路は、情報を統括する組織を設置し、一元的に行う。

② 防災体制の確立

会社は、南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合、状況に応じた緊急事態の態勢を確立し、また、対策組織を予め編成しておく。

③ 緊急事態の発令及び解除

ア 会社は、南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合、あらかじめ定める緊急事態を発令する。

イ 会社は、緊急事態への対応の必要がなくなった場合は、緊急事態を解除する。

④ 権限の行使と責任

ア 緊急事態が発令された場合は、災害対策活動に関する一切の業務は、対策組織のもとで行う。

イ 緊急事態が発令された場合は、対策組織の長は、職制上の権限を行使して活発に対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることができる。なお、責任・権限外の事項については、行使後すみやかに所定の手続をとる。

⑤ 動員

会社は、災害対策本部等に必要な要員については、交通機関の運行状況等を勘案し、別に定める参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。

⑥ 指令伝達及び情報連絡の経路

対策組織の指令伝達および情報連絡の経路は、情報を統括する組織を設置し、一元的に行う。

⑦ 社外機関との連絡体制

会社は、地震防災応急対策を効果的に講じられるよう、国、地方公共団体および社外関係機関と密接な連携を保ち相互協力に努める。

次に掲げる事項に関し、社外関係機関とあらかじめ協議するとともに相互に連絡内容、方法等を具体的に定めておく。

ア 会社の業務運営および電気通信サービス利用者の協力を得るための広報

イ 商用電源の確保

ウ 人員、物資等の緊急輸送

エ 消防対策

オ 通信建物、設備等の警備

カ 社員の避難、誘導および食糧、飲料水等の確保

キ その他必要な事項

⑧ 重要通信のそ通確保

会社は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合における重要通信のそ通確保については、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和および重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。

イ 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条第 2 項および「電気通信事業法施行規則」（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 56 条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。

ウ 非常、緊急通話は、「電気通信事業法」（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条第 1 項および「電気通信事業法施行規則」（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 55 条の定めるところにより、一般通話に優先して取り扱うこと。

エ 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。

オ 電気通信事業者との連携をとること。

⑨ 災害時における災害対策用機器等の配備および災害対策用資機材の確保

会社は、地震災害発生時等において、重要通信を確保し、また災害を迅速に復旧するため、災害対策用機器等を事前に配備する。

ア 会社は、南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合、災害復旧等に係る組織においては、災害対策用資機材、車両等の所在および数量等を確認し、必要な手配等を実施する。

イ 会社は、南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合における人員、資機材の緊急輸

送、もしくは災害発生後における電気通信設備等の迅速な復旧に必要な車両については、緊急輸送用としての事前届出を実施するものとする。

⑩ 通信建物、設備等の巡視と点検

会社は、南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合、通信建物および重要通信設備について巡視し、必要な点検を実施する。なお、津波からの避難する時間を十分配慮し、作業員の安全確保を図ることとする。

(2) 地震防災に関する知識の普及及び訓練

① 地震防災教育

会社は、地震防災応急対策に関与する社員および一般社員に対し、それぞれに応じた地震防災上必要な知識を徹底するよう教育を行う。

② 地震防災訓練

会社は、大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる防災訓練を毎年1回以上実施する。

ア 警戒宣言等の伝達

イ 非常招集

ウ 警戒宣言前の準備行動および警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置

エ 大規模地震発生時の災害応急対策

オ 避難と救護

カ その他必要とする事項

③ 総合防災訓練への参加

会社は、中央防災会議、または都道府県、市町村防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に可能な限り参加し、これに協力する。

2 南海トラフ地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画

会社は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された地域（以下この条において「推進地域」という。）における地震防災に関し、1の対応に加えて、次の措置をとる。また、推進地域の周辺にある事務所等においてもこれに準じた措置をとる。

(1) 防災応急対策

① 伝達

会社は、南海トラフ地震臨時情報等および津波情報等について一元的に収集し、社内に連絡または伝達する。また、その内容を正確かつ迅速に伝達できるように、対策組織の指令伝達および情報連絡の経路は、情報を統括する組織を設置し、一元的に行う。

② 防災体制の確立

会社は、南海トラフ地震が発生した場合、状況に応じた緊急事態の態勢を確立し、また、対策組織を予め編成しておく。

③ 緊急事態の発令及び解除

ア 会社は、南海トラフ地震が発生した場合、または南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合、あらかじめ定める緊急事態を発令する。

イ 会社は、緊急事態への対応の必要がなくなった場合は、緊急事態を解除する。

④ 権限の行使と責任

ア 緊急事態が発令された場合は、災害対策活動に関する一切の業務は、対策組織のもとで行う。

イ 緊急事態が発令された場合は、対策組織の長は、職制上の権限を行使して活発に対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることができる。なお、責任・権限外の事項については、行使後すみやかに所定の手続をとる。

⑤ 動員

会社は、災害対策本部等に必要な要員については、交通機関の運行状況等を勘案し、別に定める参集体制に基づき、可能な限り必要要員を確保するものとする。

⑥ 指令伝達及び情報連絡の経路

対策組織の指令伝達および情報連絡の経路は、情報を統括する組織を設置し、一元的に行う。

⑦ 社外機関との連絡体制

会社は、地震防災応急対策を効果的に講じられるよう、国、地方公共団体および社外関係機関と密接な連携を保ち相互協力に努める。

次に掲げる事項に関し、社外関係機関とあらかじめ協議するとともに相互に連絡内容、方法等を具体的に定めておく。

ア 会社の業務運営および電気通信サービス利用者の協力を得るための広報

イ 商用電源の確保

ウ 人員、物資等の緊急輸送

エ 消防対策

オ 通信建物、設備等の警備

カ 社員の避難、誘導および食糧、飲料水等の確保

キ その他必要な事項

⑧ 重要通信のそ通確保

会社は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合、または南海トラフ地震が発生した場合における重要通信のそ通確保については、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和および重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。

イ 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条第 2 項および「電気通信事業法施行規則」（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 56 条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。

ウ 非常、緊急通話は、「電気通信事業法」（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条第 1 項および「電気通信事業法施行規則」（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 55 条の定めるところにより、一般通話に優先して取り扱うこと。

エ 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。

オ 電気通信事業者との連携をとること。

⑨ 災害時における災害対策用機器等の配備および災害対策用資機材の確保

会社は、地震災害発生時等において、重要通信を確保し、また災害を迅速に復旧するため、災害対策用機器等を事前に配備する。

ア 会社は、南海トラフ地震が発生した場合、災害復旧等に係る組織においては、災害対策用資機材、車両等の所在および数量等を確認し、必要な手配等を実施する。

イ 会社は、南海トラフ地震が発生した場合における人員、資機材の緊急輸送、もしくは災害発生後における電気通信設備等の迅速な復旧に必要な車両については、緊急輸送用としての事前届出を実施するものとする。

⑩ 通信建物、設備等の巡視と点検

会社は、南海トラフ地震防災対策推進地域内および南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域内の通信建物および重要通信設備について巡視し、必要な点検を実施する。なお、津波からの避難する時間を十分配慮し、作業員の安全確保を図ることとする。

(2) 地震防災に関する知識の普及及び訓練

① 地震防災教育

会社は、南海トラフ地震防災応急対策に関与する社員および一般社員に対し、それぞれに応じた地震防災上必要な知識を徹底するよう教育を行う。

② 地震防災訓練

会社は、南海トラフ地震防災対策推進強化地域内および南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域内の大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる防災訓練を毎年1回以上実施する。

ア 南海トラフ地震臨時情報、津波警報等の伝達

イ 非常招集

ウ 大規模地震発生時の災害応急対策

エ 避難と救護

オ その他必要とする事項

③ 総合防災訓練への参加

会社は、中央防災会議、または都道府県、市町村防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に可能な限り参加し、これに協力する。

第2節 電力施設災害応急対策計画（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条に基づき、電力施設に係る災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

2 計画の基本構想

関西電力及び関西電力送配電は電気事業の公共性に鑑み、電力施設の災害を防止し、また発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。

また、非常事態が発生した場合、広域にわたる被害へ対応するため、すべての事業所は、必要な要員を確保し、すみやかに広域連携・支援体制を確立する。

3 通報・連絡

(1) 通報・連絡の実施

対策組織の長は、被害情報などについて、定められた経路に従い通報・連絡する。

(2) 通報・連絡の方法

通報・連絡は、通信連絡施設・設備および電気通信事業者の回線を使用して行う。

4 災害時における情報の収集、連絡

(1) 情報の収集・報告

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

ア) 一般情報

- ① 気象、地象情報
- ② 一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報）
- ③ 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）
- ④ その他災害に関する情報（交通状況等）

イ) 関西電力及び関西電力送配電の被害情報

- ① 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- ② 停電による主な影響状況
- ③ 復旧用資機材、復旧要員、食料等に関する事項
- ④ 従業員等の被災状況
- ⑤ その他災害に関する情報

(2) 通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その

他必要な措置を講ずる。

また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、関西電力送配電の本部長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

5 災害時における広報

(1) 広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- ① 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ② 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに送配電コンタクトセンターに通報すること。
- ③ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- ④ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。
- ⑤ 大規模地震時の電気火災の発生抑制のため、感震ブレーカーを取付すること、及び電気工事店等で点検してから使用すること。
- ⑥ 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- ⑦ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- ⑧ 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。
- ⑨ その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

6 要員の確保

(1) 対策組織要員の確保

ア) 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ) 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出勤する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波の恐れがなくなった後に出社するものとする。

(2) 復旧要員の広域運営

関西電力及び関西電力送配電は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び電力広域的運営推進機関と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

7 災害時における復旧用資機材等の確保

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

- ① 現地調達
- ② 対策組織相互の流用
- ③ 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力及び関西電力送配電と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

8 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

9 災害時における自衛隊との連携

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とする判断される場合には、対策組織の長は、被害地域の府県知事に対して、関西電力及び関西電力送配電が自衛隊による支援を受けられるよう依頼する。

10 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

ア) 水力・火力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

ウ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

オ) 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

1 1 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

(1) 情報伝達、避難誘導

気象台からの津波警報等に関する情報は、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて、速やかに従業員へ周知する。

また、緊急地震速報システム等により津波警報を受信した業務機関については、構内放送等を通じて構内の従業員及び作業員等に安全な場所へ避難するよう周知する。なお、見学者、訪問者等に対しても、関係市町村と連携のうえ、避難方法の徹底を図る等、的確な安全措置を講ずる。

(2) 津波からの避難

津波警報が発表されたとき、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。

その後は、津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保したうえで、次項に定める必要な安全確保措置を実施する。

(3) 津波襲来に備えた措置

津波警報が発表された場合、火力発電所及び浸水が予想される変電所等では、対策組織の判断により、津波からの避難に要する時間に配慮しつつ、従業員及び作業員等の安全を確保したうえで、可能な範囲で、次の安全措置、緊急点検及び巡視を実施する。

ア) 安全措置

- ① 高圧ガス、燃料等危険物の受入、払出、移送等の作業の停止
- ② 津波・高潮対策用設備（防潮扉等）の閉鎖
- ③ 作業用電力、エンジン類の停止、火気使用の禁止

イ) 緊急点検および巡視

- ① 転倒または移動するおそれのある設備の固定状況の点検
- ② 非常用電源設備、消火設備等の巡視点検

避難区域にある仕掛け工事および作業中の電力施設において、津波警報を確認した場合は、原則として工事及び作業を中断するものとする。

また、津波からの避難に要する時間を配慮しつつ、従業員及び作業員等の安全を確保したうえで、可能な範囲で、上記（ア）（イ）に準じた措置を実施する。

1 2 複数の巨大地震の時間差発生を考慮した措置

複数の巨大地震が時間差発生した場合による被害の拡大を防止し、電力の安定供給を確保するため、本店及び地域の対策組織の長の判断により、電力施設における安全措置に関して、次に掲げる各項の予防措置を講ずることとする。

なお、この場合において、津波、余震等のおそれなくなった後に、被害状況等を考慮し、従業員及び作業員等の安全を確保したうえで、可能な範囲で実施するものとする。

(1) 特別巡視、特別点検等

電力施設等に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を定められた手順等により実施する。

(2) 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。

また、社外的には電気通信事業者、鉄道、警察、消防、諸官庁等の社外防災機関との連携を密にし、通信網の確保に努める。

(3) 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設（建設所を含む。）については、状況に応じた人身安全及び設備保安上の応急措置を定められた手順等により実施する。

1 3 復旧計画

地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- (1) 復旧応援要員の必要の有無
- (2) 復旧要員の配置状況
- (3) 復旧用資機材の調達
- (4) 復旧作業の日程
- (5) 仮復旧の完了見込
- (6) 宿泊施設、食糧等の手配
- (7) その他必要な対策

1 4 復旧順位

対策組織の長は、復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

第3節 大規模停電災害応急対策計画（県危機管理部）

1 計画の方針

この計画は、大規模停電発生時における重要施設等における迅速かつ円滑な電源確保について定めることを目的とする。

2 重要施設に対する燃料供給

県は、重要施設の非常用発電設備を稼働させるための燃料が不足した場合には、和歌山県石油商業組合との「大規模災害等発生時における支援等に関する協定」により、重要施設に燃料供給を行うものとする。

また、県内だけでは需要に対応できないときは、県は、「災害時石油供給連携計画」が実施されている場合には政府対策本部に対し、実施されていない場合には資源エネルギー庁に対し、石油連盟災害情報収集システムを活用のうえ、燃料供給を要請し、国や石油連盟、全国石油商業組合連合会の調整により、重要施設に燃料供給を行うものとする。

※大規模災害等発生時における支援等に関する協定書は、資料編 41-00-02 を参照。

3 重要施設への電源車の配備調整等

県は、大規模停電発生時には直ちに、重要施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車の配備先の候補案を作成するものとする。

県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車の配備先を決定し、電気事業者は、電源車の配備に努めるものとする。

4 外部電源供給可能な車両等の活用

県は、協定を締結している自動車販売会社等が所有する、外部電源供給が可能な車両等の提供を受けて、電力が必要な施設等を把握の上、配備先を決定し、自動車販売会社等へ配備を依頼するものとする。

各協定締結自動車販売会社等は、外部電源供給が可能な車両等の提供に努めるものとする。

第4節 都市ガス施設災害応急対策計画（大阪ガスネットワーク株式会社、新宮ガス株式会社）

＜大阪ガスネットワーク＞

1 計画方針

地震災害発生時には、「災害対策規程」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

2 計画内容

(1) 情報の収集伝達及び報告

ア 地震情報の収集、伝達

地震情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

① 地震情報

供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震情報を収集する。

イ 通信連絡

① 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため無線通信網（衛星通信）の充実に図る。

② 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

③ 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

ウ 被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

(2) 応急対策要員の確保

ア 災害の発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。

また、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

イ 震度5（弱）以上の地震が発生した場合、本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう動員を行う。

ウ 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、（社）日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

(3) 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最少限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、広報車・工作車に装備した広報設備により災害に関する各種の情報を広報する。

(4) 危険防止対策

ア 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

イ 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報及び巡回点検等により判明した被害

情報から行う。

ウ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメータにより一定震度以上でガスの自動遮断を行う。

(5) 応急復旧対策

ア 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスを供給再開する。

イ 災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、人命に関わる箇所及び救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。併せて、仮設シャワー設備の設置、カセットコンロの配布、圧縮天然ガスボンベ供給等の生活支援サービス、代替手段による臨時供給などの顧客支援を実施する。

＜新宮ガス＞

1 計画方針

地震災害が発生した際には、それに伴う、ガス漏れによる二次災害を防止するために、以下に述べる応急対策を講じることとする。

2 計画内容

(1) 情報の収集、伝達及び報告

ア 気象予報等の収集、伝達

本部室で収集した気象予警報は所定の伝達経路により伝達する。

イ 災害発生時の関係先との伝達方法

警察、消防等他の第一次関係機関とは平素から緊密な連絡協調に努める。

ウ 被害状況等の収集

工場施設及び供給区域内顧客施設の受けた被害状況、応急対策実施状況、その他各種の情報を本部室で収集する。

(2) 災害広報

災害時において混乱を防止し被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは顧客及び一般市民に対し、工作車に装備したマイクにより災害に関する各種の情報を広報する。

ア 報道機関に対する情報発表は本部室が行う。

イ 顧客に対する広報は、広報車の巡回、チラシ等印刷物の配布により行う。

(3) 防護保全対策

平常業務において、現場状況に応じ防護、修理、取替等により保全業務を行っているが非常の際には、次のとおり地域、場所別に重点巡視警戒を行う。

ア 見廻り巡回を重点実施

イ 情報、連絡による場所別状況の調査

ウ 水害、冠水地域の整圧器の機能監視

エ 河川の増水状況の調査

オ 河川増水による架管に対する遮断バルブの調査及び流出防止処置

カ 他工事現場の特別見廻りと防護強化打合せ

キ がけ崩れ、地盤沈下地域の調査、警戒

ク 防護機材の点検整備

以上のほか、本部室からの情報連絡と災害状況により、本部室の指令に基づき行動する。なお、関係機関との情報連絡を行うとともに、過去の風水害、その他の災害実績から被害が予想される施設を掲示し重点的に監視する。

(4) 危険防止対策

危険防止については、防護対策をたて、災害情報特異危険、現場状況及び災害対策本部の指令に基づき、次のとおり危険防止の（巡視員が）応急実施に当たる。

ア ガス供給施設（バルブ、ガバナー等）周囲の危険物除去

イ ガス導管の折損等危険が予想される個所の供給遮断

ウ ガス管内への流水防止のためのガス供給遮断

エ 他工事関係の危険個所の防護及びガス供給遮断

オ 災害による事故発生の場合は、爆発火災等を考慮して付近住民の避難の要請を行う。

カ その他現場の状況に応じて適切な処置を行う。

(5) 応急復旧対策

供給施設の災害復旧はガス供給上長時間又は長日時停止できない場合は、災害状況により主に次の応急復旧作業に当たる。

ア 本部室の指令に基づきバルブ操作又は圧送操作を行い、供給可能な範囲で供給系統を変えてガス遮断区域を最小限にくい止める。

イ ガス導管内の採水作業の早急実施

ウ ガス導管の折損あるいは漏えい個所の復旧修理

エ その他、現場の状況により適切な処置を行う。

第13章 文教対策計画

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、児童生徒の安全確保・学校施設の確保及び教職員対策、文教施設の復旧、学用品、教科書等、次の応急措置を講ずる。

第1節 小・中学校及び市立高等学校の計画（県教育委員会）

1 計画方針

小・中学校及び市立高等学校に関する災害の応急対策は、別に定めるもののほか、この計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 児童生徒の安全の確保

ア 児童生徒に対する安全指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施を通じて常に緊急措置、安全措置が執れるような体制を確立しておくこと。

イ 校長（不在の場合は、教頭もしくはそれに準ずる者）は、事前に災害が予知される場合や児童生徒に危険が及ぶ心配があるときなど現状を的確に判断し、臨時休業、学校行事の中止等適切な措置を講ずるとともに市町村（県）本部に報告するものとする。

ウ 在校時・学校外の諸活動、登下校時、夜間・休日等の児童生徒の安全確保方策については、危機管理マニュアル等を整備し確立しておくこと。

〔「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）、学校における防災教育・安全指針（県教育委員会）参照〕

(2) 学校施設の確保

ア 被害程度別応急教育予定場所

① 応急的修理で利用できる程度の場合

当該施設の応急措置をして使用する。

② 学校の一部校舎が使用できない程度の場合

特別教室、屋内体育施設等利用し、なお不足する場合は、二部授業等の方法による。

③ 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合

公民館等公共施設を利用し、又は隣接学校の校舎等を利用する。

④ 特に地区が全体的被害を受けた場合

住民避難先の最寄りの学校、り災を免れた公民館等公共施設を利用する。

イ 施設利用の応援

隣接学校その他公共的施設を利用して授業を行う場合には、次の方法により、当該施設管理者の応援を得るものとする。

① 同一市町村施設利用の場合

市町村本部において、関係者協議の上行うものとする。

② 他市町村施設利用の場合

当該市町村本部は、教育部に対して施設利用の応援を要請するものとする。教育部におい

ては、要請に基づいて利用すべき施設の区域を管轄する市町村本部に協力をあっせんするものとする。

(3) 教職員の対策

ア 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作するものとする。

イ 同一市町村内操作

学校内で解決できないときは、学校長は市町村本部に派遣の要請をするものとする。市町村本部は、管内の学校内において操作するものとする。

ウ 県内操作

市町村において解決できないときは、市町村本部は、教育部に教職員派遣の要請をする。要請を受けた教育部は、適当な市町村本部に対して教職員派遣をあっせんするものとする。

エ 県内操作不能の場合

教育部はウの方法によって解決できないときは、欠員の状況に応じて近畿府県から教職員の応援派遣を受ける措置、又は状況に応じ、臨時に教員を採用する措置を講ずるものとする。

第2節 県立学校関係の計画（県教育委員会、県立医科大学）

1 計画方針

県立の大学、高等学校、特別支援学校の地震災害時における応急対策は、別の計画で定めるもののほか、この計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 県立医科大学

ア 大学施設の確保

応援の要請

災害時における応急対策は他施設の利用以外に方法がないときは、知事と協議の上、直接他施設管理者に対し、その利用の応援を要請するものとする。

イ 教職員の対策

災害時に伴い教職員に欠員が生じたときは、次の方法によるものとする。

① 学内対応

欠員が少数のときは、大学内において対応する。

② 学外対応

大学内において対応できないときは、知事との協議の上、学外から応援を受ける等の措置を講じるものとする。

ウ 授業料の減免、育英補助

災害により住家の被害を受けた学生に対しては、授業料の減免及び育英補助の措置を講じるものとする。すなわち、学長は、学生の被害状況を取りまとめ、被害学生の数が相当数に達し、授業料の減免、育英補助の必要を認めたときは、その措置の実施について知事と協議する。

(2) 県立高等学校等

ア 児童生徒等の安全の確保

① 生徒に対する安全指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施を通じて常に緊急措置、安全措置が執れるような体制を確立しておくこと。

② 校長（不在の場合は、教頭もしくはそれに準ずる者）は、事前に災害が予知される場合や児童生徒等に危険が及ぶ心配があるときなど現状を的確に判断し、臨時休業、学校行事の中止等適切な措置を講じるとともに県、（市町村）本部に報告するものとする。

③ 在校時・学校外の諸活動、登下校時、夜間・休日等の児童生徒等の安全確保方策については、危機管理マニュアル等を整備し、確立しておくこと。

〔「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）、学校における防災教育・安全指針（県教育委員会）参照〕

イ 学校施設の確保

授業実施のため校舎施設の確保は、「第1節 小・中学校の計画」に定める計画によるものとする。ただし、施設利用のための応援要請等の手続、順序は、次の方法によるものとする。

① 応援の要請

各学校長は、他施設の利用以外に方法がないときは、教育部に対して直接他施設利用の応

援を要請するものとする。

② 応援の指示等

要請を受けた教育部は、当該学校に隣接する適当な県立の学校等に対し、施設利用について応援をするよう指示するものとする。

なお、当該地域に適当な県立の学校等の施設がないときは、その地域に所在する適当な公共的施設等の利用について、その施設の管理者に応援の協力を要請するものとする。

ウ 教職員の対策

災害に伴い教職員に欠員が生じたときは、次の方法によるものとする。

① 学校内操作

欠員が少数のときは、当該学校内において操作する。

② 県内操作

学校内操作で解決できないときは、学校長は直接教育部に対して、教職員派遣の要請をするものとする。

要請を受けた教育部は隣接する適当な学校等から職員を派遣するものとする。

③ 県内操作不能の場合

教育部は、県で操作できないときは、欠員の状況に応じて当該欠員分を近畿府県から応援を受ける措置、又は状況に応じ、臨時に教員を採用する措置を講ずるものとする。

エ 育英補助

災害により人的、物的な被害を受け、経済的に就（修）学が困難な状況となった児童生徒に対しては、授業料の育英補助等必要な措置を講ずるものとする。

第3節 私立学校関係の計画（県企画部）

1 計画方針

私立学校の災害応急対策は、それぞれの学校設置者が計画を樹立し、その実施に当たるものとするが、公費負担（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）等に関係のある被害状況の報告について、周知徹底を図るものとする。

第4節 学校給食関係の計画（県教育委員会）

1 計画方針

災害時における学校給食の応急対応策は、この計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施計画

ア 教育部は、被害状況に応じ、市町村における学校等の給食施設を利用し、応急給食を実施するよう指導・助言を行うものとする。

イ 被害を受けた市町村に対し、できる限り学校給食の継続実施について指導・助言を行うものとするが、施設及び原材料が被害を受けた場合、速やかに応急措置を実施するよう指導・助言を行うものとする。

ウ 災害時において、学校等が避難所として使用される場合で、学校給食を再開する場合には、その業務に支障が及ぶことがないよう一般罹災者との調整を図るよう留意するものとする。

エ 応急給食の実施及び学校給食再開時には、食中毒・感染症等発生のおそれがあるので、衛生管理等には、特に留意するものとする。

(2) 物資対策

被害を受けた市町村本部及び県立学校長は、被害状況報告を速やかに行うものとし、教育部は、被害物資の掌握、処分等を指示、指導・助言を行うものとする。

第5節 社会教育施設関係の計画（県共生社会推進部・県教育委員会）

1 計画方針

地震・津波災害時における公民館等社会教育施設の応急処理等の措置を講ずる。

2 計画内容

災害発生時においては、公民館等社会教育施設は、災害応急対策のため、特に避難所、災害対策本部等に利用される場合も少なくないので、市町村本部は、被害状況の掌握に努めるとともに、その応急処置等適宜の処置を速やかに実施するものとする。

第6節 文化財等救援・保全活動の計画（県教育委員会）

1 計画方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における文化財等の救援・保全等の措置を図るものとする。

なお、詳細については、令和3年3月策定の「和歌山県文化財保存活用大綱」及び令和5年11月策定の「和歌山県文化財災害対応マニュアル」によるものとする。

2 計画内容

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、文化財災害予防計画において体制整備を行った和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議等関係機関と連携し、文化財の被害状況の把握・救援・保全を速やかに実施するよう努めるとともに、必要に応じて近畿圏危機発生時の相互応援や復旧・復興支援技術職員派遣制度等を活用し、文化庁、地方公共団体及び独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターなどの外部組織への支援要請を行う。また、被災状況に応じた復旧・復興計画を策定し実行するものとする。

(1) 文化財の被災状況の把握

文化財の所有者又は管理者は、災害により文化財が被災した場合は、その被災状況を直ちに市町村文化財主管部局に報告し、市町村文化財主管部局は、管内の文化財の被災状況を取りまとめて、県教育委員会に報告する。

県教育委員会では、県内全体の文化財の被災状況を把握しその対応について検討する。

(2) 文化財及び文化施設の緊急点検と入場者の避難

各文化財及び文化施設の所有者及び管理者は被災状況を点検し、安全が確保できない場合は入場者等を安全な場所へ避難誘導する。

(3) 文化財レスキュー

関係機関と連携し、文化財の種類、被災状況に応じた救援・保全を行う。

(4) 文化財の復旧・復興計画の策定と実施

各市町村が策定する復旧・復興計画と調整を図りながら文化財に特化した計画を策定し保護を行う。

埋蔵文化財については、文化財の保護及び復旧・復興事業の円滑な推進のためにも、試掘・確認調査成果等をもとに計画策定段階から十分な調整を行い、極力埋蔵文化財を回避できるよう努める。また、やむを得ず記録保存のための発掘調査が必要となった場合においても、事業を円滑に進められるよう、早急に文化庁と調整し県外から専門職員の支援を受けることができる体制を整える必要がある。

第7節 学用品支給計画（県企画部・福祉保健部・県教育委員会）

1 計画方針

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失、又は損傷した小・中・高等学校の児童生徒に対し、必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るものとする。

2 計画内容

(1) 給与の種別

教科書（教科書の発行に関する臨時措置法第2条1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材）、文房具、通学用品

(2) 給与対象者

災害により住家に被害を受けた児童生徒で、住家の被害程度は、全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水以上で、学用品がなく就学に支障を生じている者

(3) 給与方法

ア 学用品は、原則として県において一括購入し、罹災児童生徒に対する配分は、県又は市町村が実施するものであるが、教科書等については、地域ごと学校等により、その使用教科書が異なる場合も考慮し、学用品の給与を迅速に行うため職権の委任により、調達から配分までの業務を市町村長に委任することがある。

イ 県又は市町村は、学用品の給与に当たっては、まず、その給与対象となる児童生徒の確実な人員を把握するため、罹災者名簿と児童生徒の指導要録及び学齢簿等と照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握しなければならない。

(4) 救助法による学用品の給与基準

ア 「学用品の給与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

イ 「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行われること。

- ① 教科書
- ② 文房具
- ③ 通学用品

ウ 「学用品の給与」のため支出できる費用

- ① 教科書費

・ 小学校児童及び中学校生徒

「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材を給与するための実費とする。

- ・ 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費とする。

② 文房具費及び通学用品費

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」による。

エ 「学用品の給与」は、災害発生の日から教科書については、1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

(5) その他

整備しなければならない書類等は、次のとおりである。

ア 救助実施記録日計票

イ 学用品の給与状況

ウ 学用品購入関係支払証拠書類

エ 備蓄物資払出証拠書類

第14章 災害警備計画

第1節 警察警備計画（警察本部）

1 計画方針

大規模地震等による災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、和歌山県警察の総力を挙げ、迅速、適切かつ効果的な警察活動を実施し、住民の安全と県内における秩序を維持する。

2 計画内容

(1) 任務と活動

大規模地震等が発生した場合には、次の警察活動を行うものとする。

- ア 被害情報の把握
- イ 避難等の措置
- ウ 救出救助及び行方不明者の搜索
- エ 死体の検視及び見分
- オ 被災地等における交通の安全と円滑の確保
- カ 危険箇所の実態把握及び警戒区域の設定
- キ 津波警報等気象情報の収集及び伝達
- ク 被災地における犯罪の予防・検挙
- ケ 地域安全情報、災害関連情報等の広報
- コ 関係機関の活動に対する援助

(2) 警備体制

「和歌山県警察大規模地震災害警備計画」に基づき、警察職員の各参集場所への自主参集、または非常招集により緊急な立ち上がりを行う。

次いで、和歌山県警察本部及び各警察署は、その地震の規模及び被害状況に応じた災害警備本部等を設置し、警備体制を確立する。

なお、必要に応じ、警察災害派遣隊等の県外部隊の応援要請を行い、体制の充実を図る。

(3) 通信体制

大規模地震等が発生した場合における通信については、「和歌山県警察大規模地震災害警備計画」の定めるところによる。

第2節 海上災害警備計画（和歌山・田辺海上保安部）

1 計画方針

災害時における県沿岸海上の大規模な犯罪、海難等の対策については、海上保安部と緊密な連携のもとに実施する。

2 計画内容

(1) 警備救難体制

海上保安部は、部内規則に基づき、海上における大規模な犯罪、海難等の防止と局限を図るための体制を確立する。

(2) 措置内容

ア 要員の確保

イ 犯罪、災害等の発生の防止、又は局限するための対策の検討

ウ 情報収集及び関係先への通報

エ 通信配備の強化、必要に応じて通信統制又は通信制限の実施、若しくは臨時通信系の設定

オ 巡視船艇、航空機の発動

カ 業務上必要な施設及び資材機器の点検、整備又は手配

キ 航行警報等による情報伝達、措置すべき事項の指導、必要に応じて関係者に対する船舶の移動命令、航行制限等

ク 関係諸機関との緊急連絡、情報交換及び必要に応じて協議する等の相互協力

ケ 住民の心の安定に重点を置いた広報

(3) 対策本部の設置

海上保安部は、海難その他における災害の規模と継続期等により必要と認めるときは、対策本部を設置し、船艇、航空機、人員等の派遣を受け、災害時の応急措置を統一的かつ強力に推進する。

(4) 通信体制

災害発生地などとの通信連絡の途絶等が生じた場合は、通信を中継する巡視船を派遣するなどして、関係機関相互間の通信連絡の確保に努める。

第 15 章 震災対策要員の計画

震災応急対策を実施するために必要な要員は、本計画によるものとする。

震災対策の要員については、概ね次の順序で動員を行うものとする。ただし、震災応急対策作業の内容によっては、先順位の要員に余裕があっても、他の種別要員を先に動員する必要がある場合は、この限りでない。

(1) 県・市町村職員の動員

(2) 労働者の雇上げ

また、動員はそれぞれの応急対策実施機関において行うものであるが、これらの機関が震災応急対策及び災害救助を実施するに当たり、現地において、労働者の雇上げ等が不可能で人員に不足を生ずる場合は、次の応援要請事項を示して、本部へ要請するものとする。

応援要請事項

ア 応援を必要とする理由

イ 従事場所

ウ 作業内容

エ 人員

オ 従事期間

カ 集合場所

キ その他参考事項

**第1節 ボランティア受入計画（日赤県支部、県社会福祉協議会、県危機管理部・県企画部・
県環境生活部・県福祉保健部・県教育委員会）**

1 計画方針

地震・津波災害応急対策の実施にあたるボランティアの受入計画は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 防災ボランティアの受入

ア 市町村等からの要請内容の伝達等

県内において、地震・津波等の大規模な災害が発生し、県又は県内の市町村から防災ボランティアに対する協力要請があった場合、県知事は、専門ボランティアにあっては、窓口団体を通じてその内容を伝え、救援ボランティアチームにあっては、直接に代表者にその内容を伝える。

なお、内容伝達に当たっては、ボランティアの活動地、必要人員、活動地への移動手段等必要な情報の提供を行う。

※ 窓口団体とは、専門ボランティアが登録する際の窓口となる団体をいう。

イ 防災ボランティアの活動の基本

被災現地に出動した防災ボランティアは、県又は現地市町村と協力して災害救援活動に当たるものとする。

ウ 未登録専門ボランティアに対する対応

県、市町村等は、未登録の専門ボランティア希望者からの問い合わせや活動申入れに対し、情報を提供し、必要な調整を行う。

エ 窓口団体との調整

窓口団体との調整は、各団体毎に関係各班において行うものとし、総合調整については、環境生活部県民生活班において行うものとする。

(2) 一般ボランティアの受入

ア 県災害ボランティアセンター（常設型）

災害発生後、県災害ボランティアセンターは、一般ボランティアの受入体制を整え、被災地で円滑にボランティア活動が行えるよう、災害ボランティア活動に係る情報の受発信や、市町村災害ボランティアセンターの後方支援業務を行う。また、必要に応じ、災害ボランティアバスの運行を行う。

(7) 県の役割

県は、環境生活部県民生活班を通じ、県災害ボランティアセンターに対して各種調整、指示、情報提供を行うとともに、職員を派遣し、その運営を支援する。

(4) 県社会福祉協議会の役割

県社会福祉協議会は、県内外の社会福祉協議会、その他関係機関との連絡調整等、事務局として県災害ボランティアセンターの運営業務を行う。

イ 市町村ボランティアセンター

被災地の市町村又は市町村社会福祉協議会は、ボランティアに対し、被災地の情報、ボランティアに対するニーズの情報提供等、地域の実情にあった活動が行えるよう努めるものと

し、その調整窓口として、市町村災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付及びコーディネーター等の業務を行う。

市町村は、災害発生時における官民連携体制強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営するもの（市町村社会福祉協議会等）との役割分担を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

※ 日本赤十字奉仕団委員長名・団員登録数一覧は、資料編 52-01-00 を参照

第2節 労働者の確保計画（和歌山労働局・県福祉保健部・県商工労働部）

1 計画方針

災害応急対策の実施が本部の職員及びボランティア等では労力的に不足し、あるいは特別な作業のため技術的な労力が必要なときにおける労働者の確保は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 労働者の雇用

労働者の雇用は、それぞれの応急対策実施機関において行うものとする。

(2) 労働者雇用の方法

労働者の雇上げについては、県下各公共職業安定所の求職者を対象として要員確保に努めるものとする。

(3) 労働者雇用の範囲

労働者雇用の範囲は、災害応急対策の実施に必要な人員とするが、救助法に基づく救助の実施に必要な労働者の雇上げの範囲は、次のとおりである。

ア 罹災者の避難誘導要員

災害のため現に被害を受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導人員を必要とするとき。

イ 医療及び助産のための移送要員

① 救護班では処理できない重症患者又は救護班が到着するまでの間に、医療措置を講じなければならない患者がおり、病院・診療所に運ぶための人員を必要とするとき。

② 救護班によって医療助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴う要員

③ 傷病が軽傷のため、引き続き療養が必要であるがやむを得ず自宅待機することとなった患者を輸送するための要員

ウ 罹災者の救出要員

罹災者の身体の安全を保護するため、罹災者を救出するための要員

エ 飲料水の供給要員

飲料水を供給するための機械器具の運搬操作等に要する人員及び飲料水を浄化するための、医薬品等の配布に要する人員並びに飲料水を供給するために必要とする人員。

オ 救済用物資の整理、輸送及び配分要員

被服、寝具その他生活必需品、学用品、炊出し用の食糧品・調味料・燃料、医薬品、衛生材料を整理し輸送及び配分するための要員

カ 遺体搜索要員

遺体搜索に必要な機械器具その他の資材の操作及び後始末に要する人員。

キ 遺体の処理（埋葬を除く）要員

遺体の洗浄消毒等の処置をする要員及び仮安置所等まで輸送するための要員。

(4) 労働者雇用の期間

労働者雇用の期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく要員の雇用期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間である。

(5) 労働者の賃金

雇用労働者に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き労働者を使用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。

(6) 実施上の特例

知事は、あらかじめ定めた災害の救助の程度、方法及び期間等に基づき、個々の救助を実施する際、救助の適切な実施が困難な場合が生じたときは、そのつど内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(7) その他

労働者を雇用した場合は、次の帳簿等を整備し保存しておかなければならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 賃金職員等雇上げ台帳

ウ 賃金支払関係証拠書類

第 16 章 交通輸送計画

第 1 節 道路交通の応急対策計画（近畿地方整備局、西日本高速道路（株）、

県県土整備部・警察本部）

1 計画方針

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保安が必要になった場合、又は災害時における交通秩序を確保するため必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限等の規制を行うほか、道路の応急復旧を実施するものとする。

2 計画内容

(1) 交通規制の種別及び根拠

災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次によるものとする。

ア 道路法に基づく規制（同法第 46 条）

災害において道路施設の破損等、又は破損等が予想される場合による施設構造の保全、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む）するものとする。

イ 道路交通法に基づく規制（同法第 4 条、5 条、6 条）

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められるときは、警察署長等は歩行者又は車両等の通行を禁止し若しくは制限する。

ウ 災害対策基本法に基づく規制（同法第 76 条）

被災者の救難、救助のための人員及び物資の緊急輸送等、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、公安委員会は緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。また、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、災害が発生した場合、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限する。

(2) 交通規制の実施

ア 規制の実施は次の区分によって行うものとする。ただし、道路管理者等と警察は、密接な連絡をとり、適切な処置を執られるよう配慮するものとする。

区 分	実施責任者	範 囲
道路管理者等	国土交通大臣 知 事 市 町 村 長	1 道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
警 察	公安委員会 警察署長等 警 察 官	1 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

イ 隣接府県に対し広域交通管制の要請を行う。

(3) 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁等交通施設の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は市町村長に通報するものとする。

通報を受けた市町村長は、その道路管理者等及びその地域を所管する警察署に速やかに通報するものとする。

(4) 各機関別実施の要領

道路管理者等又は警察機関は、災害の発生が予想され、又は発生したときは道路及び交通施設の巡回調査に努め、速やかに次の要領により交通規制を行うものとする。

ア 道路管理者等

災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したときは、若しくは通報等により承知したときは、関係機関と協議・調整のうえ速やかに必要な規制をするものとする。

ただし、市町村長は、該当市町村以外の者が、管理する道路、橋梁施設で、その管理者に通知して規制するいとまがないときは、直ちに、警察官に通報して道路交通法に基づく規制を依頼するものとする。また、市町村長は、速やかに道路管理者に連絡して正規の規制を依頼するものとする。

イ 警察機関

災害が発生した場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、速やかに必要な交通規制を行うものとする。

(5) 緊急通行車両及び規制除外車両の通行確認

災害対策基本法第 76 条の規定により、公安委員会が緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合における緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続は、次のとおりであり、確認を受けた車両については、災害対策基本法施行規則等に定める標章及び証明書の交付を受け、標章を車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに、証明書を車両に備え付けることとなる。

ア 緊急通行車両等の基準

①緊急通行車両とは、

a 道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車

b 基本法第 50 条第 1 項に定める災害応急対策に使用される車両であり、a の車両については緊急通行車両の確認及び標章の掲示は不要である。

なお、原子力災害対策特別措置法、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく緊急通行車両及び大規模地震対策特別措置法に基づく緊急輸送車両についても b の車両と同様に扱う。

②規制除外車両とは、

a 災害対策に従事する自衛隊、米軍又は外交官関係の車両であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているもの。

b 社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるものであり、a の車両については規制除外車両の確認及び標章の掲示は不要である。

※規制除外車両については、規制開始後、復旧状況等に応じて対象を順次拡大していき、その確認は緊急通行車両の確認手続に準じて行う。

イ 緊急通行車両等の確認等

① 確認の申出

a 申出場所

各警察署、交通検問所、警察本部交通規制課

b 申出手続方法

緊急通行車両確認申出書を作成した上、指定行政機関等が保有する車両については、当該車両の自動車検査証の写しを、それ以外の車両については、指定行政機関等との契約書、輸送協定書（輸送協定書がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類の写しを添付する。

② 確認と標章等の交付広報

警察署長は、上記の申出を受けたときは、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付するものとする。

③ 広報

緊急通行車両であることの確認は、災害発生前においても実施することができるとされている。

災害発生前における緊急通行車両であることの確認を受けた車両が増えることにより、災害発生時等において交通規制がなされた直後から、多くの緊急通行車両が被災地での災害応急対策に向かうことができるようになるため、あらかじめ緊急通行車両の確認を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

④ 事前届出

確認手続きの省力化・簡素化を図り、基本法、原子力災害対策特別措置法、及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に定める応急対策又は措置を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両及び一定の規制除外車両については事前の届出をすることができる。事前届出の車両は次のとおりとし、事前届出先は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を経由して公安委員会に申出するものとする。なお、事前届出に係る事務処理等については別に定める。

a 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

b 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両

c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

d 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両（重機輸送用車両にあっては、建設用重機と同一の使用者による届出に限る。）

ウ 緊急通行車両の通行の確保（災害対策基本法第 76 条の 6）

① 道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるとき

は、その管理する道路についてその区間を指定（以下「指定道路区間」という。）し、直ちに、当該指定道路区間内に在る者に対し、周知させる措置をとる。

② 道路管理者等は、指定道路区間内の車両等の運転者等に移動を命じることができる。

③ 運転者等が当該措置をとらない場合や運転者等が現場にいないため移動を命じることができない場合は、道路管理者等は自ら車両等の移動を行うことができる。

④ 道路管理者等は、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない場合は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

(6) 交通規制時の車両の運転者の義務（災害対策基本法第 76 条の 2）

基本法に規定による交通規制時の車両の運転者の義務は次のとおりである。

ア 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。

なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

イ 前記アに係わらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

(7) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等（災害対策基本法第 76 条の 3）

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は次のとおりである。

ア 警察官は、通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

イ 前記アによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

ウ 前記ア及びイを警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊及び消防吏員の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

この場合において、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(8) 公安委員会から道路管理者等への車両移動等の措置要請（災害対策基本法第 76 条の 4）

公安委員会は、災害対策基本法第 76 条第 1 項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、災害対策基本法第 76 条の 6 に規定する車両移動等の措置を要請するものとする。

(9) 規制の標識等

実施者は、交通規制を行った場合は、政令の定めるところにより、次の標識を設置するものとする。

ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、警察官等が現場において指導に当たるものとする。

ア 規制標識

規制標識は、次の様式と方法により設置するものとする。

① 道路交通法第 4 条、5 条及び道路法第 46 条によって規制したとき。

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年 12 月 7 日号外総理府建設省令第 3 号）に定める様式と方法による。

② 災害対策基本法第 76 条によって規制したとき。

災害対策基本法施行規則第 5 条に定める様式と方法による。

イ 規制内容の表示

規制標識には、次の事項を明示して表示する。

- ① 禁止、制限の対象
- ② 規制の区域及び区間
- ③ 規制の期間

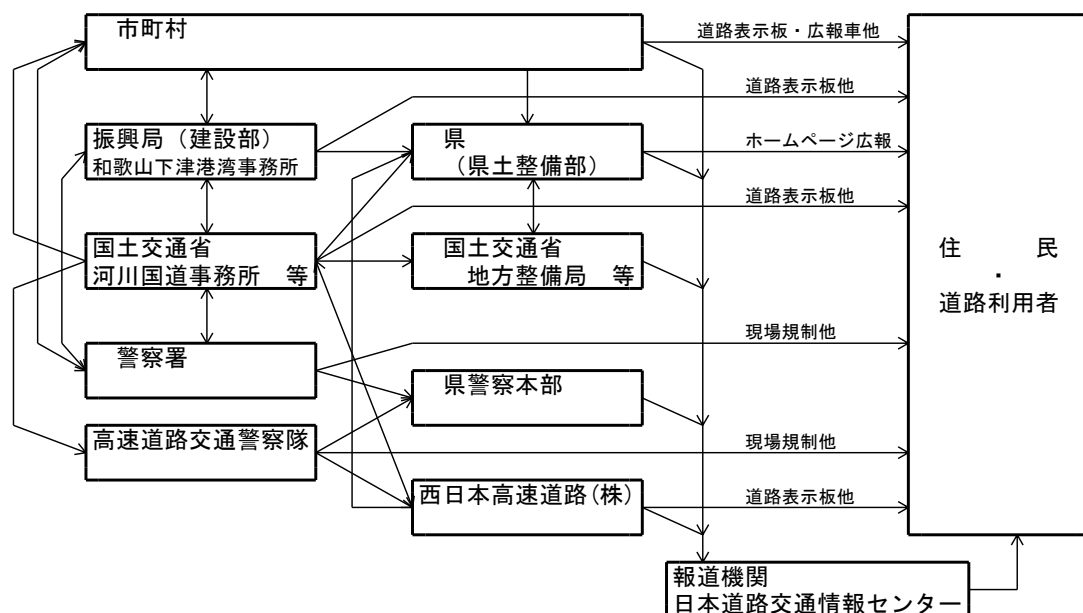
ウ 周知の措置

規制を行った場合、公安委員会及び道路管理者等は、迂回路の明示、代替交通手段についての案内、迂回路についての交通状況に関する情報の提供等を車両による広報、テレビ、ラジオ、立看板、情報板、現場警察官の広報等により行い、一般の交通に支障のないように努めるものとする。

(10) 報告等

規制を行ったときは、次の要領により報告又は通知するものとする。

ア 系統図



イ 報告事項

各関係機関は、報告、通知に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ① 禁止、制限の種別と対象
- ② 規制する区域及び区間
- ③ 規制する期間
- ④ 規制する理由
- ⑤ 迂回路その他の状況

(11) 道路の渋滞対策

ア 災害時交通マネジメント検討会の設置

近畿地方整備局は、大規模災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を道路管理者や警察等と情報を共有するとともに、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策等の検討を行うために、必要に応じて「災害時交通マネジメント検討会」を設置するも

のとする。

イ 設置要請

県土整備部は、自ら必要と認めたときは、近畿地方整備局に「災害時交通マネジメント検討会」の設置を要請することができる。

(12) 道路啓開、応急復旧

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、和歌山県道路啓開協議会の設置によって関係機関と連携してあらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。また、道路管理者は、和歌山県道路啓開計画も踏まえて、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。

ア 道路啓開、応急復旧の実施責任者

道路啓開、応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

イ 市町村長の責務

① 他の道路管理者に対する通報

市町村長は、管内の国道、県道等他の管理者に属する道路ががけくずれ等で道路、橋梁等の施設が危険状態にあることを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。

② 緊急の場合における応急復旧

市町村長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便宜を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。

③ 知事に対する応援要請

市町村は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を要請するものとする。

※ 基本法施行規則第1条及び第5条による通行の禁止又は制限についての標示の様式は、
資料編 53-01-00 を参照

※ 基本法施行規則第6条による緊急通行車両の標章及び証明書の様式は、資料編 53-02-00 を参照

※ 緊急通行車両等の事前届出制度のフローチャートは、資料編 53-03-00 を参照

※ 異常気象時における道路通行規制基準は、資料編 53-06-01～03 を参照

第2節 船舶交通の応急対策計画（和歌山・田辺海上保安部、県農林水産部・県国土整備部）

1 計画方針

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における船舶交通の安全を確保するため、航行規制及び航路障害物の除去等に関し定めるものとする。

2 計画内容

(1) 航行規制の実施者等

港の種類	実施責任者	港名	規制の内容
港則法 適用港	和歌山海上保安部長 (和歌山下津港長)	由良、湯浅広、和歌山下津※	各種法令に基づき、 関係機関と連携し、船舶交通の安全確保、海上災害等の防止に必要な措置を実施する。
	田辺海上保安部長 (田辺港長)	新宮、宇久井、勝浦、浦神、古座西向、串本、日置、田辺※、日高	
その他の港	和歌山海上保安部長	日ノ御崎以北の港	
	田辺海上保安部長	日ノ御崎以南の港	

※特定港を示す

ア 港長又は、和歌山海上保安部長及び田辺海上保安部長（以下「港長等」という）は航行制限に当たっては、港湾管理者、けい留施設の管理者と密接な連絡を取るよう配慮する。

イ 田辺港、和歌山下津港以外の港における規制内容は、(4)とする。

(2) 発見者等の通報

災害時に港内の船舶施設の被害又は、船舶交通が極めて混乱している状況を発見したものは、速やかに港長等又は市町村長に通報するものとする。

通報を受けた市町村長は、その港湾の最寄りの海上保安部署長に通報するものとする。

(3) 航行規制の要領

ア 災害等により水路の損壊沈没物等のため、船舶の航行に危険がある場合は、港長等は、港内における船舶交通の制限又は禁止を行う。

イ 船舶交通の制限禁止を行った場合は、直ちに航行警報、ラジオ・テレビ放送、巡視船艇による巡回等により広く一般に周知を図る。また、必要に応じて標識を設置する。

(4) 航路障害物の除去

ア 和歌山海上保安部及び田辺海上保安部

① 巡視船艇により可能な範囲で漂流物、沈没物、その他の航路障害物の応急的な除去作業を行う。

② 当該物件の所有者、占有者に除去の勧告を行うとともに、関係者による除去作業の指導監督、警戒を行う。必要あるときは、除去命令を出す。

③ 港湾管理者及び漁港管理者に障害物の存在を通報して除去を促進する。

イ 港湾管理者及び漁港管理者

その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、漂流物、沈没物、その他の航路障

害物が認められる場合には、応急的な除去作業を行うよう努めるものとし、当該物件の所有者、占有者に除去の勧告を行うとともに、関係者による除去作業の指導監督、警戒を行う。
必要あるときは、除去命令を出す。

第3節 輸送計画（和歌山・田辺海上保安部、近畿運輸局、近畿地方整備局、自衛隊、西日本旅客鉄道㈱、県危機管理部・県地域振興部・県福祉保健部・県農林水産部・県県土整備部）

1 計画方針

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、陸・海・空のあらゆる有効な手段を利用し総合的かつ積極的に緊急輸送を実現するものとする。
特に、機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活動を推進するものとする。

2 計画内容

(1) 基本方針

ア 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次の事項に配慮して行う。

- ① 人命の安全
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

イ 輸送対象の想定

① 第1段階

- a 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- b 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- c 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設の保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資等
- d 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- e 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

② 第2段階

- a 上記①の続行
- b 食糧及び水等生命の維持に必要な物資
- c 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- d 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

③ 第3段階

- a 上記②の続行
- b 災害復旧に必要な人員及び物資
- c 生活必需品（家庭動物の飼養に関する資材を含む）

(2) 実施者

災害輸送は他の計画で別に定めるもののほか、応急対策を実施する機関が行うものとする。

(3) 災害輸送の種別

災害輸送は次の種別のうち最も適切な方法によるものとする。

- ア 自動車及びバイク等による輸送
- イ 鉄道軌道等による輸送
- ウ 船舶による輸送

エ ヘリコプターや無人航空機等による空中輸送

オ 人力等による輸送

(4) 輸送力の確保等

ア 自動車輸送力の確保順位

災害輸送のための自動車輸送力の確保は、おおむね次の順序による。

- ① 当該実施機関所有の車両等
- ② 公共的団体の車両等
- ③ 営業用の車両等
- ④ その他の自家用車両等

イ 各機関における措置

① 県

- a 本部各班は自動車、船舶、ヘリコプター等の輸送力の確保を要するときで、県有車両等のみで不足するときは、次の輸送条件を示して総合交通政策班に要請するものとする。ただし、土木工事等のため業者所有建設車両を調達するときは、県土整備部土木総務班に要請する。 ※ 建設機械関係資料は、資料編 51-01-01～02 を参照

(ア) 輸送区間又は借上機関

(イ) 輸送量又は車両の台数等

(ウ) 集合の場所及び日時

(エ) その他の条件

- b 総合交通政策班は、次により処置する。

(ア) 自動車のうちトラックについては（公社）和歌山県トラック協会に、バスについては（公社）和歌山県バス協会に、それぞれ輸送を要請し、タクシーについては（一社）和歌山県タクシー協会、（一社）和歌山県ハイヤー・タクシー協会、和歌山県個人タクシー協同組合に輸送要請。

※ トラックによる緊急・救援輸送及び荷さばき業務に関する協定書は、資料編 45-04-02 を参照

※ バスによる緊急・救援輸送に関する協定書は、資料編 54-02-01 を参照

※ タクシーによる緊急・救援輸送に関する協定書は、資料編 54-02-02 を参照

(イ) 鉄道によって輸送する場合は、必要の都度、各関係機関と協議して要請するものとする。

(ウ) 船舶のうちフェリーについては、南海フェリー（株）に輸送を要請し、それ以外は総合統制室を通じ和歌山海上保安部及び田辺海上保安部、自衛隊等に輸送を、和歌山運輸支局及び和歌山運輸支局勝浦海事事務所に借上げあっせんを要請する。

※ 船舶による災害時の輸送等に関する基本協定書は、資料編 45-03-01 を参照

(エ) 漁船及び遊漁船等については、農林水産部水産振興班を通じ和歌山県水難救済会及び和歌山県漁業協同組合連合会に輸送を要請する。

※ 漁船による大規模災害時の緊急輸送活動の協力に関する協定書は、資料編 54-05-00 を参照

※ 船舶による輸送等災害応急対策に関する協定書は、資料編 54-05-01 を参照

(オ) ヘリコプター等については、総合統制室を通じ和歌山海上保安部及び田辺海上保安部、自衛隊等に輸送を要請する。

② 市町村

- a 市町村においては、輸送に必要な車両、無人航空機及び要員等の確保については、市町村計画に定めておくものとする。
- b 市町村の所要車両や無人航空機が調達不能となった場合は、輸送条件を示して支部に応援を要請する。
- ③ 近畿運輸局（和歌山運輸支局、和歌山運輸支局勝浦海事事務所）
近畿運輸局は、対策実施要綱等に基づき、必要な措置を講ずるとともに、県の要請等により、輸送機関等に対し調達のあっせんを行う。
- ④ 西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部和歌山支社及びその他の私鉄会社
西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部和歌山支社及びその他の私鉄会社は、それぞれの実施機関と協議して、鉄軌道による輸送を行うものとする。また、緊急輸送の要請は最寄り駅長を通じて行うものとし、当該輸送機関は、緊急輸送の必要があると認めたときはその万全を期するものとする。
- ⑤ 和歌山海上保安部及び田辺海上保安部
和歌山海上保安部及び田辺海上保安部は、必要に応じ、又は関係機関からの要請に基づき、海上保安庁が保有する船舶及び航空機等を用いて緊急輸送活動を実施する。
- ⑥ 近畿地方整備局和歌山港湾事務所
近畿地方整備局和歌山港湾事務所は、必要に応じ、又は関係機関からの要請に基づき、自ら保有する船舶を用いて緊急輸送活動を実施する。
- ⑦ 自衛隊
自衛隊は、「第 17 章 自衛隊派遣要請等の計画」に定める知事の災害派遣要請に基づき、自ら保有する車両、船舶及び航空機等を用いて緊急輸送活動を実施する。
- (5) 緊急輸送道路ネットワーク
国、県、自衛隊等で構成される協議会において、下記の道路を緊急輸送道路に位置づける。
- ① 高速自動車国道、国道、主要地方道等の主要幹線道路
 - ② 防災上の拠点となる施設へのアクセス道路
 - ③ 上記①、②を補完する道路

区分	概要
第 1 次緊急輸送道路	・ 高速自動車国道、国道、主要地方道等の主要幹線道路 ・ 上記主要幹線道路と防災拠点（一次拠点）を連絡する道路
第 2 次緊急輸送道路	・ 第 1 次緊急輸送道路と防災拠点（二次拠点）を連絡する道路
第 3 次緊急輸送道路	・ 第 2 次緊急輸送道路と防災拠点（二次拠点）を連絡する道路

防災拠点一覧

拠点区分	種別	分類	
		一次拠点	二次拠点
地方公共団体	和歌山県庁	○	
	和歌山県総合庁舎等		○
	地方生活圏中心都市の役所	○	
	その他市町村の役所・役場		○
指定行政機関・指定地方行政機関	国土交通省近畿地方整備局の関連庁舎		○
指定公共機関・指定地方公共機関	高速道路会社・公社		○
	ライフライン管理者		○
	鉄道関係管理者		○
	放送局		○
自衛隊の庁舎	自衛隊基地		○
救援物資等の備蓄拠点 または集積拠点	空港	○	
	ヘリポート		○
	備蓄基地（災害救助物資保管場所）		○
	国際拠点港湾・重要港湾	○	
	港湾・漁港		○
	鉄道駅前広場		○
	道路空間を利用した防災拠点		○
災害医療拠点	総合病院等		○
警察	警察本部・警察署		○
消防	消防署		○
広域防災拠点	広域防災拠点	○	

※ 緊急輸送道路ネットワーク図は、資料編 54-01-01 を参照

(6) 維持管理

道路管理者は、緊急輸送道路について、日頃から整備、耐震補強等に努め、災害発生時に万一被災した場合は、相互に連携し迅速な復旧に努めるものとする。

(7) 輸送能力

※ 陸上における輸送能力は 資料編 54-02-00 を参照

※ 海上における輸送能力は 資料編 54-03-01 を参照

※ 空の輸送能力は 資料編 54-04-00 を参照

(8) 燃料輸送

県は、災害応急対策を行う緊急通行車両等の燃料が不足した場合には、「災害時石油供給連携計画」とは別に、和歌山県石油商業組合との「大規模災害等発生時における支援等に関する協定」に基づき、緊急通行車両等に燃料を給油するための移動式給油機（どこでもスタンド）の設置拠点に燃料を輸送する手段を確保するものとする。

※ 大規模災害等発生時における支援等に関する協定は、資料編 41-00-02 を参照

第 17 章 自衛隊派遣要請等の計画（陸上自衛隊第 37 普通科連隊）

1 計画方針

県地域の防災に関し自衛隊の災害派遣について必要な事項は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 災害派遣要請基準

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、知事は、生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、自衛隊に災害派遣を要請する。

(2) 派遣の種類

ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要と認めた場合の知事の要請に基づく部隊等の派遣

イ まさに災害が発生しようとしている場合における知事の要請に基づく部隊等の予防派遣

ウ 災害に際しその事態に照らし特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認めて、知事からの要請を待たないで、自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣

なお、その判断の基準とすべき事項については次に掲げるとおりである。

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- ④ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

エ 庁舎等防衛省の施設又はその近傍に災害が発生した場合における自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣

(3) 派遣要請要領

ア 知事の派遣要請

災害に際し、知事は、次の場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

- ① 県下市町村長から派遣要請の依頼があり、知事が必要と認めた場合
- ② 防災関係機関から派遣要請の依頼があり、知事が必要と認めた場合
- ③ 知事が自らの判断で派遣の必要を認めた場合

イ 派遣要請の方法

派遣の要請は、陸上自衛隊第 37 普通科連隊長に対し、原則として文書により行うものとする。ただし、文書によるいとまがないときは口頭又は電話によることとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

ウ 要請書の様式

※ 自衛隊災害派遣要請書の様式は、資料編 55-01-00 を参照

連絡先は次のとおりとする

陸 上 自 衛 隊	
第 3 7 普通科連隊	
連絡先	0 7 2 5 - 4 1 - 0 0 9 0 (代表)
(昼間)	第 3 科 (内 2 3 6 ~ 2 3 9)
(夜間)	当直司令室 (内 3 0 2)
県防災電話	
第 3 科	3 9 2 - 4 0 0
F A X	3 9 2 - 4 9 9

(4) 市町村長等の知事への派遣要請依頼

市町村長が、知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって振興局を経由して県（災害対策課）に依頼するものとし、事後速やかに依頼文書を提出する。

ただし、通信途絶等により知事に対し派遣要請の依頼ができないときは、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合、市町村長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

※ 知事への部隊派遣要請依頼書及び部隊等の撤収要請依頼書の様式は、資料編 55-02-00 を参照

(5) 派遣要請不要時の連絡

知事は、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を自衛隊に連絡するものとする。

(6) 自衛隊が災害派遣を行う場合の通知

陸上自衛隊第 37 普通科連隊長は、知事の派遣要請又は自主的判断により、部隊等を派遣した場合は、速やかに派遣部隊の指揮官の官職氏名、その他必要事項を知事に通知する。

(7) 自衛隊との連絡調整

ア 情報の交換

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合においては、自衛隊の災害派遣を有効に行うため、情報の交換等連絡調整を行う。

イ 自衛隊災害派遣業務を調整しその迅速化を図るため、通常県に自衛隊連絡員の連絡所を設置する。

(8) 派遣部隊の誘導及び受け入れ体制

ア 派遣部隊等の誘導

① 県は自衛隊に災害派遣を要請した場合は、県警察本部（警備課）及び要請依頼の関係機関にその旨連絡する。

② 県警察本部は、自衛隊の災害派遣出動に伴う誘導の要請があった場合は、出動経路、交通事情等に応じパトカー又は白バイにより被災地へ誘導する。

イ 派遣部隊の受け入れ体制

① 現地連絡責任者の指定

県は、部隊受け入れ及び作業の円滑を期するため、現地連絡責任者を指定し、派遣部隊指揮官との連絡調整に当たらせる。

② 作業計画及び資材等の整備

自衛隊の災害派遣を受けた機関は、災害の状況、他の機関の応援対策実施状況等を十分勘案し、自衛隊の部隊が迅速かつ円滑に作業を実施できるよう作業計画を策定するとともに、作業の実施に必要な資機材を準備するほか、宿舎等必要な設備を整えるよう配慮する。

③ その他

ヘリコプターを使用する災害派遣要請をおこなった場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期する。

(9) 派遣部隊等の活動

災害派遣部隊は、主として生命、財産の救助のため、各機関と綿密な連携を保って相互に協力し、次の業務を実施する。

ア 災害発生前の活動

① 連絡班及び偵察班の派遣

a 連絡班

状況の悪化に伴い県その他必要な機関に連絡員を派遣し、情報の交換及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。また、状況によって通信班を配慮する。

b 偵察班

災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察させるとともに連絡にあたらせる。

② 出動体制への移行

a 連隊本部の体制

災害の発生が予想される場合は、情報所を開設して情報業務を統一するとともに、事態の緊迫に伴い作戦室を開設して、災害派遣のための部隊の運用に備える。

b 部隊の体制

部隊独自の情報収集を強化するとともに、部隊の編成、資機材の準備、管理支援態勢等初動体制を整える。

③ 海、空自衛隊との連絡調整

海、空自衛隊と、平素からの協定に基づき連絡を密にし、上級司令部の命令があれば速やかに適切な協同行動が実施できるよう準備する。

イ 災害発生後の活動

① 被害状況の把握

知事からの要請があったとき、又指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、船舶、航空機等により偵察を行う。

② 避難の援助

避難の命令が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要と認めるときは、避難者の誘導、輸送を行う。

③ 遭難者の搜索救助

死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して搜索救助を行う。

④ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、所要の水防活動を行う。

⑤ 消防活動

利用可能な消火、防火用具をもって消防機関に協力して消火にあたる。

⑥ 道路又は水路の啓開

道路又は水路が破壊し、もしくは障害物がある場合は、これらの啓開除去にあたる。

⑦ 応急医療、救護及び防疫

診察、救護、防疫、病虫害防除等の支援を行う。ただし、薬剤等は通常地方公共団体の提供を受け使用する。

⑧ 通信支援

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において支援する。

⑨ 人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認めた場合は、緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

⑩ 炊飯又は給水の支援

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯又は給水の支援を行う。

⑪ 交通規制の支援

主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において自衛隊車両を対象として、交通規制の支援を行う。

⑫ 危険物の保安及び除去

特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて、火薬類爆発物の保安措置及び除去を実施する。

⑬ その他

その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力上可能なものについては、所要の措置をとる。

(10) 派遣部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長又は市町村長から委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員が現場にいない場合に限り、次の職務を執行することができる。

ア 警戒区域の設定及び同区域への立入り制限、禁止又は退去の命令（基本法第 63 条第 3 項）

イ 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収容（基本法第 64 条 8 項）

ウ 応急措置の実施の支障となる工作物等の除去等（基本法第 64 条 8 項）

エ 住民又は現場にある者の応急業務への従事命令（基本法第 65 条 3 項）

なお、この場合、自衛官は直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

(11) 派遣部隊等の撤収要請

ア 知事は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。

イ 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命じなければならない。

※ 派遣部隊等の撤収要請書の様式は、資料編 55-03-00 を参照

※ 災害時におけるヘリコプター発着予定地は、資料編 55-04-00 を参照

第 18 章 県防災ヘリコプター活用計画（県危機管理部）

1 計画方針

災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

2 計画内容

(1) 防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「和歌山県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「和歌山県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、原則として市町村等の要請に基づき運航するが、情報収集等の活動の必要があると認められる場合は、総括管理者（危機管理部長）の指示により出動するものとする。

(2) 防災ヘリコプターの応援

市町村長等（消防事務に関する一部事務組合管理者を含む。）の知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、その概要は次のとおりとする。

ア 応援要請の原則

市町村等の行政区域内で災害が発生した場合で次のいずれかに該当するとき、当該市町村長等の要請に基づき応援するものとする。

- ① 災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- ② 発災市町村等の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められる場合
- ③ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

イ 応援要請の方法

応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- ① 災害の種別
- ② 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ③ 災害発生現場の気象状態
- ④ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- ⑤ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他の必要事項

ウ 緊急時応援要請連絡先

和歌山県防災航空センター TEL 0739-45-8211
FAX 0739-45-8213
県防災電話 364-451, 364-400
県防災FAX 364-499

(3) 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

ア 被災状況等の調査及び情報収集活動

イ 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送

ウ 消防隊員、消防資機材等の搬送

エ 被災者等の救出

オ 救援物資、人員等の搬送

カ 災害に関する情報、警報等の伝達等の広報活動

キ その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

※ 和歌山県防災ヘリコプター応援協定は、資料編 56-00-00 を参照

※ 災害時におけるヘリコプター発着予定地は、資料編 55-04-00 を参照

第 19 章 防災拠点施設活用計画(県危機管理部)

1 計画方針

震災に際し、災害応急対策の拠点として、平常時には防災に関する県民の啓発、教育の機能を有する施設として、防災拠点施設の整備に努めるものとする。また、大規模災害時に備えるため、広域防災拠点の活用を進めるものとする。

2 計画内容

(1) 広域防災拠点（県管理）

① 第 1 広域防災拠点（和歌山・海草地域に配置）

- ・和歌山、海草、有田、日高、那賀地域の支援及び県全体の総括拠点
コスモパーク加太（21, 300㎡）
国立大学法人和歌山大学（38, 000㎡）
近畿大学生物理工学部（23, 659㎡）
県立和歌山ビッグホエール（55, 562㎡）

② 第 2 広域防災拠点（西牟婁地域に配置）

- ・西牟婁、日高、東牟婁地域の支援及び県外からの航空輸送における後方支援の進出拠点
南紀白浜空港（741, 000㎡）
旧南紀白浜空港跡地（200, 000㎡）
田辺スポーツパーク（308, 000㎡）

③ 第 3 広域防災拠点（東牟婁地域に配置）

- ・孤立化が長期かつ多数予想される地域を支援する拠点
新宮市民運動競技場（新宮市立佐野体育館含む）（51, 000㎡）
串本町総合運動公園（16, 016㎡）
東紀州防災拠点（三重県熊野市）（12, 280㎡）

④ 第 4 広域防災拠点（伊都地域に配置）

- ・伊都、那賀地域の支援及び県外からの陸上輸送における後方支援の進出拠点
橋本市運動公園（県立橋本体育館含む）（340, 000㎡）

(2) 基幹的広域防災拠点（国管理）との連携

京阪神都市圏における大規模地震発生時等に広域災害応急対策の拠点となる堺泉北港堺 2 区基幹的広域防災拠点と連携し効果的な輸送機能を確保する。

第 20 章 広域防災体制の計画（県危機管理部、県福祉保健部）

1 計画方針

広域的な対応が必要とされる大規模広域災害が発生した場合に備え、県は平常時から広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

県は、関西広域連合が策定する関西防災・減災プランと整合性を図りながら、関西広域連合や構成府県等からの応援を円滑に受け入れるための体制を整備する。

また、県が防災関係機関に対し、広域的な応援を要請する場合における応援職員の円滑な受入体制を整備する。

2 計画内容

(1) 関西圏域内の応援体制

- ・ 県は、関西広域連合による広域防災体制の枠組及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、物資の受入れ体制や避難者・傷病者の受入れ体制の整備を図り、さらに災害に関する関西広域連合構成府県及び連携県の情報の共有を図るなど関西圏域の府県との連携強化に努める。
- ・ 県は、紀伊半島に位置する三重県及び奈良県と「紀伊半島三県災害時等相互応援に関する協定」に基づき、2 県との連携強化に努める。
- ・ 県は、「和歌山県と徳島県の消防防災ヘリコプター運航不能期間等における相互応援協定」及び「滋賀県と和歌山県の消防防災ヘリコプター運航不能期間等における相互応援協定」に基づき、徳島県及び滋賀県との連携強化に努める。

(2) 他ブロック間の応援体制

- ・ 県は、関西広域連合が締結している「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、相互応援体制の整備を図り、情報交換や防災訓練の実施等を通して、九州地方知事会の構成県との連携強化に努める。

(3) 全国レベルの応援体制

- ・ 県は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、他の都道府県との連携強化に努める。
- ・ 県は、消防組織法第 4 4 条の規定に基づき、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援を要請するものとする。なお、緊急消防援助隊が出動された場合は、和歌山県緊急消防援助隊受援計画に基づき速やかに受入体制を整える。
- ・ 県は、都道府県の枠を越えて迅速かつ広域的に被災地へ赴き、直ちに被害情報等の収集、救出・救助、緊急交通路の確保等にあたる警察広域緊急援助隊の受入体制を整える。

(4) 県内の応援体制

- ・ 県内の市町村は、平成 8 年 3 月 1 日付けで締結した「和歌山県下消防広域相互応援協定」に基づき、県下において大規模又は特殊な災害が発生した場合、消防の相互応援に努めるものとする。

※「和歌山県下消防広域相互応援協定」については、資料編 40-03-00 を参照

- ・ 県内の市町村は、平成 8 年 2 月 23 日付けで締結した「日本水道協会和歌山県支部水道災害

相互応援対策要綱に基づく協定」に基づき、県下において地震、異常渇水その他の水道災害が発生した場合、応急給水、応急復旧等の相互応援に努めるものとする。

※「日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定」については、資料編 44-01-00 を参照

- ・ 県内の市町村は、災害の規模に応じて、大規模広域災害時に他の市町村へ広域的に避難することが可能となるよう、関係機関との連携体制を検討するよう努めるものとする。また、県は、市町村から求めがあった場合には、必要な助言を行うものとする。

(5) その他の応援体制

- ・ 県は、関西広域連合が締結している「大規模広域災害時におけるフォークリフトの提供に関する協定」に基づき、トヨタ L & F 和歌山株式会社等に対し、救援物資の集積拠点にフォークリフトを配備することについて協力を求めることができる。

※「大規模広域災害時におけるフォークリフトの提供に関する協定」については、資料編 57-01-01 を参照

(6) 応援職員の受け入れ

- ・ 県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整を行うための受援体制の整備に努めるものとする。
- ・ 特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。
- ・ その他、受援体制にかかる必要な事項は別途和歌山県広域受援計画において定める。

第 21 章 近畿地方整備局による災害時の応援計画（近畿地方整備局）

1 計画方針

災害が発生又はその恐れのある場合、近畿地方整備局は「災害時の応援に関する申し合わせ」（平成 17 年 6 月 14 日近畿整備局企画部長・和歌山県県土整備部長により締結）に基づき、被害拡大を防ぐための緊急対応実施等（リエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣を含む）の応援を行う。

2 計画内容

(1) 応援の内容

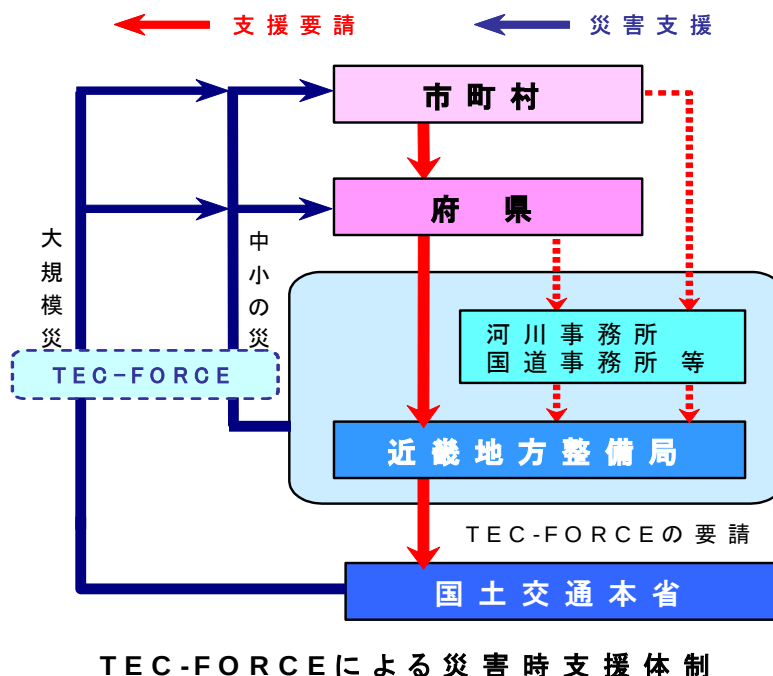
- ・被害情報の収集
- ・災害応急復旧
- ・二次災害の防止
- ・その他必要と認められる事項

(2) 応援の要請

和歌山県は近畿地方整備局へ口頭または電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

近畿地方整備局は、和歌山県より応援の要請を受け応援を行う場合は、和歌山県に応援する旨を口頭又は電話により伝え、事後速やかに文書対応を行うものとする。

【連絡先】近畿地方整備局防災室（TEL：06-6942-1575、FAX：06-6944-4741）



(3) 応援の実施

近畿地方整備局は和歌山県への応援要請に対して、災害対策用資機材及び人員配置の状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。

(4) 応援要請によらない応援

災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、和歌山県からの要請を待ついとまがないと確認されるときは、近畿地方整備局は独自の判断により応援を行うものとする。

※「災害時の応援に関する申し合わせについては、資料編 76-02-08 を参照」